

No.

土木工事標準積算基準書

平成 28 年 11 月

平成 29 年 3 月 一部改定 (第 1 回)

平成 29 年 5 月 一部改定 (第 2 回)

山梨県 県土整備部

所属	
氏名	

工 種	共通仮設費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	
現 行	改 正	備 考	
<p>② 間接工事費</p> <p>1. 総 則 この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、下記のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">間接工事費</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 共通仮設費 現場管理費 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 運 搬 費 準 備 費 事業損失防止施設費 安 全 費 役 務 費 技 術 管 理 費 営 繕 費 </div> </div> <p>2. 共通仮設費</p> <p>(1) 工種区分 共通仮設費は、表-1に掲げる区分ごとに算定するものとする。</p> <p>1) 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。</p> <p>2) 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。なお、主たる工種とは、(2)の1)に定める対象額の大きい方の工種をいう。ただし、対象額で判断しがたい場合は直接工事費で判断してよい。</p> <p>3) 変更設計時に数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(2) 算定方法 共通仮設費の算定は、別表第1の工種区分にしたがって所定の率計算による額と横上げ計算による額とを加算しておこなうものとする。</p> <p>1) 率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に、当該対象額を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>対象額 (P)</p> <p>= 直接工事費+(支給品費+無償貸付機械等評価額)+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>a. 簡易組立式橋梁、P C桁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費</p> <p>b. 上記 a を支給する場合の支給品費</p> <p>c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価 (工場製作品を含む。)</p> <p>d. 大型標識柱 [オーバーハング柱(F型、T型、逆L型)オーバーヘッド柱] の材料費(製作費を含む。)</p> </div> <p>(ロ) 支給品費及び無償貸付機械等評価額は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。</p> <p>ただし、コンクリートダム工事・フィルダム工事については、支給電力料を対象額に含めないものとする。</p> <p>また、別途製作工事等で製作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は対象額に含めない。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額の算定は次式によりおこなうものとする。</p> $\left(\begin{array}{l} \text{無償貸付機械等} \\ \text{評価額} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{l} \text{無償貸付機械と同機種、同} \\ \text{型式の建設機械等損料額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当該建設機械等の設計書に} \\ \text{計上された経費} \end{array} \right)$ <p style="text-align: center;">(貸付にかかる損料額) (業者持込の損料額) (無償貸付機械等損料額)</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-1</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 簡易組立式橋梁、<u>プレキャストP C桁</u>、<u>プレキャストP C床版</u>、グレーチング床版、<u>合成床版製品費</u>、<u>門扉</u>、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費</p> <p>b. 上記 a を支給する場合の支給品費</p> <p>c. 鋼桁、門扉等の工場製作に係る費用のうちの工場原価 (<u>工場製作品を含む。</u>)</p> <p>d. 大型標識柱 [オーバーハング式柱(F型、T型、逆L型、<u>WF型</u>)、<u>オーバーヘッド式柱</u>]、<u>しゃ音壁支柱</u>、<u>鋼製砂防堰堤</u>、<u>鋼製スリット堰堤</u>、<u>鋼橋製作工の支承や排水装置等の材料費(製作費を含む。)</u></p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p style="text-align: center;">項目の追加</p>	
積算上の注意事項			

工 種	共通仮設費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 <hr/> 現行																																																																																																										
現	行	改	正																																																																																																									
<p>(二) 鋼橋桁等の輸送に係る間接費(対象額に対する率計算の場合)の積算は、発注形態別に次表によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">形態 \ 工種</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製作+輸送+架設等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>製作+輸送</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>輸送+架設等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>輸送</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>架設等</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">○対象とする ×対象としない</p> <p>(注) 購入桁については、製作を購入と読み替える。</p> <p>2) 積上げ計算による部分 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。</p> <p>3) 条件明示 安全対策上、重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。</p> <p>4) 適用除外 この算定基準によることが困難又は不適当であると認められるものについては、適用除外とすることが出来る。</p> <p>5) 間接工事費等の項目別対象表</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">間接工事費等</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> <tr> <th colspan="2">対象額</th> <th>対象額</th> <th>直接工事費+共通仮設費=純工事費</th> <th>純工事費+現場管理費=工事原価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目</td> <td>対 象 額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>処分費等</td> <td colspan="4" style="text-align: center;">処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)</td> </tr> <tr> <td>支給品費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>桁等購入費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>一般材料費</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>別途製作の製作費</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>電力</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械評価額</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>鋼橋門扉等工場原価</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>現場発生品</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>ダム(基本料金含む)</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>無償貸付機械評価額</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">○対象とする ×対象としない</p>		形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	製作+輸送+架設等	○	○	○	製作+輸送	×	○	○	輸送+架設等	○	○	○	輸送	×	○	○	架設等	○	○	○	間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価	項目	対 象 額				桁等購入費	×	○	○	○	処分費等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)				支給品費等					桁等購入費	×	○	×	×	一般材料費	○	○	×	×	別途製作の製作費	×	×	×	×	電力	○	○	×	×	無償貸付機械評価額	○	○	×	×	鋼橋門扉等工場原価	×	×	×	○	現場発生品	×	×	×	×	ダム(基本料金含む)	×	×	×	×	工事					無償貸付機械評価額	○	×	×	×	<p>現行どおり</p>		備考
形態 \ 工種	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																									
製作+輸送+架設等	○	○	○																																																																																																									
製作+輸送	×	○	○																																																																																																									
輸送+架設等	○	○	○																																																																																																									
輸送	×	○	○																																																																																																									
架設等	○	○	○																																																																																																									
間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																																																																																																								
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価																																																																																																								
項目	対 象 額																																																																																																											
桁等購入費	×	○	○	○																																																																																																								
処分費等	処分費等(投棄料・上下水道料金・有料道路利用料の取扱いは、(注)(ト)参照)																																																																																																											
支給品費等																																																																																																												
桁等購入費	×	○	×	×																																																																																																								
一般材料費	○	○	×	×																																																																																																								
別途製作の製作費	×	×	×	×																																																																																																								
電力	○	○	×	×																																																																																																								
無償貸付機械評価額	○	○	×	×																																																																																																								
鋼橋門扉等工場原価	×	×	×	○																																																																																																								
現場発生品	×	×	×	×																																																																																																								
ダム(基本料金含む)	×	×	×	×																																																																																																								
工事																																																																																																												
無償貸付機械評価額	○	×	×	×																																																																																																								
I-2-2-2																																																																																																												
積算上の注意事項																																																																																																												

工 種	共通仮設費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考												
現	行	改	正												
	<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、P C桁、簡易組立式橋梁、グレーチング床版、門扉、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱（F型柱、WF型柱、オーバーヘッド式）の場合の扱いは、鋼橋・門扉等工事原価の取扱いに準ずるものとする。（t当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>(ホ) 現場発生産品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生産品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">区 分</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">共 通 仮 設 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">現 場 管 理 費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。</p> <p>2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p>	区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>(注) (イ) 共通仮設費対象額とは、直接工事費+支給品費+無償貸付機械等評価額+事業損失防止施設費+準備費に含まれる処分費である。</p> <p>(ロ) 桁等購入費とは、<u>簡易組立式橋梁</u>、<u>プレキャストPC桁</u>、<u>簡易組立式橋梁—プレキャストPC床版</u>、<u>グレーチング床版</u>、<u>合成床版製品費</u>、<u>門扉</u>、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。</p> <p>(ハ) 無償貸付機械等評価額とは、無償貸付機械と同機種同型式の建設機械等損料額から当該建設機械等の設計書に計上された額を控除した額をいう。</p> <p>(ニ) 別途製作する標識柱「<u>オーバーハング式</u>（F型柱、T型、逆L型、WF型柱）、<u>オーバーヘッド式</u>）、<u>しゃ音壁支柱</u>、<u>鋼製砂防堰堤</u>、<u>鋼製スリット堰堤</u>、<u>鋼橋製作工の支承や排水装置等</u>、<u>工場製作品単価</u>の場合の扱いは、鋼橋・門扉等<u>工場</u>原価の取扱いに準ずるものとする。（t当り製作単価として取扱う場合）</p> <p>(ホ) 現場発生産品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。</p> <p>(ヘ) 別途製作したものを一度現場に設置した後に発生産品となり再度支給する場合の扱いは、別途製作の製作費（<u>材料費含む</u>）と同じ扱いとする。</p> <p>(ト) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 	
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合													
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
一 般 管 理 費 等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
積算上の注意事項		現 行 ど お り													

工 種	共通仮設費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改	正
表-1 工 種 区 分			
工種区分	工 種 内 容		
河川工事	河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、光ケーブル配管工等の補修及びこれらに類する工事 ただし、河川高潮対策区間の河川工事については「海岸工事」とする	現行どおり	
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. 橋梁の下部工、床版工のみの工事 3. ゴム伸縮継手(新設橋)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く	河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事において、次に掲げる工事 1. 樋門(管)工、水(開)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、ロックシェッド(RC構造)、スノーシェッド(RC構造)、防音(吸音・遮音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋梁、仮橋・仮栈橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場製作桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 ただし、河川高潮対策区間における樋門(管)工、水(開)門工については「海岸工事」とする 2. <u>橋梁の下部工、床版工のみの工事</u> <u>橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造)</u> 3. ゴム伸縮継手(新設橋)、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート、石材等)、旧橋撤去工(鋼橋コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4. 1・2及び3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。また、門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く
海岸工事	海岸工事において、次に掲げる工事 堤防工、突堤工、離岸堤工、消波根固工、海岸擁壁工、護岸工、樋門(管)工、河口浚渫、水(開)門工、養浜工、堤防地盤処理工及びこれらに類する工事 河川高潮対策区間の河川工事において、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工、河床高水敷整正工、堤防地盤処理工、河川構造物グラウト工、樋門(管)工、水(開)門工、光ケーブル配管工、護岸工等の補修及びこれらに類する工事	現行どおり	
道路改良工事	道路改良工事において、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事		
鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等) 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。	鋼橋架設工事	鋼橋等の運搬架設及び塗装に関する工事において、次に掲げる工事 1. 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、 <u>鋼橋桁連結工</u> 、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、 <u>落橋防止工(RC構造以外)</u> 、 <u>鋼橋の支承</u> 、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、 <u>床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)</u> 、 <u>橋梁下部工(鋼製)</u> 2. 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3. <u>鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む)</u> ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。
PC橋工事	工事現場におけるPC桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事		
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡張工、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(RC構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)	次ページへ	
I-2-②-4			
積算上の注意事項			

工 種	共通仮設費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行											
現 行	改 正	備 考											
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">P C橋工事</td> <td>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td> 橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く) </td> </tr> </table>	P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事	橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">工種区分</td> <td style="width: 85%;">工 種 内 容</td> </tr> <tr> <td>P C橋工事</td> <td> <u>P C橋に関する工事</u>にあって、次に掲げる工事 1. <u>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</u> 2. <u>プレキャストセグメント構造のP C橋工事</u> </td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> <td> 橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く) 橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く) </td> </tr> </table>	工種区分	工 種 内 容	P C橋工事	<u>P C橋に関する工事</u> にあって、次に掲げる工事 1. <u>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</u> 2. <u>プレキャストセグメント構造のP C橋工事</u>	橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く) 橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)		
P C橋工事	工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事												
橋梁保全工事	橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)												
工種区分	工 種 内 容												
P C橋工事	<u>P C橋に関する工事</u> にあって、次に掲げる工事 1. <u>工事現場におけるP C桁の製作(工場製作桁は除く)、架設及び製作架設に関する工事</u> 2. <u>プレキャストセグメント構造のP C橋工事</u>												
橋梁保全工事	橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物の修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く) 橋梁の保全に関する次に掲げる修繕工事 1. 橋梁(鋼橋は除く)の修繕、橋台・橋脚補強工事 2. 床版打替工、沓座拡幅工、落橋防止工(R C構造)、コンクリート橋の支承 3. 鋼橋等の修繕に関する工事で鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、落橋防止工(R C構造以外)、鋼橋の支承修繕の工事 4. 伸縮継手補修工、高欄取替工 5. その他、橋梁保全のための修繕等の工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)												
I-2-②-4													
積算上の注意事項													

工 種	共通仮設費
-----	-------

改正理由	一部改正	改 正 現 行																											
現	行	改	正																										
備 考																													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">工種区分</th> <th style="width: 90%;">工 種 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舗装工事</td> <td>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く</td> </tr> <tr> <td>共同溝等工</td> <td>(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事</td> </tr> <tr> <td>トンネル工事</td> <td>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く</td> </tr> <tr> <td>砂防・地すべり等工事</td> <td>砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> <td>道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工^{※1}、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修^{※2}に関する工事 3. 道路標識^{※1}、道路情報施設、電気通信設備、防護柵^{※1}、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面の補修については局部的な場合に適用</td> </tr> <tr> <td>河川維持工事</td> <td>河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事</td> </tr> <tr> <td>下水道工事</td> <td>(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>公園工事</td> <td>公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日除棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事</td> </tr> <tr> <td>コンクリートダム工事</td> <td>コンクリートダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>フィルダム工事</td> <td>フィルタイプでダム本体を主体とする工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> <td>電線共同溝に関する工事</td> </tr> <tr> <td>情報ボックス工事</td> <td>情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)</td> </tr> </tbody> </table>		工種区分	工 種 内 容	舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く	共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事	トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く	砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事	道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面の補修については局部的な場合に適用	河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事	下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事	公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日除棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事	コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事	フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事	電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事	情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)	現行どおり	
工種区分	工 種 内 容																												
舗装工事	舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事 セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理路盤工、アスファルト安定処理路盤工、砕石路盤工、凍上抑制層工、コンクリートブロック舗装工、路上再生処理工、切削オーバーレイ工及びこれらに類する工事 ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く																												
共同溝等工	(1) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 (2) 共同溝及び地下立体交差工事(地下駐車場、地下横断歩道等)にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事																												
トンネル工事	トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事 1. トンネル工事 2. 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 ただし、本工事を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は併用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く																												
砂防・地すべり等工事	砂防、地すべり工事及び急傾斜地崩壊防止施設工事にあつて、次に掲げる工事 堰堤工、流路工、山腹工、抑制工、抑止工、床固工、落石なだれ防止工、集水井工、集排水井ボーリング工、排水トンネル工及びこれらに類する工事																												
道路維持工事	道路にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工 ^{※1} 、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修 ^{※2} に関する工事 3. 道路標識 ^{※1} 、道路情報施設、電気通信設備、防護柵 ^{※1} 、樹木等及び区画線等の設置 4. 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5. 1、2、3及び4に類する工事 ※1：局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2：法面の補修については局部的な場合に適用																												
河川維持工事	河川維持工事(河川高潮対策区間の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事 1. 管理を目的とした維持的工事 2. 堤防天端・法面等の補修工事 3. 標識、境界杭、防護柵及び駒止め等の設置 4. 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5. 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6. 1、2、3、4及び5に類する工事																												
下水道工事	(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 (2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法又は小口径の推進工法による管渠工事 (3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事、処理工事及びこれらに類する工事																												
公園工事	公園及び緑地の造成整備に関する工事にあつて、次に掲げる工事 敷地造成工、園路広場工、植樹工、除草工、芝付工、花壇工、日除棚工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、標識工及びこれらに類する工事																												
コンクリートダム工事	コンクリートダム本体を主体とする工事																												
フィルダム工事	フィルタイプでダム本体を主体とする工事																												
電線共同溝工事	電線共同溝に関する工事																												
情報ボックス工事	情報ボックスに関する工事(耐火防護も含む)																												
積算上の注意事項																													

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																																							
	現 行	改 正																																								
	<p>2-1 共通仮設費の率分</p> <p>(1) 共通仮設費の率分の積算</p> <p>1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第5表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2)算定方法 1)率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>(2) 共通仮設費率の補正</p> <p>共通仮設費率の補正については、「1)施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。</p>	<p>現行どおり</p> <p>削除</p> <p>1) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 表-2の適用条件に該当する場合、別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表-2 地域補正の適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th>補正係数</th> <th>適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">市街地(DID補正) (1)</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="5">市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td rowspan="5">1.3</td> <td rowspan="5">1</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事</td> </tr> <tr> <td>道路維持工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (1)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td> <td>1.3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り (2)</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td> <td>1.2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正) (2)</td> <td>市街地(DID補正) (1)以外(※)</td> <td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td> <td>1.2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>全ての工種(※)</td> <td>山梨県職員給与条例における特約勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td> <td>1.3</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の適用条件に該当しない場合は補正しない。 ※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。</p> <p>1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 なお、DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</p> <p>2. 適用条件の複数が該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。</p> <p>ロ) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(Kr) × 施工地域を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表～第4表)による。 なお、補正係数を乗じる場合は、Krの端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			市街地(DID補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	橋梁保全工事	一般交通影響有り (1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2	一般交通影響有り (2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3	市街地(DID補正) (2)	市街地(DID補正) (1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	山梨県職員給与条例における特約勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5	<p>補正係数改定に伴う記載の修正</p> <p>補正係数改定に伴う記載の修正</p> <p>補正係数の改定</p> <p>補正係数改定に伴う記載</p> <p>端数処理方法を記載</p>
適用条件			補正係数	適用優先																																						
施工地域区分	工種区分	対象																																								
市街地(DID補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1																																						
	電線共同溝工事																																									
	道路維持工事																																									
	舗装工事																																									
	橋梁保全工事																																									
一般交通影響有り (1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上 の車道において規制を行う場合。 ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.3	2																																						
一般交通影響有り (2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	3																																						
市街地(DID補正) (2)	市街地(DID補正) (1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	4																																						
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	山梨県職員給与条例における特約勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	5																																						
	I-2-②-6																																									
積算上の注意事項																																										

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																							
	現 行	改 正	備 考																							
	<p>1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">市 街 地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p> <p>ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工地域・工事場所区分</th> <th>工種区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街地</td> <td>鋼橋架設工事</td> <td rowspan="4">1.3</td> </tr> <tr> <td>橋梁保全工事</td> </tr> <tr> <td>舗装工事</td> </tr> <tr> <td>電線共同溝工事 道路維持工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数） ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。</p> <p>※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。</p> <p>3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-2-②-7</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市 街 地		2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事 道路維持工事	<p>削除</p> <p style="color: red;">②→) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。</p>	<p>補正係数改定に伴う記載の削除</p> <p>番号の修正</p>
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																								
市 街 地		2.0																								
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0																								
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																								
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																								
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																								
市街地	鋼橋架設工事	1.3																								
	橋梁保全工事																									
	舗装工事																									
	電線共同溝工事 道路維持工事																									
積算上の注意事項																										

工 種	運搬費
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考
	現 行	改 正	備 考
	<p>2-2 運搬費</p> <p>(1) 運搬費の積算</p> <p>運搬費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>(イ) 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>(ロ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬</p> <p>(ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ニ) 質量20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>(ホ) 器材等の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>ただし、支給品及び現場発成品については、積上げ積算し、直接工事費に計上するものとする。</p> <p>(ヘ) 建設機械の自走による運搬</p> <p>(ト) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用</p> <p>(チ) 質量20 t 以上の建設機械の現場内小運搬</p> <p>2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬（直接工事費に計上）</p> <p>3) 1)～2)に掲げるもののほか、工事施工に必要な建設機械器具の運搬等に要する費用</p> <p>4) 建設機械等の運搬基地</p> <p>運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案のうえ決定するものとする。</p> <p>(2) 積算方法</p> <p>1) 共通仮設費に計上される運搬費</p> <p>(イ) 共通仮設費に含まれる運搬費</p> <p>a. 質量20 t 未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬（分解・組立を含む）</p> <p>b. 器材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>c. 建設機械の自走による運搬（トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80 t 以上は、積上げるものとする。）</p> <p>d. 建設機械等（重建設機械を含む）の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用</p> <p>e. 質量20 t 以上の建設機械の現場内小運搬</p> <p>ただし、特殊な現場条件等により分解・組立を必要とする場合は別途加算出来るものとする。</p> <p>f. 上記(1)、(1)、(ハ)の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50 t 吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70 t 吊）の分解、組立及び輸送に要する費用</p> <p>(ロ) 積上げ項目による運搬費</p> <p>a. 質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬</p> <p>なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。</p> <p>建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率を含む。</p> <p>b. 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬</p> <p>ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p> <p>c. 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用</p> <p>（運搬中の本体賃料・損料および分解・組立時の本体賃料を含む。）</p> <p>2) 直接工事費に計上される運搬費</p> <p>a. 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬</p> <p>b. 支給品及び現場発成品の運搬</p>	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>	<p>項目の追加 語句の修正</p>
I-2-②-10			
積算上の注意事項			

工 種	運搬費
-----	-----

改 正 理 由	一部改正	改 正 現 行	備 考																																																																									
現	行	改	正																																																																									
<p>1) 施工単価入力基準表 (イ) 貨物自動車による運搬 (1車1回)</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6452</td> <td>施工単位</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>各種</td> <td>運搬区分 (表3.3)</td> <td>基本運賃料金 (円) (実数入力)</td> <td>特大品割増 (表3.1) (実数入力)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>悪路割増区間 基本運賃料金 (円) 実数入力</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>深夜早朝割増 の有無 ①有 ②無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>冬期割増区間 基本運賃料金 (円) (実数入力)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>J 7</td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地区割増料 (円) (実数入力)</td> <td>その他の 諸料金 (円) (実数入力)</td> <td>有料道路 利用料 (円) (実数入力)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 重建設機械分解組立 (SA025) を使用するものについては適用しない。 2. 鋼橋の輸送については「第IV編第7章①鋼橋製作工」、水門の輸送については「土木工事標準積算基準書(機械編)」により別途計上するものとし、その他については本コードで計上する。 3. 上記施工歩掛コードは、輸送トラック1車1台(片道)当りである。 搬入、搬出の経路が同経路の場合は、施工単位を「2(台)」とし、経路が異なる場合は施工単位を「1」としてS6452を2回計上する。 4. J1条件で①～⑦を選択した場合は、J3条件の入力の必要はない。 5. J3条件は実数入力であり、割増率が6割の場合は「0.6」と入力し、割増の無い場合は「0」を入力する。 6. J4条件は実数入力であり、悪路割増区間の運搬距離に対応する基本運賃料金を入力し、割増がない場合は「0」を入力する。 7. J6条件は実数入力であり、冬期割増対象地域の輸送距離に対応する基本運賃料金を入力し、割増がない場合は「0」を入力する。 8. J8、J9条件：その他の諸料金、有料道路利用料には消費税を含まない料金を入力する。入力にあたっては、有料道路利用料から消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切り捨てし整数止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.3 運 搬 区 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>輸送トラック規格</th> <th>入力番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>路面切削機 (ホイール式・腐材積込装置付)</td> <td>2.0m</td> <td>30t車</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>除雪ドーザ(クローラ型) (普通)</td> <td>21t</td> <td>22t車</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ (路床改良用)</td> <td>深1.2m 幅2.0m</td> <td>24t車</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm</td> <td>30t車</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用</td> <td>30t車</td> <td>⑤</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</td> <td>鋼矢板Ⅴ・Ⅵ・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用</td> <td>38t車</td> <td>⑥</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット体・エアコンプレッサ搭載)</td> <td>吹付範囲半径7m級・吐出量8～22m³級</td> <td>22t車</td> <td>⑦</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">各 種</td> <td></td> <td></td> <td>⑧</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-14</p>		施工歩掛コード	S6452	施工単位	台	施工区分	入 力 条 件				J 1	J 2	J 3	各種	運搬区分 (表3.3)	基本運賃料金 (円) (実数入力)	特大品割増 (表3.1) (実数入力)				悪路割増区間 基本運賃料金 (円) 実数入力				深夜早朝割増 の有無 ①有 ②無				冬期割増区間 基本運賃料金 (円) (実数入力)		J 7	J 8	J 9		地区割増料 (円) (実数入力)	その他の 諸料金 (円) (実数入力)	有料道路 利用料 (円) (実数入力)	機 械 名	規 格	輸送トラック規格	入力番号	路面切削機 (ホイール式・腐材積込装置付)	2.0m	30t車	①	除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t	22t車	②	スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	24t車	③	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	30t車	④	油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	30t車	⑤	油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ・Ⅵ・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用	38t車	⑥	コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット体・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・吐出量8～22m ³ 級	22t車	⑦	各 種			⑧	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(注) 1. 重建設機械分解組立 (SA025) を使用するものについては適用しない。 2. 鋼橋の輸送については「第IV編第7章①鋼橋製作工」、水門の輸送については「土木工事標準積算基準書(機械編)」により別途計上するものとし、その他については本コードで計上する。 3. 上記施工歩掛コードは、輸送トラック1車1台(片道)当りである。 搬入、搬出の経路が同経路の場合は、施工単位を「2(台)」とし、経路が異なる場合は施工単位を「1」としてS6452を2回計上する。 4. J1条件で①～⑦を選択した場合は、J3条件の入力の必要はない。 5. J3条件は実数入力であり、割増率が6割の場合は「0.6」と入力し、割増の無い場合は「0」を入力する。 6. J4条件は実数入力であり、悪路割増区間の運搬距離に対応する基本運賃料金を入力し、割増がない場合は「0」を入力する。 7. J6条件は実数入力であり、冬期割増対象地域の輸送距離に対応する基本運賃料金を入力し、割増がない場合は「0」を入力する。 8. J8、J9条件：その他の諸料金、有料道路利用料には消費税を含まない料金を入力する。入力にあたっては、<u>有料道路利用料から消費税相当額を控除し</u>、端数については、小数点以下切り捨てし整数止めとする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		語句の修正
施工歩掛コード	S6452	施工単位	台																																																																									
施工区分	入 力 条 件																																																																											
	J 1	J 2	J 3																																																																									
各種	運搬区分 (表3.3)	基本運賃料金 (円) (実数入力)	特大品割増 (表3.1) (実数入力)																																																																									
			悪路割増区間 基本運賃料金 (円) 実数入力																																																																									
			深夜早朝割増 の有無 ①有 ②無																																																																									
			冬期割増区間 基本運賃料金 (円) (実数入力)																																																																									
	J 7	J 8	J 9																																																																									
	地区割増料 (円) (実数入力)	その他の 諸料金 (円) (実数入力)	有料道路 利用料 (円) (実数入力)																																																																									
機 械 名	規 格	輸送トラック規格	入力番号																																																																									
路面切削機 (ホイール式・腐材積込装置付)	2.0m	30t車	①																																																																									
除雪ドーザ(クローラ型) (普通)	21t	22t車	②																																																																									
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	24t車	③																																																																									
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450mm 幅 925mm	30t車	④																																																																									
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	30t車	⑤																																																																									
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅴ・Ⅵ・Ⅱw・Ⅲw・Ⅳw型用	38t車	⑥																																																																									
コンクリート吹付機 (湿式吹付・吹付ロボット体・エアコンプレッサ搭載)	吹付範囲半径7m級・吐出量8～22m ³ 級	22t車	⑦																																																																									
各 種			⑧																																																																									
積算上の注意事項																																																																												

工 種	運搬費
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																								
現	行	改 正	備 考																								
<p>F1～F2：運賃増率</p> <p>F1：冬期割増</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地 域</th> <th>期 間</th> <th>割増率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道</td> <td>自11月16日 至4月15日</td> <td rowspan="2">2割増</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡</td> <td>自12月1日 至3月31日</td> </tr> </tbody> </table> <p>F2：深夜早朝割増</p> <table border="1"> <tr> <td>運搬時間を「22～5時」に指定する場合。</td> <td>3割増</td> </tr> </table> <p>G：運搬質量（t） H：その他の諸料金（円） その他、下記事項の料金を必要により計上する。 a. 有料道路使用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他</p> <p>* 端数の処理 運賃及び料金は当該輸送トン数ごとに計算し、当該運賃又は料金の円未満の金額については切り捨てる。</p> <p>2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み、取卸しに要する費用 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の積込み・取卸し費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>作 業</th> <th>費 用 (円/t)</th> <th rowspan="4">3,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基 地</td> <td>積 込 み</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現 場</td> <td>積 込 み</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>取 卸 し</td> <td>750</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 橋梁ベント、橋梁架設用タワーは率に含まれるため適用しない。 2. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。</p>		地 域	期 間	割増率	北海道	自11月16日 至4月15日	2割増	青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日	運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増	場 所	作 業	費 用 (円/t)	3,000	基 地	積 込 み	750	取 卸 し	750	現 場	積 込 み	750	取 卸 し	750	<p>現行どおり</p> <p>G：運搬質量（t） H：その他の諸料金（円） その他、下記事項の料金を必要により計上する。 a. 有料道路使用利用料 b. 自動車航送船利用料 c. その他</p> <p>* 端数の処理 運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、<u>当該運賃又は料金の円未満の金額については切り捨てる。</u></p> <p>現行どおり</p>	語句の修正
地 域	期 間	割増率																									
北海道	自11月16日 至4月15日	2割増																									
青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県の全域 岩手県のうち北上市、久慈市、遠野市、二戸市、九戸郡、二戸郡、上閉伊郡、下閉伊郡、岩手郡、和賀郡、福島県のうち会津若松市、喜多方市、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、岐阜県のうち高山市、大野郡、吉城郡、益田郡、郡上郡	自12月1日 至3月31日																										
運搬時間を「22～5時」に指定する場合。	3割増																										
場 所	作 業	費 用 (円/t)	3,000																								
基 地	積 込 み	750																									
	取 卸 し	750																									
現 場	積 込 み	750																									
	取 卸 し	750																									
積算上の注意事項																											

工 種	運搬費
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行																																																								
現 行		改 正																																																								
<p>3) 施工単価入力基準表 (イ) 仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の運搬</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6847</td> <td>施工単位</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td>基本運賃 (円/t) (実数入力)</td> <td>運搬割増率 (表4.1)</td> <td>その他の諸料金の有無 ①有 ②無</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>J 4 その他の諸料金 (円/t) (実数入力)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工 (SB763) で積上げた敷鉄板を対象とする。 2. 積み込み、取卸し費は別途SA009で計上する。 3. 上記施工歩掛コードは、輸送トラック1車1回(片道)当りである。 4. J 2条件で④を選択した場合、実数入力であり割増率が6割の場合は「0.6」を入力し、割増の無い場合は「0」を入力する。 5. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件を入力する必要はない。</p> <p style="border: 2px solid red; display: inline-block; padding: 2px;">表4.1 割増率</p> <table border="1"> <tr> <th>冬 期 割 増</th> <th>深夜早朝割増</th> <th>割 増 率</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td></td> <td>0.2</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td>0.3</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>0.5</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td colspan="3">各種(実数入力)</td> <td>④</td> </tr> </table> <p>○：計上する。</p> <p>(ロ) 仮設材等（鋼矢板，H形鋼，覆工板，敷鉄板等）の積み込み、取卸し費</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SA009</td> <td>施工単位</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>J 1</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>作業区分 ①積み込みのみ ②取卸しのみ ③積み込み、取卸し(片道分) ④積み込み、取卸し(往復分)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 敷鉄板については敷鉄板設置撤去工 (SB763) で積上げた敷鉄板を対象とする。 2. 積み込み、取卸し(片道分)は、基地での積み込み+現場での取卸し分(又は、現場での積み込み+基地での取卸し分)が計上され、積み込み取卸し(往復分)は、基地での積み込み～基地での取卸し分が計上される。 3. 本歩掛は、施工機種や作業半径等の条件にかかわらず適用できる。ただし、深夜早朝作業の場合については別途考慮する。</p>		施工歩掛コード	S6847	施工単位	t	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1	J 2	J 3	基本運賃 (円/t) (実数入力)	運搬割増率 (表4.1)	その他の諸料金の有無 ①有 ②無				J 4 その他の諸料金 (円/t) (実数入力)	冬 期 割 増	深夜早朝割増	割 増 率	入力番号	○		0.2	①		○	0.3	②	○	○	0.5	③	各種(実数入力)			④	施工歩掛コード	SA009	施工単位	t	施工区分	入 力 条 件			各 種	J 1			作業区分 ①積み込みのみ ②取卸しのみ ③積み込み、取卸し(片道分) ④積み込み、取卸し(往復分)			<p>6. J 4条件：その他の諸料金には消費税を含まない料金を入力する。入力にあたっては、消費税相当額を控除し、端数については、小数点以下切り捨てし整数止めとする。</p>		備考
施工歩掛コード	S6847	施工単位	t																																																							
施工区分	入 力 条 件																																																									
各 種	J 1	J 2	J 3																																																							
	基本運賃 (円/t) (実数入力)	運搬割増率 (表4.1)	その他の諸料金の有無 ①有 ②無																																																							
			J 4 その他の諸料金 (円/t) (実数入力)																																																							
冬 期 割 増	深夜早朝割増	割 増 率	入力番号																																																							
○		0.2	①																																																							
	○	0.3	②																																																							
○	○	0.5	③																																																							
各種(実数入力)			④																																																							
施工歩掛コード	SA009	施工単位	t																																																							
施工区分	入 力 条 件																																																									
各 種	J 1																																																									
	作業区分 ①積み込みのみ ②取卸しのみ ③積み込み、取卸し(片道分) ④積み込み、取卸し(往復分)																																																									
積算上の注意事項																																																										

工 種	安全費
-----	-----

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
	現 行	改 正	
	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)~2)に掲げるもののほか、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用 ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 <p>1) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7%（円）</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	<p>2-5 安全費</p> <p>(1) 安全費の積算 安全費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 安全施設等に要する費用 2) 安全管理等に要する費用 3) 1)~2)に掲げるもののほか、工事施工に必要な安全対策等に要する費用 <p>(2) 積算方法 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用 ② 不稼働日の保安要員等の費用 ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料 ④ 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用（大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム・トンネル本体工事）は除く） ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用 ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用（工事用連絡設備含む） ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用 ⑧ 粉塵作業の予防に要する費用（ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備は、仮設工に計上する。） ⑨ 安全用品等の費用 ⑩ 安全委員会等に要する費用 <p>上記以外で積上げ計上する項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に配置する安全管理員等に要する費用 ② バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用（積算方法は、第9章「土木請負工事における現場環境改善イメージアップ経費の積算」による） ③ 高圧作業の予防に要する費用 ④ 河川及び海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用 ⑤ ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用 ⑥ トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等）に要する費用 ⑦ その他、現場条件等により積み上げを要する費用 <p>1) 呼吸用保護具の積算 トンネル建設工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具（電動ファン付粉塵用保護具等）の費用として、1工事当り次式「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">呼吸用保護具等費用 = 1,370,000 + 総労務費×0.7%（円）</p> <p>なお、総労務費とは、1工事当りのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費合計額とする。</p>	<p>語句の追記</p>
I-2-②-26			
積算上の注意事項			

工 種	技術管理費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>2-7 技術管理費</p> <p>(1) 技術管理費の積算 技術管理費として積算する内容は次のとおりとする。</p> <p>1) 品質管理のための試験等に要する費用</p> <p>2) 出来形管理のための測量等に要する費用</p> <p>3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用</p> <p>(2) 積算方法 技術管理費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。</p> <p>① 品質管理基準に記載されている試験項目(必須・その他)に要する費用</p> <p>② 出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用</p> <p>③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>④ 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等(道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く)に要する費用</p> <p>⑤ 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>⑥ コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>⑦ コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>⑧ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>⑨ トンネル工(NATM)の計測Aに要する費用</p> <p>⑩ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>⑪ 溶接試験における放射線透過試験に要する費用</p> <p>⑫ 施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>⑬ 品質証明に係る費用(品質証明費)</p> <p>上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>(イ) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>(ロ) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器(鉄筋探査等)を用いた調査に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。 <p>(ニ) その他、前記イ、ロ、ハに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>⑧ 非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定に要する費用</p> <p>⑨ 微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定に要する費用</p> <p>⑩ PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>⑪ トンネル工(NATM)の計測Aに要する費用</p> <p>⑫ 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>⑬ 溶接工の品質管理のための試験等に要する費用(現場溶接部の検査費用を含む)</p> <p>⑭ 施工管理で使用するOA機器の費用(情報共有システムに係る費用(登録料及び利用料)を含む)</p> <p>⑮ 品質証明に係る費用(品質証明費)</p> <p>⑯ 建設発生土情報交換システム及び建設副産物情報交換システムの操作に要する費用</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p>通達文改訂に伴う見直し。</p> <p>放射線透過試験含めて幅広く記載。</p>
I-2-②-28			
積算上の注意事項			

工 種	営繕費
-----	-----

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考																
	現 行	改 正	備 考																
	<p>(3) 除雪工事で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正</p> <p>1) 除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費率の補正について 積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、「2-8 営繕費(2) 積算方法」のとおりであるが、除雪工事においては、現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舎、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。</p> <p>2) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法</p> <p>イ) 市街地補正係数の適用を受ける4工種の場合 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (除雪工事補正共通仮設費率 + 市街地補正共通仮設費率 - 共通仮設費率)</p> <p>ロ) 市街地以外の場合 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (除雪工事補正共通仮設費率 + 施工地域・工事場所による補正率)</p> <p>・対象額(P) : 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>・除雪工事補正共通仮設費率 : 共通仮設費率(Kr) × 除雪工事補正係数(Sr)(%)</p> <p>・除雪工事補正係数(Sr) : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数</p> <p>・市街地補正共通仮設費率 : 共通仮設費率(Kr) × 市街地補正係数(%)</p> <p>・市街地補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正)の施工地域・工事場所を考慮した補正係数による</p> <p>・施工地域・工事場所による補正率 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正)の施工地域・工事場所による補正率による(%)及び補正係数による</p> <p>市街地補正係数の適用については、「2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正(2) 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の及び計算」を参照のこと。</p> <p>なお、除雪工事補正共通仮設費率及び市街地補正共通仮設費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 除雪工事補正係数(Sr)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>補 正 係 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿 舎 の み</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 の み</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>倉 庫 の み</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宿 舎 と 事 務 所 を</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>宿 舎 と 倉 庫 を</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>事 務 所 と 倉 庫 を</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>宿 舎、事 務 所、倉 庫 を</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">I-2-②-31</p>	区 分	補 正 係 数	宿 舎 の み	0.95	事 務 所 の み	〃	倉 庫 の み	〃	宿 舎 と 事 務 所 を	0.90	宿 舎 と 倉 庫 を	〃	事 務 所 と 倉 庫 を	〃	宿 舎、事 務 所、倉 庫 を	0.85	<p>現行どおり</p> <p>2) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の算定方法</p> <p>イ) 施工地域を考慮した市街地補正係数を適用するを受ける4工種の場合 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (除雪工事補正共通仮設費率 + 市街地施工地域補正後の共通仮設費率 - 共通仮設費率)</p> <p>ロ) 市街地以外の場合 共通仮設費(率分) = 対象額(P) × (除雪工事補正共通仮設費率 + 施工地域・工事場所による補正率)</p> <p>・対象額(P) : 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費</p> <p>・除雪工事補正共通仮設費率 : 共通仮設費率(Kr) × 除雪工事補正係数(Sr)(%)</p> <p>・除雪工事補正係数(Sr) : 現場事務所等を貸与する場合の割引補正係数</p> <p>・施工地域市街地補正後の共通仮設費率 : 共通仮設費率(Kr) × 施工地域市街地補正係数(%)</p> <p>・施工地域市街地補正係数 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正)の 施工地域市街地補正係数による</p> <p>施工地域・工事場所による補正率 : (2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正)の 施工地域・工事場所による補正率による(%)及び補正係数による</p> <p>市街地補正係数の適用については、「2-1 共通仮設費の率分(2) 共通仮設費の補正(2) 施工地域・工事場所を考慮した共通仮設費率の及び計算」を参照のこと。</p> <p>なお、除雪工事補正共通仮設費率及び施工地域市街地補正共通仮設費率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>現行どおり</p>	補正係数改定に伴う記載の修正
区 分	補 正 係 数																		
宿 舎 の み	0.95																		
事 務 所 の み	〃																		
倉 庫 の み	〃																		
宿 舎 と 事 務 所 を	0.90																		
宿 舎 と 倉 庫 を	〃																		
事 務 所 と 倉 庫 を	〃																		
宿 舎、事 務 所、倉 庫 を	0.85																		
積算上の注意事項																			

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																			
現	行	改 正	備 考																			
<p>(2) 現場管理費の算定</p> <p>1) 現場管理費は別表第1(第1表~第5表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費(2)算定方法1)率計算による部分の(=)」及び「2. 共通仮設費(2)算定方法5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとられることなく工種を選定するものとする。</p> <p>3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。</p> <p>(3) 現場管理費率の補正</p> <p>現場管理費率の補正については、「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。</p> <p>イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合</p> <p>a. 積雪寒冷地域の範囲……山梨県職員給与条例に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。</p> <p>ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。</p> <p>b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工時期</th> <th>適用地域</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11月1日～3月31日</td> <td>北海道、青森県、秋田県</td> <td>積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。</td> </tr> <tr> <td>12月1日～3月31日</td> <td>上記以外の地域</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。</p> <p>d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。</p> <p>補正値(%) = 冬期率 × 補正係数</p> <p>冬期率 = 12月1日～3月31日(11月1日～3月31日)までの工事期間 / 工期</p> <p>ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。</p> <p>補正係数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>積雪寒冷地域の区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>2 "</td> <td>1.60</td> </tr> <tr> <td>3 "</td> <td>1.40</td> </tr> <tr> <td>4 "</td> <td>1.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 補正値は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p>		施工時期	適用地域	備 考	11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。	12月1日～3月31日	上記以外の地域		積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1.80	2 "	1.60	3 "	1.40	4 "	1.20	<p>削除</p> <p>1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>施工時期、工事期間等を考慮して、別表第2の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。</p> <p>現行どおり</p>	<p>補正係数改定に伴う修正</p> <p>参照番号の修正 記載の修正</p>
施工時期	適用地域	備 考																				
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。																				
12月1日～3月31日	上記以外の地域																					
積雪寒冷地域の区分	補正係数																					
1 級 地	1.80																					
2 "	1.60																					
3 "	1.40																					
4 "	1.20																					
積算上の注意事項																						

I-2-②-33

工 種	現場管理費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備 考
---	---	---	---	-----

ロ) 緊急工事の場合
緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正
イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1（第1表～第5表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。

施工地域・工事場所区分		補正値 (%)
市 街 地		1.5
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0

(注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。
市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
山間僻地及び離島： 施工地域が山梨県職員給与条例における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。
地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。

2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。
一般交通の影響を受ける場合： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合
② " " 地下埋設物件の影響を受ける場合
③ " " 50m以内に人家等が連なっている場合

3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い
工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。

ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。

施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数
市街地	鋼橋架設工事	1.1
	橋梁保全工事	
	舗 装 工 事	
	電線共同溝工事	
	道路維持工事	

※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。

現行どおり

2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算
イ) 表-3の適用条件に該当する場合、別表第1（第1表～第4表）の現場管理費率に下表の補正係数を乗じるものとする。

表-3 地域補正の適用

施工地域区分	工種区分	適用条件	補正	
			係数	優先
市街地 (DID補正) (1)	鋼橋架設工事	市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1
	電線共同溝工事			
	道路維持工事			
	舗装工事			
一般交通影響有り (1)	全ての工種 (※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.1	2
	全ての工種 (※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.1	3
市街地 (DID補正) (2)	市街地 (DID補正)	市街地 (DID補正) (1) で適用となる工種区分以外で、市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.1	4
	(1) 以外 (※)			
山間僻地及び離島	全ての工種 (※)	山梨県職員給与条例における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	5

上記の適用条件に該当しない場合は、補正しない。
※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。
なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。

補正係数改定に伴う記載の修正

補正係数改定に伴う記載の修正

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改正 ----- 現行													
現	行	改	正												
<p>(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <p>1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>区 分</th> <th>現行</th> <th>改正</th> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合は処分費等が3千万円を超える場合 処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2-3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。</p> <p>(7) 現場管理費の計算</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費標準値＋補正值) 対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸与機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第5表）による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。</p> </div>		区 分	現行	改正	共通仮設費	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合は処分費等が3千万円を超える場合 処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	<p>現行どおり</p>	<p>備考</p> <p>補正係数改定に伴う記載の修正</p> <p>端数処理方法の記載</p>
区 分	現行	改正													
共通仮設費	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合 処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合は処分費等が3千万円を超える場合 処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。													
積算上の注意事項															

I-2-②-36

工 種	現場管理費
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																									
現 行		改 正																																																																																																									
<p>別表第1 現場管理費率標準値</p> <p>第1表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え10億円以下</th> <th>10億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>河川工事</td><td>42.02</td><td>1,169.0</td><td>-0.2110</td><td>14.75</td></tr> <tr><td>河川・道路構造物工事</td><td>41.29</td><td>420.8</td><td>-0.1473</td><td>19.88</td></tr> <tr><td>海岸工事</td><td>26.90</td><td>104.0</td><td>-0.0858</td><td>17.57</td></tr> <tr><td>道路改良工事</td><td>32.73</td><td>80.0</td><td>-0.0567</td><td>24.71</td></tr> <tr><td>鋼橋架設工事</td><td>44.84</td><td>277.1</td><td>-0.1130</td><td>26.65</td></tr> <tr><td>PC橋工事</td><td>30.09</td><td>113.1</td><td>-0.0840</td><td>19.84</td></tr> <tr><td>舗装工事</td><td>39.39</td><td>622.2</td><td>-0.1751</td><td>16.52</td></tr> <tr><td>砂防・地すべり等工事</td><td>44.58</td><td>1,281.7</td><td>-0.2131</td><td>15.48</td></tr> <tr><td>公園工事</td><td>41.68</td><td>366.3</td><td>-0.1379</td><td>21.03</td></tr> <tr><td>電線共同溝工事</td><td>58.82</td><td>2,235.6</td><td>-0.2308</td><td>18.72</td></tr> <tr><td>情報ボックス工事</td><td>52.66</td><td>1,570.0</td><td>-0.2154</td><td>18.08</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 基礎地盤から堤頂までの高さが20m以上の砂防堰堤は、砂防・地すべり等工事に2%加算する。</p>		対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75	河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88	海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57	道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71	鋼橋架設工事	44.84	277.1	-0.1130	26.65	PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84	舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52	砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48	公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03	電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72	情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08	<p>別表第2 現場管理費率標準値</p> <p>第2表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>700万円以下</th> <th colspan="2">700万円を超え3億円以下</th> <th>3億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>橋梁保全工事</td><td>63.10</td><td>1,508.7</td><td>-0.2014</td><td>29.60</td></tr> </tbody> </table> <p>第3表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th>200万円以下</th> <th colspan="2">200万円を超え1億円以下</th> <th>1億円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>道路維持工事</td><td>58.61</td><td>605.1</td><td>-0.1609</td><td>31.23</td></tr> <tr><td>河川維持工事</td><td>41.28</td><td>166.7</td><td>-0.0962</td><td>28.34</td></tr> </tbody> </table> <p>I-2-②-37</p>		対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60	対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする	A	b	道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23	河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34	備考 表現の修正
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下		700万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの																																																																																																						
	下記の率とする		(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																						
		A	b																																																																																																								
河川工事	42.02	1,169.0	-0.2110	14.75																																																																																																							
河川・道路構造物工事	41.29	420.8	-0.1473	19.88																																																																																																							
海岸工事	26.90	104.0	-0.0858	17.57																																																																																																							
道路改良工事	32.73	80.0	-0.0567	24.71																																																																																																							
鋼橋架設工事	44.84	277.1	-0.1130	26.65																																																																																																							
PC橋工事	30.09	113.1	-0.0840	19.84																																																																																																							
舗装工事	39.39	622.2	-0.1751	16.52																																																																																																							
砂防・地すべり等工事	44.58	1,281.7	-0.2131	15.48																																																																																																							
公園工事	41.68	366.3	-0.1379	21.03																																																																																																							
電線共同溝工事	58.82	2,235.6	-0.2308	18.72																																																																																																							
情報ボックス工事	52.66	1,570.0	-0.2154	18.08																																																																																																							
対象額 適用区分 工種区分	700万円以下	700万円を超え3億円以下		3億円を超えるもの																																																																																																							
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																							
		A	b																																																																																																								
橋梁保全工事	63.10	1,508.7	-0.2014	29.60																																																																																																							
対象額 適用区分 工種区分	200万円以下	200万円を超え1億円以下		1億円を超えるもの																																																																																																							
	下記の率とする	(2)の算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																																																																							
		A	b																																																																																																								
道路維持工事	58.61	605.1	-0.1609	31.23																																																																																																							
河川維持工事	41.28	166.7	-0.0962	28.34																																																																																																							
積算上の注意事項		現行どおり																																																																																																									

工 種	一般管理費等及び消費税等相当額
-----	-----------------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改	正
	<p>① 一般管理費等</p> <p>1 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費 事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス、薪炭等の費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等への対応に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p>(16) 試験研究費償却 新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(17) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p> <p>(18) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(20) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(21) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p style="text-align: center;">I-3-①-1</p>	<p>① 一般管理費等</p> <p>1 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与(損金算入分)</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	記載の明確化
積算上の注意事項			

工 種	一般管理費等及び消費税等相当額
-----	-----------------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																										
現	行	改 正	備 考																										
	<p>2 付 加 利 益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与金 (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 1)率計算による部分の(=)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4 一般管理費等率の補正 (1) 前払金支出割合の相違による取扱い 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乘じて得た率とする。 (2) 契約の保証に必要な費用の取扱い 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 (3) 支給品等の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 (4) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p>別表第1 一般管理費等率 (1) 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>工 事 原 価</td> <td>500万円以下</td> <td>500万円を超え30億円以下</td> <td>30億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td>20.29%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td>7.41%</td> </tr> </table> <p>(2) 算定式 [一般管理費等率算定式] $Gp = -4.63586 \times LOG(Cp) + 51.34242$ (%) ただし、Gp:一般管理費等率(%) Cp:工事原価(単位円) (注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 1)率計算による部分の(=)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費(2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>別表第2 一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>前払金支出割合区分</td> <td>0%から5%以下</td> <td>5%を超え15%以下</td> <td>15%を超え25%以下</td> <td>25%を超え35%以下</td> </tr> <tr> <td>補 正 係 数</td> <td>1.05</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> </table> <p>(注) 別表第1で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乘じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>別表第3 契約保証に係る一般管理費等率の補正</p> <table border="1"> <tr> <td>保 証 の 方 法</td> <td>補正值(%)</td> </tr> <tr> <td>ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>ケース3:ケース1及び2以外の場合。</td> <td>補正しない</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ケース1-3の具体例は以下のとおり。 予算決算及び会計令100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2. 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。</p> <p style="text-align: center;">I-3-①-2</p>	工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%	前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下	補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01	保 証 の 方 法	補正值(%)	ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04	ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09	ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない	<p>2 付 加 利 益 (1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 (2) 株主配当金 (3) 役員賞与(損金算入分を除く) (4) 内部留保金 (5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>4 一般管理費等率の補正 <u>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</u> <u>1) 前払金支出割合の相違による取扱い</u> 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を3で算定した一般管理費等率に乘じて得た率とする。 <u>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</u> 前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第3の補正值を加算したものを一般管理費等とする。 <u>2) 支給品等の取扱い</u> 資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。 <u>3) 自社製品の取扱い(プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合)について</u> 自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p>記載の明確化</p> <p>記載の明確化</p>
工 事 原 価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの																										
一般管理費等率	20.29%	一般管理費等率算定式により算出された率	7.41%																										
前払金支出割合区分	0%から5%以下	5%を超え15%以下	15%を超え25%以下	25%を超え35%以下																									
補 正 係 数	1.05	1.04	1.03	1.01																									
保 証 の 方 法	補正值(%)																												
ケース1:発注者が金銭的保証を必要とする場合(工事請負契約書第4条を採用する場合)。	0.04																												
ケース2:発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09																												
ケース3:ケース1及び2以外の場合。	補正しない																												
積算上の注意事項																													

工 種	随意契約調整
-----	--------

改正理由	一部改正	改正 現行																																								
現 行	改 正	備 考																																								
<p>第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整について</p> <p>① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整について 随意契約方式により工事を発注する場合の調整については次のとおりとする。</p> <p>(1) 調整対象となる工事</p> <p>1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。</p> <p>2) 繰越、国債工事の取扱い 現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。</p> <p>(2) 調整の対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。</p> <p>(3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。</p> <p>1) 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。</p> <table border="1" data-bbox="271 799 833 1094"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、浚渫工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレストコンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。 (イ) 現場管理費については調整しない。 (ロ) 一般管理費等については調整する。</p> <p>3) 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。</p> <p style="text-align: center;">I-4-①-1</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、浚渫工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレストコンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p>(3) 前記(1)に該当する工事のうち次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。</p> <p>1) 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。</p> <table border="1" data-bbox="1151 804 1713 1099"> <thead> <tr> <th>工事種別</th> <th>工事請負有資格業者名簿による種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>鋼橋上部工事、機械設備工事</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>プレストレスト・コンクリート工事</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>建築工事、木造建築工事、プレハブ工事</td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>維持修繕工事、塗装工事</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>造園工事</td> </tr> <tr> <td>H</td> <td>さく井工事</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>暖冷房衛生設備工事</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別	A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、 河川しゅんせつ 工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事	B	鋼橋上部工事、機械設備工事	C	プレストレスト・コンクリート工事	D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事	F	維持修繕工事、塗装工事	G	造園工事	H	さく井工事	I	暖冷房衛生設備工事	<p>工種種別の文言を修正。</p>
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																									
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、浚渫工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事																																									
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																									
C	プレストレストコンクリート工事																																									
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																									
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																									
F	維持修繕工事、塗装工事																																									
G	造園工事																																									
H	さく井工事																																									
I	暖冷房衛生設備工事																																									
工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別																																									
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、 河川しゅんせつ 工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事																																									
B	鋼橋上部工事、機械設備工事																																									
C	プレストレスト・コンクリート工事																																									
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事																																									
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事																																									
F	維持修繕工事、塗装工事																																									
G	造園工事																																									
H	さく井工事																																									
I	暖冷房衛生設備工事																																									
積算上の注意事項																																										

工 種	随意契約調整
-----	--------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正		備 考
		現 行		
現 行		改 正		備 考
	<p>2 共通仮設費の調整計算について</p> <p>(1) 積上げ計算部分</p> <ol style="list-style-type: none"> 運 搬 費 実態に合わせ調整する。 事業損失防止施設費 実態に合わせ調整する。 安 全 費 実態に合わせ調整する。 技術管理費 実態に合わせ調整する。 営 繕 費 実態に合わせ調整する。 その他の共通仮設費 実態に合わせ調整する。 <p>(2) 率計算部分</p> <p>イ) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。</p> <p>(3) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$ <p>A : 当該追加工事の共通仮設費 B : 現工事の共通仮設費対象額 D : 合算工事の共通仮設費対象額 $\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率 $\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合 補正係数が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$ $\beta 1$: 現工事の補正係数</p> <p>(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合 補正係数が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + C \times \beta 2) - B \times \gamma 2$ C : 当該追加工事の共通仮設費対象額 $\beta 2$: 当該追加工事の補正係数</p> <p>(ハ) 現工事及び追加工事に補正がある場合 補正係数が加算の場合 $A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1 + C \times \beta 2) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p style="text-align: center;">I-4-①-2</p>	<p>2 共通仮設費の調整計算の方法</p> <p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>削除</p>	<p>前後の章立てと合わせるため修正。</p> <p>施工地域補正等の加算方式改訂(見直し)に伴う対応。</p>	
積算上の注意事項				

工 種	随意契約調整
-----	--------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>3) 除雪工事において現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費調整計算方法 除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算は、下記のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の対象額 C：当該追加工事の対象額 D：合算工事の対象額</p> $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ① : D \text{に相当する主たる工種の除雪工事補正後の共通仮設費率 (\%)}$ <p>なお、除雪工事補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta ① : D \text{に相当する主たる工種の除雪工事補正前の共通仮設費率}$ <p>ただし、現工事と追加工事の除雪工事補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。</p> $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$ <p>S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の除雪工事補正係数 S r ②：Bに相当する現工事の工種の除雪工事補正係数 S r ③：Cに相当する当該追加工事の工種の除雪工事補正係数</p> <p>なお、加重平均した除雪工事補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ② : B \text{に相当する現工事の工種の除雪工事補正後の共通仮設費率 (\%)}$ <p>なお、除雪工事補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta ② : B \text{に相当する現工事の工種の除雪工事補正前の共通仮設費率}$ $\delta 1 : \text{当該追加工事の共通仮設費補正率}$ <p>(4) イメージアップ経費（仮設関係、安全関係、営繕関係）</p> <p>1) 積上げ計算部分 実態に合わせて調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法（率計算部分）</p> <p>(イ) 現工事及び追加工事ともイメージアップ工事の場合</p> $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事のイメージアップ費 B：現工事の対象額 D：合算工事の対象額 $\gamma 1$：Dに相当するイメージアップ費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事のイメージアップ費率</p> <p>(ロ) 追加工事のみがイメージアップ工事の場合 追加工事の単独計算</p>	<p>2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。 なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の共通仮設費 B：現工事の対象額 C：当該追加工事の対象額 D：合算工事の対象額</p> $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ① : D \text{に相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率 (\%)}$ <p>なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta ① : D \text{に相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率}$ <p>ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする</p> $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$ <p>S r ①：(B+C)に相当する主たる工種の補正係数 S r ②：Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数</p> <p>なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ② : B \text{に相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率 (\%)}$ <p>なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta ② : B \text{に相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率}$ <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(4) 現場環境改善等費（仮設関係、安全関係、営繕関係）</p> <p>1) 積上げ計算部分 実態に合わせて調整する。</p> <p>2) 調整計算の方法（率計算部分）</p> <p>(イ) 現工事及び追加工事とも現場環境改善等費の場合</p> $A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$ <p>A：当該追加工事の現場環境改善等費 B：現工事の対象額 D：合算工事の対象額 $\gamma 1$：Dに相当する現場環境改善等費率 $\gamma 2$：Bに相当する現工事の現場環境改善等費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善等費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>(ロ) 追加工事のみが現場環境改善等費の対象工事の場合 追加工事の単独計算</p>	<p>除雪工事以外の市街地補正等の乗数補正の場合への対応。 「除雪工事」と言う文言を消去</p> <p>σ1を削除</p> <p>イメージアップ経費名称の変更に伴う改訂</p> <p>総価契約単価合意方式実施要領の解説を掲載。</p>
積算上の注意事項	I-4-①-3		

工 種	随意契約調整
-----	--------

改正理由	一部改正	改正 現行	
現 行	改 正	備 考	
<p>3 現場管理費の調整計算の方法</p> <p>(1) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>(2) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。</p> <p>(3) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事、当該追加工事とも補正がない場合</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の対象額 $\beta 1$：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率 $\beta 2$：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率</p> <p>(ロ) 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$ <p>C：当該追加工事の調整後の純工事費 $\gamma 2$：当該追加工事の現場管理費補正率</p> <p>(ハ) 現工事に補正があり、当該追加工事に補正がない場合</p> $A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p>$\gamma 1$：現工事の現場管理費補正率</p> <p>(ニ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq [D \times (\beta 1 + \gamma 3)] - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p>$\gamma 3$：Dに相当する現場管理費補正率 B、Cに対する$\gamma 1$、$\gamma 2$が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率とする。</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p>	<p>3 現場管理費の調整計算の方法</p> <p>(1) 工種の適用 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。</p> <p>(2) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。</p> <p>1) 調整の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の対象額 $\beta 1$：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率 $\beta 2$：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合</p> $A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p>$\gamma 1$：現工事の現場管理費補正率</p> <p>(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合</p> $A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$ <p>C：当該追加工事の調整後の純工事費 $\gamma 2$：当該追加工事の現場管理費補正率</p> <p>(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合</p> $A \leq [D \times (\beta 1 + \gamma 3)] - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$ <p>$\gamma 3$：Dに相当する現場管理費補正率 B、Cに対する$\gamma 1$、$\gamma 2$が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を$\gamma 3$とする。</p> <p>ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。</p> <p>また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p> <p>新規追加(次ページ)</p>	<p>共通仮設費の書き方と統一。</p> <p>$\gamma 3$であることを明記。</p>	
積算上の注意事項	I-4-①-4		

工 種	随意契約調整
-----	--------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 — 現 行	
現	行	改	正
備	考		
		<p>新規追加</p> <p>3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。</p> $A \leq (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$ <p>A : 当該追加工事の現場管理費 B : 現工事の純工事費 C : 当該追加工事の調整後の純工事費 D : 合算工事の対象額</p> $\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ <p>① : Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率 (%) なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta ① : Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率$ <p>ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。</p> $S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$ <p>S r ① : (B + C) に相当する主たる工種の補正係数 S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数 S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数</p> <p>なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ <p>② : Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率 (%) なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> $\beta ② : Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率$ <p>① : 当該追加工事の現場管理費補正率 (補正率が無い場合は0%とする。)</p> <p>ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。 また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。</p>	<p>乗数補正係数の場合への対応。</p> <p>総価契約単価合意方式実施要領の解説を掲載。</p>
積算上の注意事項			

工 種	随意契約調整
-----	--------

改正理由	一部改正		改正	備考
	現	行	改 正	
	<p>4 一般管理費等の調整計算の方法 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。</p> $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A：当該追加工事の一般管理費等 B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C：当該追加工事の調整後の工事原価 D：合算工事の工事原価 $\alpha 1$：Dに相当する一般管理費等率 $\alpha 2$：Bに相当する現工事の一般管理費等率 β：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 $\delta 1$：前払金支出割合による補正係数 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 $\delta 2$：現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p style="text-align: center;">I-4-①-4</p>		<p>4 一般管理費等の調整計算の方法 (1) 調整計算の方法 現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。</p> $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A：当該追加工事の一般管理費等 B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C：当該追加工事の調整後の工事原価 D：合算工事の工事原価 $\alpha 1$：Dに相当する一般管理費等率 $\alpha 2$：Bに相当する現工事の一般管理費等率 β：当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 $\delta 1$：前払金支出割合による補正係数 現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数 $\delta 2$：現工事の前払金支出割合による補正係数 一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	
積算上の注意事項				

工 種	随意契約調整
-----	--------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A \leq \{D \times (\beta 1 + \delta)\} - B \times (\beta 2 + \delta)$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の純工事費 β1：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 β2：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率 δ：施工地域、施工時期等による補正係数</p> <p>なお、δが現工事にあつて追加工事にない場合、現工事になくて追加工事にある場合及び現工事と追加工事で異なる場合は、①-3-(3)に準拠するものとする。</p> <p>2 一般管理費等の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$ <p>A：当該追加工事の一般管理費等 B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む） C：当該追加工事の調整後の工事原価 D：合算工事の工事原価 α1：Dに相当する改正基準による一般管理費等率 α2：Bに相当する改正基準による一般管理費等率 β：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值 δ1：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数 δ2：現工事の前払金支出割合による補正係数</p> <p>一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>3 設計変更について 旧基準により積算した工事の設計変更は、旧基準により積算するものとする。</p> <p>4 共通仮設費 共通仮設費の積算にあつても上記現場管理費の取扱いと同様とする。</p> <p style="text-align: center;">I-4-②-1</p>	<p>② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について</p> <p>1 現場管理費の調整計算の一般式</p> $A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$ <p>A：当該追加工事の現場管理費 B：現工事の純工事費 D：合算工事の純工事費 β1：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率 β2：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率</p> <p>なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 現場管理費の調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		
積算上の注意事項			

工 種	現場環境改善費
-----	---------

改正理由	一部改正	改正 現行																												
現	行	改	正																											
<p>第9章 土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算</p> <p>① 土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算</p> <p>1. 対象となるイメージアップ内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する仮設備、営繕施設、安全施設のイメージアップ及び地域とのコミュニケーション等に関するものを対象とする。</p> <p>2. 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なものと及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p> <p>3. 積算方法 (1) イメージアップ経費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ、積算方法は以下のとおりとし、イメージアップ経費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし K：イメージアップに要する費用（単位：円、1000円未満切り捨て） i：イメージアップ費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） $i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$（$P_i$が5億円を超える場合は0.69%とする） ただし、市街地についてはiに1.5%を加算する。 P_i：対象額（直接工事費（処分費等を除く）+支給品費（共通仮設費対象分）+無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。 α：積上げ計上分（単位：円、1000円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象額：Pi</th> <th colspan="2">イメージアップ費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>地方部</th> <th>市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$</td> <td style="text-align: center;">$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">0.69</td> <td style="text-align: center;">2.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ、率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 ハ、積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるためイメージアップ率分で行うことが適当でないとして判断されるものとする。 ニ、なお、経費率は現場環境改善の各費目を1本化した全体での率である。 ホ、現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p> <p style="text-align: center;">I-9-①-1</p>			対象額：Pi	イメージアップ費率：i (%)		地方部	市街地	直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$	5億円を超える場合	0.69	2.19	<p>第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>① 土木請負工事における現場環境改善費の積算</p> <p>1. 対象となるイメージアップ内容は次のとおりとする。 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>現行どおり</p> <p>3. 積算方法 (1) 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な内容を実施する場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ、積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし K：現場環境改善費（単位：円、1000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：％、小数第3位四捨五入2位止め） $i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$（$P_i$が5億円を超える場合は0.69%とする） なお、市街地についてはiに1.5%を加算する。</p> <p>現行どおり</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">対象額：Pi</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td>5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$</td> <td style="text-align: center;">$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;">1.73</td> <td style="text-align: center;">0.71</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ、率に計上されるものは、別表-1の内容のうち原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごと（仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。 ハ、積上げ計上分（α）に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善率分で行うことが適当でないとして判断されるものとする。 ニ、なお、経費率は現場環境改善の各費目を1本化した全体での率である。 ホ、現場環境改善及び地域連携に関する費用の対象額は5億円を限度とする。</p>			対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)		市街地	左記以外	直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	5億円を超える場合	1.73	0.71	<p>通知改定に伴う修正</p> <p>語句の修正</p> <p>計算式改定に伴う修正</p> <p>通知改定に伴う修正</p>
	対象額：Pi			イメージアップ費率：i (%)																										
		地方部	市街地																											
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$																											
	5億円を超える場合	0.69	2.19																											
	対象額：Pi	現場環境改善費率：i (%)																												
		市街地	左記以外																											
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$																											
	5億円を超える場合	1.73	0.71																											
積算上の注意事項																														

工 種	現場環境改善費
-----	---------

改正理由	一部改正	改正 現行																					
現	行	改 正	備 考																				
<p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴うイメージアップ費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>【別表-1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘警備員待機室), 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等), 3. 避暑・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域とのコミュニケーション</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>		計上費目	実施する内容 (率計上分)	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘警備員待機室), 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等), 3. 避暑・防寒対策	地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献	<p>(2) 設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額 (Pi) の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分 (α) については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>【別表-1】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容 (率計上分)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>		計上費目	実施する内容 (率計上分)	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
計上費目	実施する内容 (率計上分)																						
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇, 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置, 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減																						
営繕関係	1. 現場事務所の快適化, 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘警備員待機室), 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																						
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等), 3. 避暑・防寒対策																						
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む), 9. 社会貢献																						
計上費目	実施する内容 (率計上分)																						
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減																						
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘導警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																						
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報器等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策																						
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献																						
I-9-①-2		実施内容の見直し																					
積算上の注意事項																							

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考
現	行	改 正	備 考
	<p>増加費用は、原則、工事的物又は仮設に係る工事の施工着工後を対象に算定することとし、中止期間3ヶ月以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間が3ヶ月を超える場合は、別途考慮すること。</p> <p>2-2 中止期間中の現場維持等に要する費用 (1) 標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。</p> <p>1) 積上げ項目 積上げ計上する項目は、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。 イ、直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用 ロ、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設における項目で現場維持等に要する費用</p> <p>2) 率で計上する項目 中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ、運搬費の増加費用 現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ、安全費の増加費用 工事現場の維持に要する費用 (保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)</p> <p>ハ、役務費の増加費用 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p>ニ、営繕費の増加費用 現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>ホ、現場管理費の増加費用 現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用</p> <p>(2) 算定方法 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、下記の式により算出する。 $G = dg \times J + \alpha$ ただし、 G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て） dg：中止に係る現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目）</p> <p><u>J：対象額（中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</u> <u>α：積上げ費用（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</u> （前記2-2（1）1）に示す積上げ項目）</p> <p>1) 中止に伴い増加する現場経費率</p> $dg = [A \{ (\frac{J}{a \times J^b + N})^b - (\frac{J}{a \times J^b})^b \}] + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$ <p>ただし、 dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（% 小数第4位四捨五入3位止め） （前記2-2（1）2）に示す率項目）</p> <p><u>J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</u> N：中止日数（日） ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数。 R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役） A, B, a, b：各工種毎に決まる係数（別表-1）</p>	<p>以内の算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間が3ヶ月を超える場合は、別途考慮すること。</p> <p>現行どおり</p> <p>2) 率で計上する項目 中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。</p> <p>イ、運搬費の増加費用 現場搬入済みの建設機械（<u>容量20t以上の建設機械含む</u>）の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。</p> <p>ロ、安全費の増加費用 工事現場の維持に要する費用 (保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用)</p> <p>ハ、役務費の増加費用 仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金</p> <p>ニ、営繕費の増加費用 現場事務所、労働者宿舍、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用</p> <p>ホ、現場管理費の増加費用 ・現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用 ・<u>工事体制縮小のための労務者又は技術職員の配置転換に要する費用</u> ・<u>工事再開のための労務者又は技術職員の転入に要する費用</u> ・<u>工期延期となることにより追加で生じる社員等従業員給料手当</u></p> <p>現行どおり</p> <p>J：対象額（<u>一時中止時点の契約上の現場管理費対象純工事費</u>）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p> <p>現行どおり</p> <p>J：対象額（一時中止時点の契約上の<u>現場管理費対象純工事費</u>）（単位 円 1,000 円未満切り捨て）</p>	<p>項目の明確化</p> <p>語句の修正</p> <p>語句の修正</p>
積算上の注意事項	I-10-①-2		

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																		
	現 行	改 正	備 考																																		
	<p>①-2 鉄筋工（ガス圧接工）</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、ガス圧接工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 鉄筋構造物の組立作業における手動式（半自動式）、自動式のガス圧接工。 <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 熱間押接法によるガス圧接工。 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。 <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">市場単価</td> <td rowspan="2">圧 接 作 業</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>ガス圧接工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 単価には、酸素、アセチレン等の材料を含む。 2. 圧接前の配筋及び圧接後の鉄筋の切断費用、試験費用は含まない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 ガス圧接工の市場単価に適用する規格・仕様は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center;">ガス圧接工 〔 手動(半自動) 自 動〕</td> <td>D19+D19</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D22+D22</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D25+D25</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D29+D29</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D32+D32</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D35+D35</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D38+D38</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D41+D41</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>D51+D51</td> <td>箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 径違いの圧接の場合は、上位規格の規格・仕様を適用する。 2. 手動（半自動）、自動の区分は問わない。</p>	工 種	市場単価			圧 接 作 業	機	労	材	ガス圧接工	○	○	○		規 格 ・ 仕 様	単 位	ガス圧接工 〔 手動(半自動) 自 動〕	D19+D19	箇所	D22+D22	箇所	D25+D25	箇所	D29+D29	箇所	D32+D32	箇所	D35+D35	箇所	D38+D38	箇所	D41+D41	箇所	D51+D51	箇所	<p>現行どおり</p> <p>2) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>現行どおり</p>	適用範囲の明確化
工 種	市場単価			圧 接 作 業																																	
	機	労	材																																		
ガス圧接工	○	○	○																																		
規 格 ・ 仕 様	単 位																																				
ガス圧接工 〔 手動(半自動) 自 動〕	D19+D19	箇所																																			
	D22+D22	箇所																																			
	D25+D25	箇所																																			
	D29+D29	箇所																																			
	D32+D32	箇所																																			
	D35+D35	箇所																																			
	D38+D38	箇所																																			
	D41+D41	箇所																																			
	D51+D51	箇所																																			
	積算上の注意事項																																				

VI-1-①-10

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																																																																					
現	行	改	正																																																																																																																																				
<p>② 区 画 線 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。</p> <p>(2) 設置作業のうち、溶融式（手動）、溶剤型及び水性型ペイント式（車載式）。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) 設置作業のうち、ペイント式（手動）の場合。（ただし、北海道特殊規格において一部適用可）</p> <p>3) コンクリート舗装の上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。</p> <p>4) 溶融式（手動）のうち、非鉛系の路面標示用塗料（黄色）を使用して施工する場合。</p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> <th rowspan="2">作</th> <th rowspan="2">路</th> <th rowspan="2">面</th> <th rowspan="2">清</th> <th rowspan="2">掃</th> <th rowspan="2">プ</th> <th rowspan="2">ラ</th> <th rowspan="2">イ</th> <th rowspan="2">マ</th> <th rowspan="2">ー</th> <th rowspan="2">塗</th> <th rowspan="2">布</th> <th rowspan="2">・</th> <th rowspan="2">養</th> <th rowspan="2">生</th> </tr> <tr> <th>○</th> <th>○</th> <th>○</th> </tr> <tr> <td>区画線設置 (溶融式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>区</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費（プライマー、プロパンガス、雑器具等）を含む。 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> <th rowspan="2">作</th> <th rowspan="2">路</th> <th rowspan="2">面</th> <th rowspan="2">清</th> <th rowspan="2">掃</th> <th rowspan="2">塗</th> <th rowspan="2">布</th> <th rowspan="2">・</th> <th rowspan="2">養</th> <th rowspan="2">生</th> </tr> <tr> <th>○</th> <th>○</th> <th>○</th> </tr> <tr> <td>区画線設置 (ペイント式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>区</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費（雑器具等）を含む。 2. 水性型ペイント式による区画線設置で発生した塗料廃液の処分費を含む。 3. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> <th rowspan="2">消</th> <th rowspan="2">去</th> <th rowspan="2">路</th> <th rowspan="2">面</th> <th rowspan="2">清</th> <th rowspan="2">掃</th> <th rowspan="2">廃</th> <th rowspan="2">材</th> <th rowspan="2">運</th> <th rowspan="2">搬</th> <th rowspan="2">廃</th> <th rowspan="2">材</th> <th rowspan="2">処</th> <th rowspan="2">分</th> </tr> <tr> <th>○</th> <th>○</th> <th>○</th> </tr> <tr> <td>区画線消去 (削取り式)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 2. 消去後のバーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。 3. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処分費を含む。 4. 排水性舗装には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-②-1</p>		工 種	市場単価			機	労	材	作	路	面	清	掃	プ	ラ	イ	マ	ー	塗	布	・	養	生	○	○	○	区画線設置 (溶融式)	○	○	○				区																工 種	市場単価			機	労	材	作	路	面	清	掃	塗	布	・	養	生	○	○	○	区画線設置 (ペイント式)	○	○	○				区											工 種	市場単価			機	労	材	消	去	路	面	清	掃	廃	材	運	搬	廃	材	処	分	○	○	○	区画線消去 (削取り式)	○	○	○																			<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">適用範囲の明確化</p>
工 種	市場単価			機	労																			材	作	路	面	清	掃	プ	ラ	イ	マ	ー	塗	布	・	養	生																																																																																																
	○	○	○																																																																																																																																				
区画線設置 (溶融式)	○	○	○				区																																																																																																																																
工 種	市場単価			機	労	材	作	路	面	清	掃	塗	布	・	養	生																																																																																																																							
	○	○	○																																																																																																																																				
区画線設置 (ペイント式)	○	○	○				区																																																																																																																																
工 種	市場単価			機	労	材	消	去	路	面	清	掃	廃	材	運	搬	廃	材	処	分																																																																																																																			
	○	○	○																																																																																																																																				
区画線消去 (削取り式)	○	○	○																																																																																																																																				
積算上の注意事項																																																																																																																																							

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
------	------	----------	----

表2.3 区画線消去

規格・仕様	単位
削 取 り 式	15cm換算 m
ウォータージェット式	15cm換算 m

(注) 1. 一般的なアスファルト舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去は削取り式を標準とする。
2. 排水性舗装の上に施工された区画線、道路標示の消去はウォータージェット式とする。

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準		記号	備考
	加算率	補正係数		
施 工 規 模	標準	標準	S ₀	全体数量
時間的制約を受ける場合	1工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は、対象となる規格・仕様の単価を半で加算する。ただし、区画線消去(ウォータージェット式)の施工規模が標準より小さい場合(実線15cm換算)は、一式価格を適用する。	標準	S ₁	
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	標準	S ₂	
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	標準	S ₃	
	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	標準	S ₄	
夜 間 作 業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量
塗 布 厚 1.0mm の 場 合	区画線の塗布厚が1.0mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	区画線の塗布厚が1.0mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	
	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	
未 供 用 区 間 の 場 合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	
ペイント式の区画線を消去する場合	ペイント式の区画線、路面標示を消去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	ペイント式の区画線、路面標示を消去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	
	ペイント式の区画線、路面標示を消去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	ペイント式の区画線、路面標示を消去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	区画線設置				
		区画線設置 溶解式	区画線設置 ペイント式	区画線消去 削取り式	区画線消去 ウォータージェット式	
加算率	施 工 規 模	S ₀	(500m以上) 0%	(2,000m以上) 0%	—	(600m以上) 0%
		S ₁	(100m以上500m未満) 30%	(500m以上2,000m未満) 15%	—	(600m未満) —
		S ₂	(50m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	—	一式価格適用につき、加算率は適用しない
		S ₃	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	—	—
		S ₄	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.3	1.15	—	1.3
		K ₂	1.2	1.1	1.35	1.25
	塗布厚1.0mmの場合	K ₃	0.9	—	—	—
		K ₄	1.2	—	—	—
	未供用区間の場合	K ₅	0.9	0.9	—	—
		K ₆	—	—	—	0.85

(注) 1. 施工規模加算率(S₁)、(S₂)又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。なお、区画線消去(ウォータージェット式)で一式価格を適用する場合も、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)は適用しない。
2. 区画線設置の施工規模は、溶解式、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式それぞれ1工事の全体数量で判定する。

VI-1-②-3

現行どおり

2-3 加算率・補正係数
(1) 加算率・補正係数の適用基準

表2.4 加算率・補正係数の適用基準

規格・仕様	適用基準	記号	備考
加算率	施 工 規 模	標準	S ₀
		1工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は、対象となる規格・仕様の単価を半で加算する。ただし、区画線消去(ウォータージェット式)の施工規模が標準より小さい場合(実線15cm換算)は、一式価格を適用する。	S ₁
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁
		通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂
	塗布厚1.0mmの場合	区画線の塗布厚が1.0mmの場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃
	排水性舗装に施工する場合	排水性舗装に施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄
	未供用区間の場合	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅
	ペイント式の区画線を消去する場合	ペイント式の区画線、路面標示を消去する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.5 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	区画線設置				
		区画線設置 溶解式	区画線設置 ペイント式	区画線消去 削取り式	区画線消去 ウォータージェット式	
加算率	施 工 規 模	S ₀	(4200m以上) 0%	(4,400m以上) 0%	—	(600m以上) 0%
		S ₁	(200m未満) 一式価格適用につき、加算率は適用しない	(500m未満) 一式価格適用につき、加算率は適用しない	—	(600m未満) 一式価格適用につき、加算率は適用しない
		S ₂	(450m以上100m未満) 100%	(200m以上500m未満) 30%	—	—
		S ₃	(50m未満) 150%	(200m未満) 60%	—	—
		S ₄	—	—	—	—
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.3	1.15	—	1.3
		K ₂	1.2	1.1	1.35	1.25
	塗布厚1.0mmの場合	K ₃	0.9	—	—	—
		K ₄	1.2	—	—	—
	未供用区間の場合	K ₅	0.9	0.9	—	—
		K ₆	—	—	—	0.85

(注) 1. 施工規模加算率(S₁)、(S₂)又は(S₃)と時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。なお、区画線設置(溶解式、ペイント式)、区画線消去(ウォータージェット式)で一式価格を適用する場合、時間的制約を受ける場合の補正係数(K₁)は適用しない。
2. 区画線設置の施工規模は、溶解式、ペイント式(車載式)、溶剤型ペイント式、水性型ペイント式それぞれ1工事の全体数量で判定する。

小規模施工における最低保障額の新規設定に伴う改訂

小規模施工における最低保障額の新規設定に伴う改訂

積算上の注意事項

工 種	②区画線工
-----	-------

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正	現 行	備 考					
現	行	改	正	備 考					
	<p>ただし、ペイント式（車載式）で、切削オーバーレイ工の完了待ちなどにより、1日当りの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>3. 区画線消去（ウォータージェット式）の施工規模は1工事の全体数量で判定する。ただし、交通規制等の制約により、1日当りの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>4. 排水性舗装に施工する場合の補正係数（K₁）は、溶融式（手動）による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用出来る。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。</p> <p>5. ペイント式の区画線を消去する場合の補正係数（K₂）は、標準施工規模に満たない場合（一式価格を適用する場合）には適用しない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注）×設計数量 （注）設計単価＝標準の市場単価×$(1+S_1 \text{ or } S_2 \text{ or } S_3 \text{ or } S_4 \text{ or } S_5 / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_n)$</p> <p>3. 適用にあつての留意事項 市場単価の適用にあつては、以下の点に留意すること。 (1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱いは、下表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption style="text-align: center;">表3.1 施工場所区分</caption> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">工 事 種 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">供 用 区 間</td> <td>維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">未 供 用 区 間</td> <td>バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 仮区画線を施工する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (3) 歩道部、駐車場に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (4) コントラクト舗装に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。 (5) 溶融式（手動）における横断線はゼブラを適用する。 (6) 溶融式（手動）の矢印・文字・記号における「所要材料換算長」とは、重複施工する部分を平均20%と見込み、これを施工実延長に加えた値で、換算長の算出は次式による。 所要材料換算長(m)＝設計数量（塗布面積(m²)) ÷ 0.15 × 1.20（重複施工ロス分） ただし、構成する線幅が10cm未満の場合は適用出来ない。 (7) 区画線設置のうち、減速・速度抑制等を目的とした破線（平行四辺形）は適用出来ない。 (8) 水性型ペイント式については、気温5℃以上、湿度85%未満での施工を標準とする。また、新設舗装上に施工する場合は、養生期間を経て、路面上の水分、軽質油成分が消滅した後の施工を標準とする。 (9) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。</p>	区 分	工 事 種 別	供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事	未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事	<p>ただし、ペイント式（車載式）で、切削オーバーレイ工の完了待ちなどにより、1日当りの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>3. 区画線消去（ウォータージェット式）の施工規模は1工事の全体数量で判定する。ただし、交通規制等の制約により、1日当りの施工数量が標準施工規模に満たない場合については、1日当りの施工数量で施工規模を判定する。</p> <p>4. 塗布厚1.0mmの場合の補正係数（K₁）は、標準施工規模に満たない場合（一式価格を適用する場合）には適用しない。</p> <p>5. 排水性舗装に施工する場合の補正係数（K₁）は、溶融式（手動）による施工及び排水性舗装用に開発された工法・材料等による施工のどちらにも適用出来る。また、ペイント式は舗装の種類に関係なく適用出来る。なお、排水性舗装に施工する場合の補正係数（K₁）は、標準施工規模に満たない場合（一式価格を適用する場合）には適用しない。</p> <p>6. 未供用区間の場合の補正係数（K₂）は、標準施工規模に満たない場合（一式価格を適用する場合）には適用しない。</p> <p>7. ペイント式の区画線を消去する場合の補正係数（K₂）は、標準施工規模に満たない場合（一式価格を適用する場合）には適用しない。</p> <p>2-4 直接工事費の算出 直接工事費＝設計単価（注）×設計数量 （注）設計単価＝標準の市場単価×$(1+S_1 \text{ or } S_2 \text{ or } S_3 \text{ or } S_4 \text{ or } S_5 / 100) \times (K_1 \times K_2 \times \dots \times K_n)$ <標準施工規模に満たない場合> （注）設計単価＝一式価格×（K₁）</p>	<p>小規模施工における最低保障額の新规定に伴う改訂</p> <p>小規模施工における最低保障額の新规定に伴う改訂</p>
区 分	工 事 種 別								
供 用 区 間	維持修繕工事:維持修繕工事に伴う区画線工事 現道拡幅工事等:現道拡幅工事に伴う区画線工事 交通安全工事(1種):交差点改良, 停車帯等の交通安全工事(1種)に伴う区画線工事 交通安全工事(2種):現道の区画線の補修工事								
未 供 用 区 間	バイパス工事等:バイパス新設など未供用区間の区画線工事								
	VI-1-②-4	現	行						
積算上の注意事項									

改正理由	一部改正	改 正 現 行	
------	------	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

4. 施工単価入力基準表

(1) 区画線設置

施工歩掛コード	SF217	施工単位	m					
施工区分	入 力 条 件							
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7	J 8
各種	①溶融式手動 ②溶剤型 ペイント式 ③水性型 ペイント式	規格・仕様 区分 (表4.1) 又は (表4.2)	施工規模 加算 (表4.3)	時間的制約 を受ける場 合の補正	夜間作業の 補正	塗布厚 1.0mmの 場合の補正	排水性舗装 に施工する 場合の補正	未供用区間 の場合の 補正
			①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件は表 4.1 から選択すること。
 2. J 1条件で②、③を選択した場合は、J 2条件は表 4.2 から選択すること。また、J 6及びJ 7条件を入力する必要はない。
 3. J 2条件で表 4.1 の③を選択した場合の施工量は、所要材料換算長 (20%割増) が考慮されているため、塗布面積を 15 cm換算した延長を入力する。
 4. J 3条件で②、③又は④を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

表4.1 規格・仕様区分(溶融式・手動)

規格・仕様	単位	入力番号
実線・ゼブラ	15cm	①
	20cm	②
	30cm	③
	45cm	④
破 線	15cm	⑤
	20cm	⑥
	30cm	⑦
45cm	⑧	
矢印・記号・文字	15cm換算	⑨

表4.2 規格・仕様区分(ペイント式)

規格・仕様	単位	入力番号	
溶剤型	実 線	加熱式15cm	①
		常温式15cm	②
	破 線	加熱式15cm	③
		加熱式30cm	④
		常温式15cm	⑤
水性型	実 線	加熱式15cm	⑥
		常温式15cm	⑦
	破 線	加熱式15cm	⑧
		加熱式30cm	⑨
		常温式15cm	⑩

(1) 区画線設置

施工歩掛コード	SF217	施工単位	m				
施工区分	入 力 条 件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	①溶融式手動 ②溶剤型 ペイント式 ③水性型 ペイント式	規格・仕様 区分 (表4.1)	時間的制約 を受ける場 合の補正	夜間作業の 補正	塗布厚 1.0mmの 場合の補正 (厚1.5mm) ①無 ②有 (厚1.0mm)	排水性舗装 に施工する 場合の補正	未供用区間 の場合の 補正
			①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で⑩～⑪を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②、③を選択した場合は、J 2条件で①～⑩を選択することは出来ない。
 3. J 1条件で②、③を選択した場合は、J 5及びJ 6条件を入力する必要はない。
 4. J 2条件で⑩を選択した場合の施工量は、所要材料換算長 (20%割増) が考慮されているため、塗布面積を 15 cm換算した延長を入力する。
 5. 施工量が溶融式で 200m 未満、ペイント式で 500m 未満の場合は、区画線設置 (溶融式 200m 未満、ペイント式 500m 未満) (S9493) により別途計上する。

表4.1 規格・仕様区分

施工方法	規格・仕様	入力番号	
溶融式	実線・ゼブラ	15cm	①
		20cm	②
		30cm	③
		45cm	④
	破 線	15cm	⑤
		20cm	⑥
		30cm	⑦
		45cm	⑧
矢印・記号・文字	15cm換算	⑨	
	実 線	加熱式15cm 常温式15cm	⑩ ⑪
溶剤型・水性型 ペイント式	破 線	加熱式15cm 加熱式30cm 常温式15cm	⑫ ⑬ ⑭

小規模施工における最低保障額の新規設定に伴う改訂

VI-1-②-5

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

表4.3 施工規模加算

施工規模	入力番号
500m以上(2,000m以上)	①
100m以上500m未満 (500m以上2,000m未満)	②
50m以上100m未満 (200m以上500m未満)	③
50m未満(200m未満)	④

(注) () 書きは、J 1条件で②、③を選択した場合である。

(2) 区画線消去

施工歩掛コード	SF221	施工単位	m
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1	J 2	J 3
	施工方法区分	時間的制約を受 ける場合の補正	夜間作業の補正
	①削取り式 ②ウォータージェット式	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長とする。
2. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件、J 4条件は入力する必要はない。

(2) 区画線設置 (溶融式200m未満、ペイント式500m未満)

施工歩掛コード	S9493	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1	J 2	
	施工方法 区 分	夜間作業の 補 正	
	①溶融式手動 ②ペイント式	①無 ②有	

(注) 施工量が溶融式で200m以上、ペイント式で500m以上の場合は、区画線設置 (SF217) により別途計上する。

小規模施工における最低保障額の新規設定に伴う改訂

現行どおり

VI-1-②-6

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行																									
	現 行	改 正	備 考																								
	<p>③ 高視認性区画線工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、高視認性区画線工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路に設置する区画線、道路標示の設置、消去。</p> <p>(2) 設置作業のうち、溶融式、2液反応式及び貼付式。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) リフ式で突起部(リフ)とライン部の施工が別となる場合。</p> <p>2) 排水性舗装上への区画線、道路標示の設置・消去の場合。また、コンクリート舗装上に設置された区画線、道路標示の消去の場合。</p> <p>3) <u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u></p> <p>4) 溶融式のうち、非鉛系の路面標示用塗料(黄色)を使用して施工する場合。</p> <p>5) 消去作業のうち、ウォータージェット式の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>高視認性区画線設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 1. 単価には、使用材料のロス及び諸雑費(プライマー、プロパンガス、雑器具等)を含む。 2. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px;">消 去</td> <td style="width: 20px;">路 面 清 掃</td> <td style="width: 20px;">廃 材 運 搬</td> <td style="width: 20px;">廃 材 処 分</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 1. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 2. 消去後のパーナー仕上げ及び黒ペイント塗りは含まない。 3. 消去後に発生した削りかす及び廃材等の処理に要する費用を含む。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>高視認性区画線工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p>(1) 高視認性区画線設置(リフ式)</p> <p style="text-align: center;">表2.1 リフ式(溶融式)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">実 線</td> <td style="text-align: center;">15cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30cm</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 緑色は白色又は黄色とする。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-③-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	高視認性区画線設置	○	○	○	消 去	路 面 清 掃	廃 材 運 搬	廃 材 処 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	実 線	15cm	m	20cm	m	30cm	m	<p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="color: red; text-align: center;">特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 隆起及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</p>	適用範囲の明確化
工 種	市場単価																										
	機	労	材																								
高視認性区画線設置	○	○	○																								
消 去	路 面 清 掃	廃 材 運 搬	廃 材 処 分																								
規 格 ・ 仕 様	単 位																										
実 線	15cm	m																									
	20cm	m																									
	30cm	m																									
積算上の注意事項																											

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
------	------	-----------------	--

現 行	改 正	備 考																																												
<p style="text-align: center;">表2.2 リブ式(2液反応式)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>実線</td> <td>15cm 20cm 30cm</td> <td>m m m</td> </tr> </table> <p>(注) 線色は白色又は黄色とする。</p> <p>(2) 高視認性区画線設置(非リブ式)</p> <p style="text-align: center;">表2.3 非リブ式(溶融式)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>実線・ゼブラ</td> <td>15cm 20cm 30cm 45cm</td> <td>m m m m</td> </tr> </table> <p>(注) 線色は白色又は黄色とする。</p> <p>(3) 高視認性区画線設置(貼付式)</p> <p style="text-align: center;">表2.4 貼付式</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>白色・黄色</td> <td>15cm換算</td> <td>m</td> </tr> </table> <p>(4) 高視認性区画線消去(削取り式)</p> <p style="text-align: center;">表2.5 高視認性区画線消去(削取り式)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>高視認性区画線消去</td> <td>15cm換算</td> <td>m</td> </tr> </table> <p>(注) 溶融式、2液反応式に適用し、貼付式には適用出来ない。</p> <p>2-3 加算率・補正係数</p> <p>(1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.6 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格・仕様</th> <th colspan="2">適用基準</th> <th rowspan="2">記号</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>標準</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>1 工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> <td rowspan="2">S₂</td> <td rowspan="2">全体数量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S₂</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補正係数 時間的な制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="3">K₂</td> <td rowspan="3">対象数量</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> </tr> <tr> <td>未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	単位	実線	15cm 20cm 30cm	m m m	規格・仕様	単位	実線・ゼブラ	15cm 20cm 30cm 45cm	m m m m	規格・仕様	単位	白色・黄色	15cm換算	m	区分	規格・仕様	単位	高視認性区画線消去	15cm換算	m	規格・仕様	適用基準		記号	備考	標準		加算率 施工規模	1 工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	S ₂	全体数量		S ₂	補正係数 時間的な制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	K ₂	対象数量	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	<p>現行どおり</p>	<p>□</p>
規格・仕様	単位																																													
実線	15cm 20cm 30cm	m m m																																												
規格・仕様	単位																																													
実線・ゼブラ	15cm 20cm 30cm 45cm	m m m m																																												
規格・仕様	単位																																													
白色・黄色	15cm換算	m																																												
区分	規格・仕様	単位																																												
高視認性区画線消去	15cm換算	m																																												
規格・仕様	適用基準		記号	備考																																										
	標準																																													
加算率 施工規模	1 工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	S ₂	全体数量																																										
		S ₂																																												
補正係数 時間的な制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	K ₂	対象数量																																										
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁																																												
	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																												
VI-1-③-2	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施工規模</td> <td>1 工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。ただし、リブ式(溶融式)、非リブ式(溶融式)の施工規模が標準より小さい場合(15cm換算)は、一次規格を適用する。</td> <td>S₁</td> <td rowspan="2">S₂</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S₂</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">補正係数 時間的な制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="3">K₂</td> </tr> <tr> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> </tr> <tr> <td>未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率 施工規模	1 工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。ただし、リブ式(溶融式)、非リブ式(溶融式)の施工規模が標準より小さい場合(15cm換算)は、一次規格を適用する。	S ₁	S ₂		S ₂	補正係数 時間的な制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	K ₂	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	<p>小規模施工における最低保障額の新規設定に伴う改訂</p>																										
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																											
加算率 施工規模	1 工事の施工規模が、標準より小さい場合(実線15cm換算)は対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。ただし、リブ式(溶融式)、非リブ式(溶融式)の施工規模が標準より小さい場合(15cm換算)は、一次規格を適用する。	S ₁	S ₂																																											
		S ₂																																												
補正係数 時間的な制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限をする場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	K ₂																																											
	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁																																												
	未供用区間において施工する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																												

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改 正	
		現 行	

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	高 視 認 性 区 画 線 設 置				高視認性 区画線消去 (削取り式)
		リ プ 式		非リプ式	貼付式	
		溶融式	2液反応式	溶融式		
加 算 率	S ₀	500m以上 0%	500m以上 0%	500m以上 0%	500m以上 0%	—
	S ₁	100m以上 500m未満 15%	100m以上 500m未満 15%	100m以上 500m未満 15%	100m以上 500m未満 5%	—
	S ₂	100m未満 25%	100m未満 25%	100m未満 25%	100m未満 10%	—
補 正 係 数	K ₁	1.15	1.15	1.15	1.05	—
	K ₂	1.10	1.10	1.10	1.05	1.35
	K ₃	0.90	0.90	0.90	1.00	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、
施工規模加算率のみを対象とする。
2. 施工規模は、リプ式 (溶融式)、リプ式 (2液反応式)、非リプ式 (溶融式)、貼付式のそれぞれ1工
事の全体数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価 (注) ×設計数量
(注) 設計単価=標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ …… × K_n)

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。
(1) 区画線設置作業における供用区間及び未供用区間の取扱い、下表のとおりとする。

表3.1

区 分	工 事 種 別
供 用 区 間	維持修繕工事：維持修繕工事に伴う区画線工事
	現道拡幅工事等：現道拡幅工事に伴う区画線工事
	交通安全工事 (1種)：交差点改良、停車帯等の交通安全工事 (1種) に伴う区画線工事
交通安全工事 (2種)：現道の区画線の補修工事	
未供用区間	バイパス工事等：バイパス新設など未供用区間の区画線工事

(2) 非リプ式 (溶融式) における横断線はゼブラを適用する。
(3) 歩道部に区画線を設置する場合、区画線工と規格・仕様と同じであれば、適用出来る。
(4) 随意契約による調整を行う追加工事の取扱いは、現工事の施工規模を考慮せず、単独工事として数量を判定する。

VI-1-③-3

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.7 加算率・補正係数の数値

区 分	記号	高 視 認 性 区 画 線 設 置				高視認性 区画線消去 (削取り式)
		リ プ 式		非リプ式	貼付式	
		溶融式	2液反応式	溶融式		
加 算 率	S ₀	500m以上 0%	500m以上 0%	500m以上 0%	500m以上 0%	—
	S ₁	400m以上 500m未満 15%(100m 未満)一式 価格適用に つき、加算 率は適用し ない	100m以上 500m未満 15%	400m以上 500m未満 15%(100m 未満)一式 価格適用に つき、加算 率は適用し ない	100m以上 500m未満 5%	—
	S ₂	400m未満 25%	100m未満 25%	400m未満 25%	100m未満 10%	—
補 正 係 数	K ₁	1.15	1.15	1.15	1.05	—
	K ₂	1.10	1.10	1.10	1.05	1.35
	K ₃	0.90	0.90	0.90	1.00	—

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、
施工規模加算率のみを対象とする。なお、リプ式 (溶融式)、非リプ式 (溶融式) で一式価格を適用す
る場合も、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) は適用しない。
2. 施工規模は、リプ式 (溶融式)、リプ式 (2液反応式)、非リプ式 (溶融式)、貼付式のそれぞれ1工
事の全体数量で判定する。

2-4 直接工事費の算出

直接工事費=設計単価 (注) ×設計数量
(注) 設計単価=標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ …… × K_n)
<標準施工規模に満たない場合>
(注) 設計単価=一式価格 × (K₁)

3. リプ式 (溶融式)、非リプ式 (溶融式) で一式価格を適用する場合、未供用区間の場合の補正係
数 (K₃) は、適用しない。

小規模施工にお
ける最低保障額の
新規設定に伴う改訂

小規模施工にお
ける最低保障額の
新規設定に伴う改訂

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正 現 行	
------	------	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

4. 施工単価入力基準表

(1) 高視認性区画線設置

施工歩掛コード	SF233	施工単位	m	入 力 条 件				
施工区分	入 力 条 件							
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5			
	施工方法規格・仕様区分	施工規模加算	時間的制約を受けられる場合の補正	夜間作業の補正	未供用区間の補正			
	(表4.1)	(表4.2)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有			

(注) J 2条件で②又は③を選択した場合は、J 3条件は①で固定される。

表4.1 施工方法・規格仕様区分

施工方法	規格・仕様	単位	番号
リップ式(溶融式)	実線	白線・黄線	15cm m ①
			20cm m ②
			30cm m ③
リップ式(液反応式)	実線	白線・黄線	15cm m ④
			20cm m ⑤
			30cm m ⑥
非リップ式(溶融式)	実線 ゼブラ	白線・黄線	15cm m ⑦
			20cm m ⑧
			30cm m ⑨
			45cm m ⑩
貼付式	—	白線・黄線	15cm換算 m ⑪

表4.2 施工規模加算

施工規模	番号
500m以上	①
100m以上500m未満	②
100m未満	③

(2) 高視認性区画線消去(削取り式)

施工歩掛コード	SF237	施工単位	m
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1		
	夜間作業の補正		
	①無 ②有		

(注) 1. 施工量は、消去面積を15cm換算した延長で入力する。

2. 本コードは、排水性舗装、コンクリート舗装の上に施工された区画線には適用出来ない。

VI-1-③-4

施工歩掛コード	SF233	施工単位	m	入 力 条 件							
施工区分	入 力 条 件										
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6					
	施工方法規格・仕様区分	施工規模加算	時間的制約を受けられる場合の補正	夜間作業の補正	未供用区間の補正						
	①リップ式(溶融式) ②リップ式(液反応式) ③非リップ式(溶融式) ④貼付式	(表4.1)	(表4.2)	①無 ②有	①無 ②有	①無 ②有					

(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で④～⑥を選択することが出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で①～③、⑦～⑩を選択することが出来ない。
 3. J 1条件で③を選択した場合は、J 2条件で①～③、⑦を選択することが出来ない。
 4. J 1条件で④を選択した場合は、J 2条件で①～⑩を選択することが出来ない。
 5. J 1条件で①及び③を選択した場合は、J 3条件は⑤で固定される。
 6. J 1条件で②及び④を選択した場合は、J 3条件で⑤を選択することが出来ない。
 7. J 1条件で②及び⑤、J 3条件で②及び④を選択した場合、J 4条件は①で固定される。
 8. 施工方法がリップ式(溶融式)・非リップ式(溶融式)で施工量が100m未満の場合は、高視認性区画線設置(リップ式(溶融式)・非リップ式(溶融式)100m未満) (S9494)により別途計上する。

表4.1 規格・仕様区分

施工方法	規格・仕様	番号	
リップ式(溶融式)	実線	白線・黄線	15cm ①
			20cm ②
			30cm ③
リップ式(液反応式)	実線	白線・黄線	15cm ④
			20cm ⑤
			30cm ⑥
非リップ式(溶融式)	実線 ゼブラ	白線・黄線	15cm ⑦
			20cm ⑧
			30cm ⑨
			45cm ⑩
貼付式	—	白線・黄線	15cm換算 ⑪

表4.2 施工規模加算

施工規模	入力番号
500m以上	①
100m以上500m未満	②
100m以上	③
100m未満	④

(2) 高視認性区画線設置(リップ式(溶融式)・非リップ式(溶融式)100m未満)

施工歩掛コード	S9494	施工単位	式
施工区分	入 力 条 件		
各 種	J 1	J 2	
	施工方法規格・仕様区分	夜間作業の補正	
	①リップ式(溶融式) ③非リップ式(溶融式)	①無 ②有	

(注) 施工方法がリップ式(溶融式)・非リップ式(溶融式)で施工量が100m以上の場合は、高視認性区画線設置(SF233)により別途計上する。

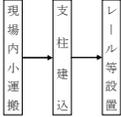
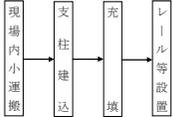
小規模施工における最低保障額の新規設定に伴う改訂

現行どおり

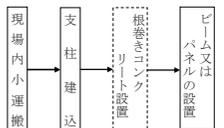
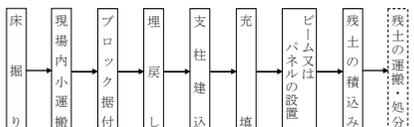
積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																				
	<p>④ インターロッキングブロック工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設, 更新, 撤去工事 (ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。) (2) 特殊品を使用する場合は、「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。 2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。 3) 敷材料に練りモルタル、樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。 4) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>設 置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 敷材料(砂又は空練りモルタル)の材料費は市場単価には含まない。ただし、敷材料に空練りモルタルを使用する場合の混練費用は含む。 2. 単価には、インターロッキングブロックの材料ロスを含む。 3. 目地材料(砂)の材料費(目地詰め手間含む)は市場単価に含む。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>撤 去 再 使用</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>フロー図: 路盤工 → 敷材料敷均し → ブロックの敷設 → 端部切断 → 転圧 → 目地詰め</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>撤 去 再 使用</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>フロー図: ブロックの撤去 → ブロックの清掃 → 現場内集積 → 積み → 運搬 → 再設置</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>撤 去 とりこわし</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>フロー図: ブロックの撤去 → 現場内集積 → 積み → 運搬 → 処分</p> <p>(注) 撤去で発生したブロック等の処分費は含まない。</p> <p>VI-1-④-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	設 置	○	○	○				工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	撤 去 再 使用	○	○	/				工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	撤 去 再 使用	○	○	/				工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	撤 去 とりこわし	○	○	/				<p>④ インターロッキングブロック工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、インターロッキングブロック工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設, 更新, 撤去工事 (ハンドホール蓋部及びマンホール蓋部にも適用可。) (2) 特殊品を使用する場合は、「3. 適用にあたっての留意事項(4)」の方法により市場単価を適用することが出来る。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) メーカーが指定するオリジナル製品を用いる場合。 2) 連続するキャブ部の蓋部に設置及び撤去する工事。 3) 敷材料に練りモルタル、樹脂モルタルを使用する設置及び撤去工事。 4) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。<u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 5) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p>	適用範囲の明確化
工 種	市場単価			機	労				材																																																														
	機	労	材																																																																				
設 置	○	○	○																																																																				
工 種	市場単価			機	労	材																																																																	
	機	労	材																																																																				
撤 去 再 使用	○	○	/																																																																				
工 種	市場単価			機	労	材																																																																	
	機	労	材																																																																				
撤 去 再 使用	○	○	/																																																																				
工 種	市場単価			機	労	材																																																																	
	機	労	材																																																																				
撤 去 とりこわし	○	○	/																																																																				
積算上の注意事項		現行どおり																																																																					

工 種	市場単価(防護柵設置工(ガードレール))
-----	----------------------

改正理由	一部改正	改正 現行																						
現 行	改 正		備 考																					
<p>⑤ 防護柵設置工</p> <p>⑤-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工(ガードレール)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 新設・更新、撤去工事。</p> <p>(2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 橋梁建込の場合。</p> <p>(2) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。</p> <p>(3) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) ベースプレート式の設置の場合。</p> <p>2) 2-2市場単価の規格・仕様(表2、1~2、8)以外の製品の場合</p> <p>3) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。</p> <p>4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。</p> <p>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵設置</p> <table border="1" data-bbox="264 874 427 991"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中 建 込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(ブロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。</p> <p>2. 耐雪型については、根巻きコンクリート(労務費・材料費)を含む。</p> <p>3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <table border="1" data-bbox="264 1123 427 1240"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材(ブロンアスファルト、砂〔労務費・材料費〕)を含む。</p> <p>2. 耐雪型(コンクリート建込)においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中 建 込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	<p>現行どおり</p> <p>5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>現行どおり</p>	<p>適用範囲の明確化</p>
工 種		市場単価																						
	機	労	材																					
土中 建 込	○	○	○																					
工 種	市場単価																							
	機	労	材																					
コンクリート建込	○	○	○																					
積算上の注意事項																								

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																		
現 行	改 正	備 考																																																																		
<p>⑤-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去・設置）。 2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。 3) 2-2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 5）以外の製品の場合。 4) 景観型ガードパイプの場合（Gp-A-3E4, Gp-A-3EV等）。 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 6) 特殊袖庇ーム（張出し幅300mm・500mmのE型袖など）の場合。 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。 ただし、充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））を含む。</p> <p>(2) 部材設置 1) パイプ設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>パイプ設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">× ※</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) ※については、施工単価入力基準表（SF292）で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑥-14</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	パイプ設置	○	○	× ※	<p>⑤-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去・設置）。 2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。 3) 2-2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 5）以外の製品の場合。 4) 景観型ガードパイプの場合（Gp-A-3E4, Gp-A-3EV等）。 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 6) 特殊袖庇ーム（張出し幅300mm・500mmのE型袖など）の場合。 7) <u>離島及び山間部地域等で明らかに単価が異なる判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <p>(1) 防護柵設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。 ただし、充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））を含む。</p> <p>(2) 部材設置 1) パイプ設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>パイプ設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">× ※</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">(注) ※については、施工単価入力基準表（SF292）で考慮されているため別途計上する必要はない。</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	パイプ設置	○	○	× ※	<p style="text-align: center;">適用範囲の明確化</p> <p style="text-align: center;">語句の修正</p>
工 種		市場単価																																																																		
	機	労	材																																																																	
土中建込	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
コンクリート建込	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
パイプ設置	○	○	× ※																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
土中建込	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
コンクリート建込	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
パイプ設置	○	○	× ※																																																																	
積算上の注意事項																																																																				

改 正 理 由	一 部 改 正	改 正 現 行	備 考																						
現	行	改	正																						
	<p>⑤-3 防護柵設置工 (横断・転落防止柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 防護柵(P種)[横断・転落防止柵]以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 階段部、法面に設置する場合。 6) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵(横断・転落防止柵)設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×※</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材(労務費・材料費)が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。 3. ※については、施工単価入力基準表(SF285)で考慮されているため別途計上する必要はない。なお、根巻きコンクリート設置については、施工単価入力基準表(SF285)で考慮されているので必要に応じて計上すること。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>プレキャストコンクリートブロック建込</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×※</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。ただし、プレキャストコンクリートブロック材料費及び充填材(労務費・材料費)を含む。 2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。 3. ※については、施工単価入力基準表(SF285)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-22</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込	○	○	×※	工 種	市場単価			機	労	材	プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×※	<p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工(横断・転落防止柵)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事(設置・撤去)。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 防護柵(P種)[横断・転落防止柵]以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 勾配2割未満(1:2.0未満)の階段部、法面に設置する場合。 6) <u>離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p>	<p>適用範囲の明確化</p>
工 種	市場単価																								
	機	労	材																						
土中建込	○	○	×※																						
工 種	市場単価																								
	機	労	材																						
プレキャストコンクリートブロック建込	○	○	×※																						
積算上の注意事項		現 行 ど お り																							

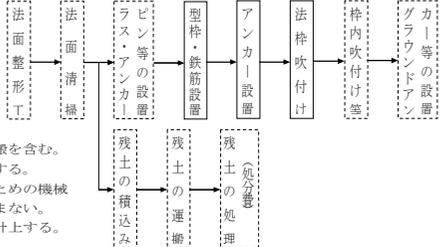
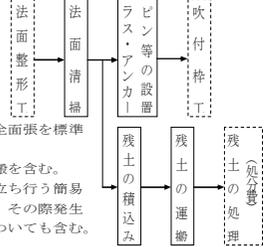
改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																	
現 行	改 正		備 考																																	
	<p>⑤-4 防護柵設置工 (落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は市場単価方式による、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m（耐雪型（上弦材付き）は3m、2m）とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3mを超える場合。 4) 落雪（せり出し）防護柵の場合。 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6) 高エネルギー吸収柵の場合。 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工 (中間及び端末)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (上弦材付き)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑥-30</p>	工 種	市場単価			機	労	材	支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	ロープ・金網設置工 (上弦材付き)	○	○	○	<p>⑤-4 防護柵設置工 (落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は市場単価方式による、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <p>(1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m（耐雪型（上弦材付き）は3m、2m）とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3mを超える場合。 4) 落雪（せり出し）防護柵の場合。 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6) 高エネルギー吸収柵の場合。 7) <u>離島及び山間部等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>	適用範囲の明確化
工 種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
支柱設置工 (中間及び端末)	○	○	○																																	
工 種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き)	○	○	○																																	
工 種	市場単価																																			
	機	労	材																																	
ロープ・金網設置工 (上弦材付き)	○	○	○																																	
積算上の注意事項		現行どおり																																		

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																				
	現 行	改 正	備 考																																																				
	<p>⑤-5 防護柵設置工（落石防止網）</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びボケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1 落石防止網（繊維網）設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1 ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 2 ボケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニボケット式（支柱据置式）による場合。 3 アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 5 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 6 その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>金網・ロープ設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料及び設置費を含む。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>アンカー設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。 3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 支柱設置用アンカーの材料及び設置費を含む。 3. 支柱設置時に発生する残土の処理（処分費）は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑤-38</p>	工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	金網・ロープ設置	○	○	○	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	アンカー設置	○	○	○	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	機	労	材	支柱設置	○	○	○	○	○	○	<p>⑤-5 防護柵設置工（落石防止網）</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びボケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 1 落石防止網（繊維網）設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1 ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工の場合。 2 ボケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニボケット式（支柱据置式）による場合。 3 アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 5 <u>離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 6 その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>	現 行	適用範囲の明確化
工 種	市場単価			機	労				材																																														
	機	労	材																																																				
金網・ロープ設置	○	○	○	○	○	○																																																	
工 種	市場単価			機	労	材																																																	
	機	労	材																																																				
アンカー設置	○	○	○	○	○	○																																																	
工 種	市場単価			機	労	材																																																	
	機	労	材																																																				
支柱設置	○	○	○	○	○	○																																																	
積算上の注意事項		現行どおり																																																					

工 種	市場単価(法面工)
-----	-----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備 考
現	行	改 正	備 考
<p>⑥ 法 面 工</p> <p>⑥-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、法面施肥工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とこわし工</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合</p> <p>2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工</p> <p>4) 吹付枠工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合</p> <p>5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合</p> <p>① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合</p> <p>② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの</p> <p>③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合</p> <p>6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合</p> <p>① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合</p> <p>② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合</p> <p>③ 公園工事の場合</p> <p>④ 道路植栽工事の場合</p> <p>7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合</p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</p> <p>9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p style="text-align: right;">VI-1-⑥-1</p>		<p>現行どおり</p>	<p>適用範囲の明確化</p>
積算上の注意事項			

工 種	吹付枠工
-----	------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																					
<p>⑥-2 吹付枠工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による吹付枠工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 金網メッシュ、プラスチック段ボール等の自由に変形可能な型枠鉄筋のプレハブ部材を用い、鉄筋を含む吹付枠工。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 法面垂直高さが45mを超える場合、又は、吹付けのホース延長が100mを超える場合。</p> <p>2) 梁の断面が正方形以外の場合。</p> <p>3) 基本外観形状が矩形(正方形、長方形)以外(三角形、台形、円形等)の場合(一部分のみが矩形以外の場合は除く)。</p> <p>4) 設計アンカー力が標準以外の場合。</p> <p>5) 梁断面150×150で主アンカーにロックボルトを使用する場合。</p> <p>6) 梁断面300×300以下でスターラップを配置する場合。</p> <p>7) ラス張工を枠内に部分的に施工する場合。</p> <p>8) ラス張工で菱形金網を使用しない場合。</p> <p>9) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="248 807 481 927"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>吹付枠工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ハンチの有無は問わない。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 目地については別途考慮する。 4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。 なお、必要な場合は別途計上する。</p>  <table border="1" data-bbox="248 1082 481 1201"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ラス張工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. ラス張工(法面清掃)は全面張を標準とする。 2. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。 3. 法面清掃とは、施工に先立ち行う簡易清掃及び補修を示す。なお、その際発生する残土の積込み、運搬についても含む。</p>  <p>VI-1-⑥-13</p>	工 種	市場単価			機	労	材	吹付枠工	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	ラス張工	○	○	○	<p>9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p>	<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p>
工 種		市場単価																						
	機	労	材																					
吹付枠工	○	○	○																					
工 種	市場単価																							
	機	労	材																					
ラス張工	○	○	○																					
積算上の注意事項																								

工 種	道路植栽工
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																					
現	行	改 正	備 考																																																																																				
<p>⑦ 道路植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、道路植栽工に適用する。なお、高木とは樹高3m以上、中木とは樹高60cm以上3m未満、低木とは樹高60cm未満とする。また、幹周とは根鉢の上端から高さ1.2mでの幹の周囲長とし、幹が枝分かれしている場合の幹周は各々の総和の70%とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 道路及び道路施設の植樹工、植樹管理及び移植工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</p> <p>2) 植樹工の高木幹周60cm以上90cm未満を人力施工する場合。</p> <p>3) 地被類植付工でさき類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</p> <p>4) 地被類植付工でコンテナ径12cmを超える地被類、または高さ(長さ)60cmを超える地被類を使用する場合。</p> <p>5) 移植工のうち、あらかじめ根切りを行い、埋め戻ししておき、後日移植する場合。</p> <p>6) 植樹管理(除草)を機械施工する場合。</p> <p>7) <u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u></p> <p>8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">市場単価</td> <td rowspan="2">小</td> <td rowspan="2">植</td> <td rowspan="2">土</td> <td rowspan="2">植</td> <td rowspan="2">理</td> <td rowspan="2">養生</td> <td rowspan="2">場</td> <td rowspan="2">残</td> <td rowspan="2">残</td> <td rowspan="2">残</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>植樹工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> <td>運</td> <td>掘</td> <td>運</td> <td>付</td> <td>け</td> <td>(水きめ)</td> <td>場</td> <td>積</td> <td>土</td> <td>土</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。 2. 補植において枯木の撤去を行った場合の枯木の運搬は含まれるが処分費は別途計上すること。 3. ※については、施工単価入力基準表(SF347)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">市場単価</td> <td rowspan="2">小</td> <td rowspan="2">支</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>支柱設置</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>運</td> <td>柱</td> <td>柱</td> <td>柱</td> <td>柱</td> <td>柱</td> <td>柱</td> <td>柱</td> <td>柱</td> <td>柱</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 発生材処分における運搬を含む。 2. 運搬距離にかかわらず適用出来る。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">工 種</td> <td colspan="3">市場単価</td> <td rowspan="2">小</td> <td rowspan="2">地</td> <td rowspan="2">土</td> <td rowspan="2">植</td> <td rowspan="2">養生</td> </tr> <tr> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> </tr> <tr> <td>地被類植付工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> <td>運</td> <td>敷</td> <td>運</td> <td>付</td> <td>(水きめ)</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。 2. ※については、施工単価入力基準表(SF363)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p>		工 種	市場単価			小	植	土	植	理	養生	場	残	残	残	機	労	材	植樹工	○	○	※	運	掘	運	付	け	(水きめ)	場	積	土	土	工 種	市場単価			小	支	支	支	支	支	支	支	支	支	機	労	材	支柱設置	○	○	○	運	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	工 種	市場単価			小	地	土	植	養生	機	労	材	地被類植付工	○	○	※	運	敷	運	付	(水きめ)	<p>現行どおり</p> <p>7) <u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> <u>離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</u></p> <p>現行どおり</p>		適用範囲の明確化
工 種	市場単価			小	植											土	植	理	養生	場	残	残	残																																																																
	機	労	材																																																																																				
植樹工	○	○	※	運	掘	運	付	け	(水きめ)	場	積	土	土																																																																										
工 種	市場単価			小	支	支	支	支	支	支	支	支	支																																																																										
	機	労	材																																																																																				
支柱設置	○	○	○	運	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱	柱																																																																										
工 種	市場単価			小	地	土	植	養生																																																																															
	機	労	材																																																																																				
地被類植付工	○	○	※	運	敷	運	付	(水きめ)																																																																															
積算上の注意事項																																																																																							

工 種	橋梁塗装工
-----	-------

改 定 理 由	一 部 改 定	改 定 現 行	備 考
現	行	改 定	備 考
<p>⑧ 橋 梁 塗 装 工</p> <p>1. 適 用 範 囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁塗装工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。</p> <p>(2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。</p> <p>(3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。</p> <p>(4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替え塗装の場合。</p> <p>3) 塗装部位が点在する部分塗替え塗装の場合（タッチアップ除く）。</p> <p>4) 化学反応を利用した素地調整の場合。</p> <p>5) 道路付風物（標識・防護柵等）への塗装の場合。</p> <p>6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。</p> <p>7) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。</p> <p>8) その他、規格・仕様が適合せず、市場単価を適用出来ない場合。</p>	<p>⑧ 橋 梁 塗 装 工</p> <p>1. 適 用 範 囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁塗装工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 鋼橋の現場での新橋塗装・塗替塗装。</p> <p>(2) 高欄部の単独施工の塗替塗装。</p> <p>(3) 鋼橋架設工における新橋継手部現場塗装の素地調整、塗装。</p> <p>(4) 既設橋梁の床版補強工における新規補強鋼板現場塗装工の中塗り・上塗り塗装。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>2) 既存の道路橋の鋼部材を対象とした部分塗替え塗装の場合。</p> <p>3) 塗装部位が点在する部分塗替え塗装の場合（タッチアップ除く）。</p> <p>4) 化学反応を利用した素地調整の場合。</p> <p>5) 道路付風物（標識・防護柵等）への塗装の場合。</p> <p>6) 静電気力を利用したスプレー塗装の場合。</p> <p>7) 工場内における塗装前作業および塗装作業の場合。</p> <p>8) その他、規格・仕様が適合せず、市場単価を適用出来ない場合。</p>	<p>適用範囲の明確化</p>	
積算上の注意事項			

VI-1-⑧-1

工 種	橋梁付属物工
-----	--------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考
現	行	改 正	備 考
<p>⑨ 橋梁付属物工</p> <p>⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。</p> <p>3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <p>1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg を超える補修工事。</p> <p>2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。</p> <p>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</p> <p>5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。</p> <p>6) 仮復旧等を伴う作業。</p> <p>7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</p> <p>8) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>9) 鋼床版の場合。</p> <p>10) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</p>		<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p>	<p>表現の見直し</p>
<p>VI-1-⑨-1</p>			
積算上の注意事項			

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会社名	伸 縮 装 置 名 称	型 番	【用途関係】			【構造関係】										特 殊 型 種 別	備 考	
			歩車道 区分	積雪地 対応	設置 方向	遊間部 形状	伸 縮	非 伸 縮	補 強 鉄 筋 重 量	本 体 重 量	分 類	ボ ルト 後 締 め	本 体 接 合 部 締 め	本 体 接 合 部 締 め	本 体 接 合 部 締 め			本 体 接 合 部 締 め
ア ナ カ ラ	ホースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○		○	○	50~120		14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○	○	○	○	
		MF-35, 50-1	○		○	○	35~50		9.4	39.1~39.6	○	○	○	○	○	○	○	
		MF-60, 70, 80, 100, 120, 135-1	○		○	○	60~135		9.4	54.0~86.7	○	○	○	○	○	○	○	
橋 梁 カ ワ テ ス	KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50	○		○	○	20~50		6.24	65.70~89.1	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
		KMA-60, 80, 110, 160	○		○	○	60~160		12.73~14.33	57.6~169.74	○	○	○	○	○	○	○	#
		KMA ジョイント	KMA-60N, 80N, 110N, 160N	○		○	○	60~160		12.73~14.33	61.20~174.96	○	○	○	○	○	○	○
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SS-V ジョイント	SP-60, 80, 110, 160KMA	○		○	○	60~160		12.86~14.36	81.36~151.92	○	○	○	○	○	○	○	
		TR-50	○		○	○	50		1.99	13.86	○	○	○	○	○	○	○	
		SS-20V, 30V	○		○	○	20~30		6.2	55.0~56.5	○	○	○	○	○	○	○	
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	ST ジョイント	SS-40V	○		○	○	40		6.2	67.5	○	○	○	○	○	○	○	
		ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○		○	○	20~80		6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○	○	○	○	
		ST-80G	○		○	○	80		9.4	162.3	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	ス マ ー ト ジ ョ イ ン ト	GLH-20, 30, 40, 50	○		○	○	20~50		6.2	140.5~166.0	○	○	○	○	○	○	○	#
		SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○		○	○	20~100		6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	○	○	○	#
		VM ジョイント	VM	○		○	○	20		6.2	31.5	○	○	○	○	○	○	○
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SS-V ジョイント(歩道用)	SS-V, SS-20V, 30V	○		○	○	20~30		6.2	37.8~39.3	○	○	○	○	○	○	○	
		AI ジョイント	AIJ-20, 30	○		○	○	20~30		4.0	42.3~44.8	○	○	○	○	○	○	
		SBI ジョイント	SBI-40	○		○	○	40		4.0	40.5	○	○	○	○	○	○	
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SBI ジョイント	SBI-60, 80	○		○	○	60~80		4.0	53.8~60.1	○	○	○	○	○	○	○	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会社名	伸 縮 装 置 名 称	型 番	【用途関係】			【構造関係】										特 殊 型 種 別	備 考	
			歩車道 区分	積雪地 対応	設置 方向	遊間部 形状	伸 縮	非 伸 縮	補 強 鉄 筋 重 量	本 体 重 量	分 類	ボ ルト 後 締 め	本 体 接 合 部 締 め	本 体 接 合 部 締 め	本 体 接 合 部 締 め			本 体 接 合 部 締 め
ア ナ カ ラ	ホースジョイント	B-50, 80, 120, 50R, 70R	○		○	○	50~120		14.9~15.2	52.0~180.0	○	○	○	○	○	○	○	
		MF-35, 50-1	○		○	○	35~50		9.4	39.1~39.6	○	○	○	○	○	○	○	
		MF-60, 70, 80, 100, 120, 135-1	○		○	○	60~135		9.4	54.0~86.7	○	○	○	○	○	○	○	
橋 梁 カ ワ テ ス	KMS ジョイント	KMS II-20, 35, 50	○		○	○	20~50		6.24	65.70~89.1	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
		KMA-60, 80, 110, 160	○		○	○	60~160		12.73~14.33	57.6~169.74	○	○	○	○	○	○	○	#
		KMA ジョイント	KMA-60N, 80N, 110N, 160N	○		○	○	60~160		12.73~14.33	61.20~174.96	○	○	○	○	○	○	○
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SS-V ジョイント	SP-60, 80, 110, 160KMA	○		○	○	60~160		12.86~14.36	81.36~151.92	○	○	○	○	○	○	○	
		TR-50	○		○	○	50		1.99	13.86	○	○	○	○	○	○	○	
		SS-20V, 30V	○		○	○	20~30		6.2	55.0~56.5	○	○	○	○	○	○	○	
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	ST ジョイント	SS-40V	○		○	○	40		6.2	67.5	○	○	○	○	○	○	○	
		ST-20N, 30N, 40N, 50N, 60N, 80N	○		○	○	20~80		6.2~9.4	54.2~156.5	○	○	○	○	○	○	○	
		ST-80G	○		○	○	80		9.4	162.3	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	ス マ ー ト ジ ョ イ ン ト	GLH-20, 30, 40, 50	○		○	○	20~50		6.2	140.5~166.0	○	○	○	○	○	○	○	#
		SMJ-20, 30, 50, 70, 100	○		○	○	20~100		6.2	61.1~129.5	○	○	○	○	○	○	○	#
		VM ジョイント	VM	○		○	○	20		6.2	31.5	○	○	○	○	○	○	○
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SS-V ジョイント(歩道用)	SS-V, SS-20V, 30V	○		○	○	20~30		6.2	37.8~39.3	○	○	○	○	○	○	○	
		AI ジョイント	AIJ-20, 30	○		○	○	20~30		4.0	42.3~44.8	○	○	○	○	○	○	
		SBI ジョイント	SBI-40	○		○	○	40		4.0	40.5	○	○	○	○	○	○	
シ ョ ー ボ ン ド 建 設	SBI ジョイント	SBI-60, 80	○		○	○	60~80		4.0	53.8~60.1	○	○	○	○	○	○	○	

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

表項目の修正

積算上の注意事項		
----------	--	--

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
------	------	-----------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】										備 考	
			歩道 区分	積雪 地帯 対応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類		本 体 付 属 の		特 殊 型 枠 使 用			
											車 道 用	歩 道 用	仕 工 用	道 路 断 面 方 向		道 路 断 面 方 向		伸 縮 量 (mm)
横 浜 組 ム	YMタイプ	YM-1						20		5.17	11.88							
		YM-1						50		4.98	23.94							
		YM-20						20		3.98	20.16							
	YHTタイプ	YHT-20,30,40,50						20~30		6.24	60.12~88.92							
		YHT-50-N,70-N,90-N						50~90		6.24	102.6~156.6							誘導板別途
		YFSタイプ	YFS-20,30,40,50					20~30		6.24	66.96~88.74							誘導板付き
ア オ イ 化 学 工 業	ラバトップジョイント (車道用)	GT-S20,S25,S35,S50,S60					20~60		4.0	59.4~72.7								
		GT-H20,H25,H35,H50,H60						20~60		4.0	41.2~45.9							
	ラバトップジョイント (耐グライダー用)	GT-G20,G25,G35,G50,G60					20~60		4.0	69.7~83.0							誘導板付き	
		GT-GL20,GL25,GL35						20~35		4.0	76.1~82.6							#
ク リ エ ー ト	クエイビーフックジョイント	BF-V-20,30,50,80,100, 125,150,175,200					20~200		8.0~12.5	51.0~153.0								
		BF-R-20,30,50,80,100, 125,150,175,200						20~200		8.0~12.5	65.0~164.0							誘導板付き

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

現行どおり

VI-1-⑨-9

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正 現 行	
------	------	------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】											特 殊 型 格 使 用	備 考
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類	本 体 行 属 7ヶ 形 式			特 殊 型 格 使 用				
												ボ ル ト 後 締 め	ボ ル ト 後 締 め	ボ ル ト 後 締 め					
タリエント中川	ウェルタージョイント	F-T-20,30,40,50,60,70,80,90	○	○	○	○	○	20~90	○	8.0	76.0~108.0	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
	ウェルターリフジョイント	F-T-E-20,30,40,50,60,70,80,90	○	○	○	○	○	20~90	○	8.0	83.0~115.0	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
	ウェルタージョイントK型	W-T-K-20,25,35,50	○	○	○	○	○	20~50	○	4.0	52.0~59.0	○	○	○	○	○	○	○	
	シーアールティジョイント	C-R-T-20,30	○	○	○	○	○	20~30	○	4.0	47.0~49.0	○	○	○	○	○	○	○	
		C-R-T-35,50	○	○	○	○	○	35~60	○	4.0	51.0~61.0	○	○	○	○	○	○	○	
	N-S-20,30,50	○	○	○	○	○	20~50	○	4.0	41.0~46.0	○	○	○	○	○	○	○	○	
ノンステップジョイント	N-S-80,100,125,150,175,200,220,230	○	○	○	○	○	80~230	○	4.0	51.0~83.0	○	○	○	○	○	○	○		
	タリテック工業	ハイブリットジョイント	SS-20	○	○	○	○	○	20	○	6.2	28.1	○	○	○	○	○	○	○
NS-20			○	○	○	○	○	20	○	6.2	32.8	○	○	○	○	○	○	○	#
S-30,40,50			○	○	○	○	○	30~50	○	6.2	52.7~58.3	○	○	○	○	○	○	○	#
L-60,70,80,90,100			○	○	○	○	○	60~100	○	15.6	79.0~83.3	○	○	○	○	○	○	○	#
LL-125,150,175			○	○	○	○	○	125~175	○	15.6	100.3~131.0	○	○	○	○	○	○	○	#
PS-20,30,40,50,60,70,80,90,100,125,150,175,200,230,300,330,400			○	○	○	○	○	20~400	○	6.2	63.0~135.7	○	○	○	○	○	○	○	○
川金	マグバジョイント	NPS-30	○	○	○	○	○	30	○	6.2	23.0	○	○	○	○	○	○	○	
		NRC-20,35	○	○	○	○	○	20~35	○	3.1	33.5~40.3	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
		HS-20	○	○	○	○	○	20	○	6.2	24.7	○	○	○	○	○	○	○	積雪地兼用、誘導板別途

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

＜参考資料＞ ◆市場単価適用可能 橋梁用伸縮継手装置一覧表

製 作 社 名	伸 縮 装 置		【 用 途 関 係 】				【 構 造 関 係 】											特 殊 型 格 使 用	備 考
			歩 車 道 区 分	積 雪 地 対 応	設 置 方 向	遊 間 部 形 状	伸 縮 量 (mm)	非 排 水 構 造	補 強 鉄 筋 重 量 (kg/m)	※ 本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類	本 体 行 属 7ヶ 形 式			特 殊 型 格 使 用				
												ボ ル ト 後 締 め	ボ ル ト 後 締 め	ボ ル ト 後 締 め					
タリエント中川	ウェルタージョイント	F-T-20,30,40,50,60,70,80,90	○	○	○	○	○	20~90	○	8.0	76.0~108.0	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
	ウェルターリフジョイント	F-T-E-20,30,40,50,60,70,80,90	○	○	○	○	○	20~90	○	8.0	83.0~115.0	○	○	○	○	○	○	○	誘導板付き
	ウェルタージョイントK型	W-T-K-20,25,35,50	○	○	○	○	○	20~50	○	4.0	52.0~59.0	○	○	○	○	○	○	○	
	シーアールティジョイント	C-R-T-20,30,35,40,50	○	○	○	○	○	20~445U	○	4.0	47.0~49.0	○	○	○	○	○	○	○	
		C-R-T-20,30,50	○	○	○	○	○	20~50	○	4.0	41.0~46.0	○	○	○	○	○	○	○	
	N-S-20,30,50	○	○	○	○	○	20~50	○	4.0	41.0~46.0	○	○	○	○	○	○	○	○	
ノンステップジョイント	N-S-80,100,125,150,175,200,220,230	○	○	○	○	○	80~230	○	4.0	51.0~83.0	○	○	○	○	○	○	○		
	タリテック工業	ハイブリットジョイント	SS-20	○	○	○	○	○	20	○	6.2	28.1	○	○	○	○	○	○	○
NS-20			○	○	○	○	○	20	○	6.2	32.8	○	○	○	○	○	○	○	#
S-30,40,50			○	○	○	○	○	30~50	○	6.2	52.7~58.3	52.7~58.3	○	○	○	○	○	○	#
L-60,70,80,90,100			○	○	○	○	○	60~100	○	15.6	79.0~83.3	○	○	○	○	○	○	○	#
LL-125,150,175			○	○	○	○	○	125~175	○	15.6	100.3~131.0	○	○	○	○	○	○	○	#
PS-20,30,40,50,60,70,80,90,100,125,150,175,200,230,300,330,400			○	○	○	○	○	20~400	○	6.2	63.0~135.7	○	○	○	○	○	○	○	○
川金	マグバジョイント	NPS-30	○	○	○	○	○	30	○	6.2	23.0	○	○	○	○	○	○	○	
		NRC-20,35	○	○	○	○	○	20~35	○	3.1	33.5~40.3	○	○	○	○	○	○	○	誘導板別途
		HS-20	○	○	○	○	○	20	○	6.2	24.7	○	○	○	○	○	○	○	積雪地兼用、誘導板別途

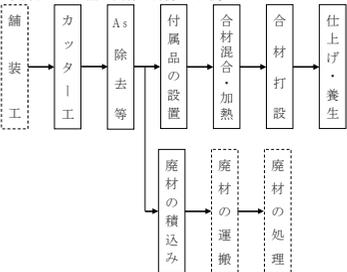
※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

表項目の削除及び修正

VI-1-⑨-10

積算上の注意事項

工 種	橋梁付属物工
-----	--------

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行												
	現 行	改 正	備 考											
	<p>⑨-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 伸縮量が50mm（±25mm）以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の様子の場合。 ① 「市場単価⑨-1 橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。 ② 突合わせ目地（無処理目地又は瀝青系目地の単純なもの）である場合。 ③ 埋設型伸縮装置である場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等、別途考慮するもの。 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合 3) ヘキサロック工法の場合。 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 5) 仮復旧を伴う作業。 6) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>新設・後付工法 （舗装厚内型）</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※×</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。 3. ※については、施工単価入力基準表(SF453)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑨-12</p>	工 種	市場単価			機	労	材	新設・後付工法 （舗装厚内型）	○	○	※×	<p>現行どおり</p> <p>6) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>現行どおり</p>	表現の見直し
工 種	市場単価													
	機	労	材											
新設・後付工法 （舗装厚内型）	○	○	※×											
積算上の注意事項														

改正理由	一部改正	改正 現行																								
現	行	改	正																							
<p>⑩ 構造物とりこわし工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、構造物とりこわし工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。 (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。 (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。 <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。 2) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。 3) 「構造物とりこわし工」にともなう「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。 2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。 3) 特殊地域における労務費の補正が適用される工事の場合。 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。 <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>無筋構造物</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">とりこわし作業</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">破砕片除去</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">破砕片積込</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-right: 5px;">運搬</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-right: 5px;">処分</div> </div> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>鉄筋構造物</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </table> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">とりこわし作業</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">鉄筋の切断</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">破砕片除去</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 5px;">破砕片積込</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-right: 5px;">運搬</div> <div style="margin: 0 5px;">→</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; margin-right: 5px;">処分</div> </div> <p>(注) 1. チェルの損耗費等を含む。 2. 上記フロー図の破線表示(運搬、処分)の作業は、別途計上する。</p>		工 種	市場単価			機	労	材	無筋構造物	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	鉄筋構造物	○	○	/	<p>⑩ 構造物とりこわし工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、構造物とりこわし工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 河川、海岸、砂防、道路工事等の既設コンクリート構造物のとりこわし作業。 (2) とりこわし方法の主たる作業機械が、大型ブレーカ、コンクリートブレーカ、コンクリート圧砕機の場合。 (3) 施工基面（機械設置基面）より上下5m以内のとりこわし作業。 <p>1-2 市場単価が適用できない範囲</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 建築物、舗装版のとりこわし作業及びブロック施工による旧橋撤去。 2) 「橋梁地覆補修工」にともなう「とりこわし工」。 3) 「構造物とりこわし工」にともなう「石積取壊し（人力）」及び「コンクリートはつり（平均はつり厚6cm以下）」。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 施工基面（機械設置基面）より上下5mを超える作業能力を有する機種を用いる場合。 2) コア抜きして内部を広げて破砕する場合。 3) <u>離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域にまいて労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 4) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価を適用できない場合。 		<p>備考</p> <p>適用範囲の明確化</p>
工 種	市場単価																									
	機	労	材																							
無筋構造物	○	○	/																							
工 種	市場単価																									
	機	労	材																							
鉄筋構造物	○	○	/																							
VI-1-⑩-1		現行どおり																								
積算上の注意事項																										

工 種	薄層カラー舗装工
-----	----------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																		
	<p>⑪ 薄層カラー舗装工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、薄層カラー舗装工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 樹脂モルタル舗装工における歩道橋、側道橋、歩道及び自転車道の舗装。</p> <p>(2) 景観透水性舗装工における歩道及び遊歩道の舗装。</p> <p>(3) 樹脂系すべり止め舗装工における車道及び歩道（路側帯、スクールゾーンを含む）の舗装。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 加熱混合系薄層カラー舗装。</p> <p>2) 型枠式カラータイル舗装。</p> <p>3) 壁面、階段の立ち上がり部（垂直面）を施工する場合。</p> <p>4) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>5) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" data-bbox="286 778 506 922"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>樹脂モルタル舗装工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="539 778 831 922"> <tr> <td>下地処理</td> <td>プライマー塗布</td> <td>舗設材の混合</td> <td>舗設材の敷設</td> <td>仕上げ・養生</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="286 946 506 1090"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>景観透水性舗装工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="539 946 831 1090"> <tr> <td>下地処理</td> <td>プライマー塗布</td> <td>舗設材の混合</td> <td>舗設材の敷設</td> <td>仕上げ・養生</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="286 1114 506 1257"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>樹脂系すべり止め舗装工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="539 1114 920 1257"> <tr> <td>下地処理</td> <td>プライマー塗布</td> <td>目止用砕砂充填</td> <td>樹脂バインダー散布</td> <td>骨材の散布</td> <td>トップコート塗布</td> <td>仕上げ・養生</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 樹脂系すべり止め舗装工のプライマー塗布は、コンクリート面への敷設の場合に施工。 2. 樹脂系すべり止め舗装工の目止用砕砂充填は、規格・仕様区分によって施工。 3. 樹脂系すべり止め舗装工のトップコート塗布は、規格・仕様区分によって施工。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑪-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	樹脂モルタル舗装工	○	○	○	下地処理	プライマー塗布	舗設材の混合	舗設材の敷設	仕上げ・養生	工 種	市場単価			機	労	材	景観透水性舗装工	○	○	○	下地処理	プライマー塗布	舗設材の混合	舗設材の敷設	仕上げ・養生	工 種	市場単価			機	労	材	樹脂系すべり止め舗装工	○	○	○	下地処理	プライマー塗布	目止用砕砂充填	樹脂バインダー散布	骨材の散布	トップコート塗布	仕上げ・養生	<p>現行どおり</p> <p>4) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>現行どおり</p>	
工 種	市場単価																																																				
	機	労	材																																																		
樹脂モルタル舗装工	○	○	○																																																		
下地処理	プライマー塗布	舗設材の混合	舗設材の敷設	仕上げ・養生																																																	
工 種	市場単価																																																				
	機	労	材																																																		
景観透水性舗装工	○	○	○																																																		
下地処理	プライマー塗布	舗設材の混合	舗設材の敷設	仕上げ・養生																																																	
工 種	市場単価																																																				
	機	労	材																																																		
樹脂系すべり止め舗装工	○	○	○																																																		
下地処理	プライマー塗布	目止用砕砂充填	樹脂バインダー散布	骨材の散布	トップコート塗布	仕上げ・養生																																															
積算上の注意事項																																																					

改正理由	一部改正	改正 現行																																																											
現	行	改	正																																																										
<p>2-2 市場単価規格・仕様 薄層カラー舗装工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">規 格・仕 様</th> <th style="width: 30%;">単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">樹脂モルタル舗装工</td> <td>厚6mm以下</td> <td rowspan="15" style="text-align: center; vertical-align: middle;">㎡</td> </tr> <tr> <td>厚6mm超え8mm以下</td> </tr> <tr> <td>厚8mm超え10mm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">景観透水性舗装工</td> <td>厚10mm以下</td> </tr> <tr> <td>厚10mm超え15mm以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">樹脂系すべり止め舗装工</td> <td>RPN-101</td> </tr> <tr> <td>RPN-102</td> </tr> <tr> <td>RPN-103</td> </tr> <tr> <td>RPN-104</td> </tr> <tr> <td>RPN-201</td> </tr> <tr> <td>RPN-202</td> </tr> <tr> <td>RPN-203</td> </tr> <tr> <td>RPN-204</td> </tr> <tr> <td>RPN-301</td> </tr> <tr> <td>RPN-302</td> </tr> <tr> <td>RPN-303</td> </tr> <tr> <td>RPN-304</td> </tr> <tr> <td>RPN-401</td> </tr> <tr> <td>RPN-402</td> </tr> <tr> <td>RPN-501</td> </tr> <tr> <td>RPN-502</td> </tr> <tr> <td>RPN-601</td> </tr> <tr> <td>RPN-602</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	規 格・仕 様	単 位	樹脂モルタル舗装工	厚6mm以下	㎡	厚6mm超え8mm以下	厚8mm超え10mm以下	景観透水性舗装工	厚10mm以下	厚10mm超え15mm以下	樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101	RPN-102	RPN-103	RPN-104	RPN-201	RPN-202	RPN-203	RPN-204	RPN-301	RPN-302	RPN-303	RPN-304	RPN-401	RPN-402	RPN-501	RPN-502	RPN-601	RPN-602	<p>現行どおり</p>																													
区 分	規 格・仕 様	単 位																																																											
樹脂モルタル舗装工	厚6mm以下	㎡																																																											
	厚6mm超え8mm以下																																																												
	厚8mm超え10mm以下																																																												
景観透水性舗装工	厚10mm以下																																																												
	厚10mm超え15mm以下																																																												
樹脂系すべり止め舗装工	RPN-101																																																												
	RPN-102																																																												
	RPN-103																																																												
	RPN-104																																																												
	RPN-201																																																												
	RPN-202																																																												
	RPN-203																																																												
	RPN-204																																																												
	RPN-301																																																												
	RPN-302																																																												
	RPN-303																																																												
	RPN-304																																																												
	RPN-401																																																												
	RPN-402																																																												
	RPN-501																																																												
RPN-502																																																													
RPN-601																																																													
RPN-602																																																													
<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.2 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">規 格・仕 様</th> <th style="width: 40%;">適 用 基 準</th> <th style="width: 10%;">記号</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">加算率</td> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁ S₂</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>階段ステップ部(踊り場を含む)</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> </tr> <tr> <td>既設アスファルト舗装面の施工</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₄</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装面の施工</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> </tr> </tbody> </table>			規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備 考	加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂	補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	<p>2-3 加算率・補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.2 加算率・補正係数の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 20%;">規 格・仕 様</th> <th style="width: 40%;">適 用 基 準</th> <th style="width: 10%;">記号</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">加算率</td> <td rowspan="2">施工規模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。</td> <td>S₁</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₁</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₂</td> </tr> <tr> <td>階段ステップ部(踊り場を含む)</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₃</td> </tr> <tr> <td>既設アスファルト舗装面の施工</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₄</td> </tr> <tr> <td>コンクリート舗装面の施工</td> <td>対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> </tr> </tbody> </table>			規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備 考	加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁	補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁	対象数量	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅
	規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備 考																																																									
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量																																																									
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁ S ₂																																																										
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量																																																								
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																										
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃																																																										
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄																																																										
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅																																																										
	規 格・仕 様	適 用 基 準	記号	備 考																																																									
加算率	施工規模	標準	S ₀	全体数量																																																									
		1工事の施工規模が標準より小さい場合は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。	S ₁																																																										
補正係数	時間的制約を受ける場合	通常勤務すべき1日の作業時間(所定労働時間)を7時間以下4時間以上に制限する場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₁		対象数量																																																								
	夜間作業	通常勤務すべき時間(所定労働時間)帯を変更して、作業時間が夜間(20時～6時)にかかる場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₂																																																										
	階段ステップ部(踊り場を含む)	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₃																																																										
	既設アスファルト舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₄																																																										
	コンクリート舗装面の施工	対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅																																																										
VI-1-⑪-2		施工規模条件の見直し																																																											
積算上の注意事項																																																													

改正理由	一部改正	改 正	
		現 行	

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分	記 号	樹脂モルタル 舗 装 工 (100㎡以上)	景観透水性 舗 装 工 (100㎡以上)	樹脂系すべり 止め舗装工 (200㎡以上)
加算率 施工規模	S ₀	0%	0%	0%
	S ₁	(50㎡以上～ 100㎡未満) 5%	(50㎡以上～ 100㎡未満) 5%	(100㎡以上～ 200㎡未満) 5%
	S ₂	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	0.90
	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	1.10

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) 又は (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。
 2. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しない。
 3. 既設アスファルト舗装面の施工 (K₄) の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。

2-4 直接工事費の算出
 直接工事費＝設計単価 (注) × 設計数量
 (注) 設計単価＝標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁ or S₂/100) × (K₁ × K₂ × …… × K_n)

(2) 加算率・補正係数の数値

表2.3 加算率・補正係数の数値

区 分	記 号	樹脂モルタル 舗 装 工	景観透水性 舗 装 工	樹脂系すべり 止め舗装工
加算率 施工規模	S ₀	(50㎡以上) 0%	(50㎡以上) 0%	(100㎡以上) 0%
	S ₁	(50㎡未満) 20%	(50㎡未満) 20%	(100㎡未満) 20%
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁	1.05	1.05
	夜間作業	K ₂	1.10	1.10
	階段ステップ部	K ₃	1.25	—
	既設アスファルト舗装面の施工	K ₄	—	0.90
	コンクリート舗装面の施工	K ₅	—	1.10

(注) 1. 施工規模加算率 (S₁) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみ対象とする。
 2. 階段ステップ部の補正を行った場合は、施工規模加算率は適用しないが、時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) は適用可能とする。
 3. 既設アスファルト舗装面の施工 (K₄) の補正は、既設アスファルト面に薄層カラー舗装を施工する場合であり、切削オーバーレイや打ち換え等、舗装面が施工直後の場合、補正を行わない。

2-4 直接工事費の算出
 直接工事費＝設計単価 (注) × 設計数量
 (注) 設計単価＝標準の市場単価 × (1 + S₀ or S₁/100) × (K₁ × K₂ × …… × K_n)

標準施工規模を見直し



現行どおり

3. 適用にあたっての留意事項

市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。

(1) 共通事項

1) 各区分の工法は次のとおりとする。

表3.1 工法の内容

区 分	目 地 模 様
樹脂モルタル舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材を使用したモルタルを、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
景観透水性舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)と骨材(自然石等)を使用し、コテ仕上げによって路面に敷設する工法。
樹脂系すべり止め舗装工	樹脂系材料(エポキシ樹脂)を使用し、硬質骨材を路面に接着させる工法。

2) 下地は標準状態とし、はつり、サンダー掛け、錯落とし及び不陸整正のための下地調整を含まないものとする。下地調整を必要とする場合は、別途計上する。(下地処理とは、施工面にあるゴミ・泥・ほこりなどを除去する簡単な作業をいう。)

3) 斜路部の施工は、階段ステップ部の補正を適用しない。

VI-1-⑩-3

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現 行	改 正																																																																																																
<p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 樹脂モルタル舗装工・景観透水性舗装工</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF485</td> <td>施工単位</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <th>施工区分</th> <th colspan="5">入 力 条 件</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">各 種</th> <th>J 1</th> <th>J 2</th> <th>J 3</th> <th>J 4</th> <th>J 5</th> <th>J 6</th> </tr> <tr> <td>施工区分 (表4.1)</td> <td>規格・仕様 (表4.2)</td> <td>階 段 ステップ部 ①無 ②有</td> <td>施工規模 (表4.3)</td> <td>時間的制約を 受ける場合の 補 正 ①無 ②有</td> <td>夜間作業の 補 正 ①無 ②有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で④、⑤を選択することは出来ない。 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で①～③を選択することは出来ない。 3. J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は選択する必要はない。 4. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。 5. J 4条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 施工区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>施 工 区 分</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>樹脂モルタル舗装工</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>景観透水性舗装工</td> <td>②</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表4.2 規格・仕様</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>厚6mm以下</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>厚6mm 超え8mm以下</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>厚8mm 超え10mm以下</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>厚10mm 以下</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>厚10mm 超え15mm以下</td> <td>⑤</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表4.3 施工規模</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>施 工 規 模</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>100㎡以上(標準)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>50㎡以上100㎡未満</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>③</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-5</p>	施工歩掛コード	SF485	施工単位	㎡	施工区分	入 力 条 件					各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.2)	階 段 ステップ部 ①無 ②有	施工規模 (表4.3)	時間的制約を 受ける場合の 補 正 ①無 ②有	夜間作業の 補 正 ①無 ②有	施 工 区 分	入力番号	樹脂モルタル舗装工	①	景観透水性舗装工	②	規格・仕様	入力番号	厚6mm以下	①	厚6mm 超え8mm以下	②	厚8mm 超え10mm以下	③	厚10mm 以下	④	厚10mm 超え15mm以下	⑤	施 工 規 模	入力番号	100㎡以上(標準)	①	50㎡以上100㎡未満	②	50㎡未満	③	<p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) 樹脂モルタル舗装工・景観透水性舗装工</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>SF485</td> <td>施工単位</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <th>施工区分</th> <th colspan="5">入 力 条 件</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">各 種</th> <th>J 1</th> <th>J 2</th> <th>J 3</th> <th>J 4</th> <th>J 5</th> <th>J 6</th> </tr> <tr> <td>施工区分 (表4.1)</td> <td>規格・仕様 (表4.2)</td> <td>階 段 ステップ部 ①無 ②有</td> <td>施工規模 (表4.3)</td> <td>時間的制約を 受ける場合の 補 正 ①無 ②有</td> <td>夜間作業の 補 正 ①無 ②有</td> </tr> </table> <p>(注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で④、⑤を選択することは出来ない。 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で①～③を選択することは出来ない。 3. J 1条件で②を選択した場合は、J 3条件は選択する必要はない。 4. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。 5. J 4条件で②を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。</p> <p style="text-align: center;">表4.1 施工区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>施 工 区 分</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>樹脂モルタル舗装工</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>景観透水性舗装工</td> <td>②</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表4.2 規格・仕様</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>厚6mm以下</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>厚6mm 超え8mm以下</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>厚8mm 超え10mm以下</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>厚10mm 以下</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>厚10mm 超え15mm以下</td> <td>⑤</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表4.3 施工規模</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th>施 工 規 模</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>50㎡以上(標準)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>50㎡未満</td> <td>②</td> </tr> </table>	施工歩掛コード	SF485	施工単位	㎡	施工区分	入 力 条 件					各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.2)	階 段 ステップ部 ①無 ②有	施工規模 (表4.3)	時間的制約を 受ける場合の 補 正 ①無 ②有	夜間作業の 補 正 ①無 ②有	施 工 区 分	入力番号	樹脂モルタル舗装工	①	景観透水性舗装工	②	規格・仕様	入力番号	厚6mm以下	①	厚6mm 超え8mm以下	②	厚8mm 超え10mm以下	③	厚10mm 以下	④	厚10mm 超え15mm以下	⑤	施 工 規 模	入力番号	50㎡以上(標準)	①	50㎡未満	②
施工歩掛コード	SF485	施工単位	㎡																																																																																														
施工区分	入 力 条 件																																																																																																
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																																																																											
	施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.2)	階 段 ステップ部 ①無 ②有	施工規模 (表4.3)	時間的制約を 受ける場合の 補 正 ①無 ②有	夜間作業の 補 正 ①無 ②有																																																																																											
施 工 区 分	入力番号																																																																																																
樹脂モルタル舗装工	①																																																																																																
景観透水性舗装工	②																																																																																																
規格・仕様	入力番号																																																																																																
厚6mm以下	①																																																																																																
厚6mm 超え8mm以下	②																																																																																																
厚8mm 超え10mm以下	③																																																																																																
厚10mm 以下	④																																																																																																
厚10mm 超え15mm以下	⑤																																																																																																
施 工 規 模	入力番号																																																																																																
100㎡以上(標準)	①																																																																																																
50㎡以上100㎡未満	②																																																																																																
50㎡未満	③																																																																																																
施工歩掛コード	SF485	施工単位	㎡																																																																																														
施工区分	入 力 条 件																																																																																																
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																																																																											
	施工区分 (表4.1)	規格・仕様 (表4.2)	階 段 ステップ部 ①無 ②有	施工規模 (表4.3)	時間的制約を 受ける場合の 補 正 ①無 ②有	夜間作業の 補 正 ①無 ②有																																																																																											
施 工 区 分	入力番号																																																																																																
樹脂モルタル舗装工	①																																																																																																
景観透水性舗装工	②																																																																																																
規格・仕様	入力番号																																																																																																
厚6mm以下	①																																																																																																
厚6mm 超え8mm以下	②																																																																																																
厚8mm 超え10mm以下	③																																																																																																
厚10mm 以下	④																																																																																																
厚10mm 超え15mm以下	⑤																																																																																																
施 工 規 模	入力番号																																																																																																
50㎡以上(標準)	①																																																																																																
50㎡未満	②																																																																																																

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正	
		現 行	

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

施工歩掛コード	SF489	施工単位	㎡				
施工区分	入 力 条 件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	施工区分 ①車道(ETC レーン含む) ②歩道(路側 帯スクール ゾーン含む)	規格・仕様 (表4.4)	施工規模 (表4.5)	時間的制 約を受け る場合の 補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	既設アス ファルト 舗装面の 施工 ①無 ②有	コンクリ ート舗装 面の施工 ①無 ②有

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で⑤, ⑥を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で⑤, ⑥以外を選択することは出来ない。
 3. J 2条件で②, ④, ⑥, ⑧, ⑩, ⑫, ⑭, ⑯, ⑰, ⑱を選択した場合は、J 7条件は①で固定される。
 4. J 3条件で②, ③を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

表4.4 規格・仕様

規格・仕様	入力番号	規格・仕様	入力番号
RPN-101	①	RPN-302	⑩
RPN-102	②	RPN-303	⑪
RPN-103	③	RPN-304	⑫
RPN-104	④	RPN-401	⑬
RPN-201	⑤	RPN-402	⑭
RPN-202	⑥	RPN-501	⑮
RPN-203	⑦	RPN-502	⑯
RPN-204	⑧	RPN-601	⑰
RPN-301	⑨	RPN-602	⑱

表4.5 施工規模

施 工 規 模	入力番号
200㎡以上(標準)	①
100㎡以上200㎡未満	②
100㎡未満	③

VI-1-⑩-6

(2) 樹脂系すべり止め舗装工

施工歩掛コード	SF489	施工単位	㎡				
施工区分	入 力 条 件						
	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	J 7
各種	施工区分 ①車道(ETC レーン含む) ②歩道(路側 帯スクール ゾーン含む)	規格・仕様 (表4.4)	施工規模 (表4.5)	時間的制 約を受け る場合の 補正 ①無 ②有	夜間作業 の補正 ①無 ②有	既設アス ファルト 舗装面の 施工 ①無 ②有	コンクリ ート舗装 面の施工 ①無 ②有

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合は、J 2条件で⑤, ⑥を選択することは出来ない。
 2. J 1条件で②を選択した場合は、J 2条件で⑤, ⑥以外を選択することは出来ない。
 3. J 2条件で②, ④, ⑥, ⑧, ⑩, ⑫, ⑭, ⑯, ⑰, ⑱を選択した場合は、J 7条件は①で固定される。
 4. J 3条件で②を選択した場合は、J 4条件は①で固定される。

表4.4 規格・仕様

規格・仕様	入力番号	規格・仕様	入力番号
RPN-101	①	RPN-302	⑩
RPN-102	②	RPN-303	⑪
RPN-103	③	RPN-304	⑫
RPN-104	④	RPN-401	⑬
RPN-201	⑤	RPN-402	⑭
RPN-202	⑥	RPN-501	⑮
RPN-203	⑦	RPN-502	⑯
RPN-204	⑧	RPN-601	⑰
RPN-301	⑨	RPN-602	⑱

表4.5 施工規模

施 工 規 模	入力番号
100㎡以上(標準)	①
100㎡未満	②

積算上の注意事項

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
------	------	-----------------	--

現 行	改 正	備 考																																																																		
<p>⑫ 道路標識設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 (3) 道路標識の更新工事</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) 道路管理者以外が行う標識工事 2) 着雪防止板の設置及び撤去 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装製品を購入し設置する場合 4) 道路標識における基礎工事のうち岩削削を必要とする工事 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合 7) 標識板設置において、底合構造で固定する標識板の場合 8) 標識板設置において、部分補修（リベット止め、シール貼りなど）の場合 9) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機券材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">券</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>券</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="2">床 掘り</td> <td rowspan="2">基 礎 砕 石</td> <td rowspan="2">型 枠 ・ 鉄 筋</td> <td rowspan="2">建 柱</td> <td rowspan="2">コン ク リ ー ト 打 設</td> <td rowspan="2">埋 戻 し</td> <td rowspan="2">建 柱</td> <td rowspan="2">標 識 板 取 付</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 型枠は、スハイラル形式を含む。 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">券</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>券</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識柱設置 (片持式・門型式)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※</td> <td rowspan="2">床 掘り</td> <td rowspan="2">基 礎 砕 石</td> <td rowspan="2">型 枠 ・ 鉄 筋</td> <td rowspan="2">アン カー ボ ルト 設 置</td> <td rowspan="2">コン ク リ ー ト 打 設</td> <td rowspan="2">埋 戻 し</td> <td rowspan="2">建 柱</td> <td rowspan="2">標 識 板 取 付</td> </tr> </table> <p>(注) ※については、施工単価入力基準表(SF6608又はSF6609)で考慮されているため、別途計上する必要はない。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">券</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>券</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識基礎設置 (片持式・門型式)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td rowspan="2">床 掘り</td> <td rowspan="2">基 礎 砕 石</td> <td rowspan="2">型 枠 ・ 鉄 筋</td> <td rowspan="2">アン カー ボ ルト 設 置</td> <td rowspan="2">コン ク リ ー ト 打 設</td> <td rowspan="2">埋 戻 し</td> <td rowspan="2">建 柱</td> <td rowspan="2">標 識 板 取 付</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑫-1</p>	工 種	市場単価			機	券	材	機	券	材	標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]	○	○	○	床 掘り	基 礎 砕 石	型 枠 ・ 鉄 筋	建 柱	コン ク リ ー ト 打 設	埋 戻 し	建 柱	標 識 板 取 付	工 種	市場単価			機	券	材	機	券	材	標識柱設置 (片持式・門型式)	○	○	※	床 掘り	基 礎 砕 石	型 枠 ・ 鉄 筋	アン カー ボ ルト 設 置	コン ク リ ー ト 打 設	埋 戻 し	建 柱	標 識 板 取 付	工 種	市場単価			機	券	材	機	券	材	標識基礎設置 (片持式・門型式)	○	○	○	床 掘り	基 礎 砕 石	型 枠 ・ 鉄 筋	アン カー ボ ルト 設 置	コン ク リ ー ト 打 設	埋 戻 し	建 柱	標 識 板 取 付	<p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p> <p style="text-align: center;">現 行 ど お り</p> <p>9) <u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</u> <u>離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</u></p>	適用範囲の明確化
工 種		市場単価						機	券	材																																																										
	機	券	材																																																																	
標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式]	○	○	○	床 掘り	基 礎 砕 石	型 枠 ・ 鉄 筋	建 柱	コン ク リ ー ト 打 設	埋 戻 し	建 柱	標 識 板 取 付																																																									
工 種	市場単価											機	券	材																																																						
	機	券	材																																																																	
標識柱設置 (片持式・門型式)	○	○	※	床 掘り	基 礎 砕 石	型 枠 ・ 鉄 筋	アン カー ボ ルト 設 置	コン ク リ ー ト 打 設	埋 戻 し	建 柱	標 識 板 取 付																																																									
工 種	市場単価											機	券	材																																																						
	機	券	材																																																																	
標識基礎設置 (片持式・門型式)	○	○	○	床 掘り	基 礎 砕 石	型 枠 ・ 鉄 筋	アン カー ボ ルト 設 置	コン ク リ ー ト 打 設	埋 戻 し	建 柱	標 識 板 取 付																																																									

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改 正 — 現 行	
------	------	-----------------	--

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

表2.3 標識柱設置(片持式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識柱 設 置 片持式	<材料費>	メッキ品 アンカーボルト含まず	kg
	<設置手間>	400 kg未満	基
	基礎別途計上	400 kg以上	基

表2.4 標識柱設置(門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識柱 設 置 門型式	<材料費>	メッキ品 アンカーボルト含まず	kg
	<設置手間>	10m未満	基
	基礎別途計上	10m以上20m未満 20m以上	基

表2.5 標識基礎設置(片持式・門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標 識 基礎設置 <材工共>	コンクリート基礎	標識柱1基当りの	4.0 m ² 未満
	アンカーボルトの	基礎コンクリート容量	4.0 m ² 以上6.0 m ² 未満
	材料費は別途計上		6.0 m ² 以上

表2.6 標識板設置(案内標識・新設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (案内標識) <材工共> 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	新設	広角プリズム
			1枚当りの面積
	取付金具(クランプ型ブラケットを除く)を含む	新設	カプセルプリズム・カプセルレンズ
			2.0 m ² 未満
			2.0 m ² 以上
			2.0 m ² 未満
		封入プリズム・封入レンズ	
		2.0 m ² 以上	

表2.7 標識板設置(案内標識・移設・[路線番号除く])

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (案内標識) 路線番号は除く	路側式 片持式 門型式 添架式	移設	1枚当りの面積
			2.0 m ² 未満
			2.0 m ² 以上

表2.8 標識板設置(警戒・規制・指示・路線番号標識)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識板設置 (警戒・規制・指示・ 路線番号標識)	<設置手間> 材料費は別途計上	警戒・規制・指示・路線番号標識	基

表2.9 添加式標識板取付金具設置

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
添架式標識板 取付金具設置	<材工共>	信号アーム部に取付け	基
	<設置手間>	照明柱・既設標識柱に取付け 歩道橋に取付け(添架式取付金具材料費は別途計上)	基

(注) 設置する取付金具の基数は、標識板1枚当りの取付金具一式を1基として計上する。
取付金具の数量については、3. 適用にあたっての留意事項(3)、(5)を参照。

VI-1-⑫-4

表2.3 標識柱設置(片持式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識柱 設 置 片持式	<材料費>	各種 アンカーボルト含まず	kg
	<設置手間>	400 kg未満	基
	基礎別途計上	400 kg以上	基

表2.4 標識柱設置(門型式)

区 分	規 格 ・ 仕 様		単 位
標識柱 設 置 門型式	<材料費>	各種 アンカーボルト含まず	kg
	<設置手間>	10m未満	基
	基礎別途計上	10m以上20m未満 20m以上	基

}

現行どおり

標識柱のZコード
化のための改訂

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

改正理由	一部改正	改正	備考
		現行	

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

(2) 標識柱設置 (片持式)

施工歩掛コード	S6608		施工単位	基		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	柱の質量区分 (表 4.4)	柱材料費の計上の有無 ①有 ②無	柱1基当り質量 (kg/基) (実数入力)	施工規模加算 ①3基以上 ②2基 ③1基	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有

- (注) 1. 材料費については、一般管理費のみ対象を設定している。
 2. 標識の移設等で材料費を計上しない場合は、J 2条件で②を選択すること。
 3. J 2条件で②を選択した場合は、J 3条件は入力する必要はない。
 4. J 4条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。

表4.4 柱の質量区分

柱1基当り質量区分	番号
400 kg未満/基	①
400 kg以上/基	②

(3) 標識柱設置 (門型式)

施工歩掛コード	S6609		施工単位	基		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	柱のスパンの区分 (表 4.5)	柱材料費の計上の有無 ①有 ②無	柱1基当り質量 (kg/基) (実数入力)	施工規模加算 ①3基以上 ②2基 ③1基	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有

- (注) 1. 材料費については、一般管理費のみ対象を設定している。
 2. 標識の移設等で材料費を計上しない場合は、J 2条件で②を選択すること。
 3. J 2条件で②を選択した場合は、J 3条件は入力する必要はない。
 4. J 4条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。

表4.5 柱のスパンの区分

柱のスパン	番号
10m未満	①
10m以上20m未満	②
20m以上	③

(2) 標識柱設置 (片持式)

施工歩掛コード	S6608		施工単位	基		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	柱の質量区分 (表 4.4)	柱材料の規格 (表 4.5)	柱1基当り質量 (kg/基) (実数入力)	施工規模加算 ①3基以上 ②2基 ③1基	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有

- (注) 1. 材料費については、一般管理費のみ対象を設定している。
 2. 標識の移設等で材料費を計上しない場合は、J 2条件で⑦を選択すること。
 3. J 2条件で⑥を選択した場合は、道路標識柱[円/▽]を単価登録すること。
 4. J 2条件で⑦を選択した場合は、J 3条件は入力する必要はない。
 5. J 4条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。

表4.4 柱の質量区分

柱1基当り質量区分	番号
400 kg未満/基	①
400 kg以上/基	②

表4.5 柱材料の規格

柱材料の規格	番号
亜鉛メッキ	①
下地亜鉛メッキ+静電粉体塗装	②
下地亜鉛メッキ+ポリウレタン樹脂塗装	③
下地亜鉛メッキ+ステンフレック塗装	④
下地亜鉛メッキ+フッ素樹脂塗装	⑤
各種	⑥
不要	⑦

(3) 標識柱設置 (門型式)

施工歩掛コード	S6609		施工単位	基		
施工区分	入 力 条 件					
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6
	柱のスパンの区分 (表 4.6)	柱材料の規格 (表 4.5)	柱1基当り質量 (kg/基) (実数入力)	施工規模加算 ①3基以上 ②2基 ③1基	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有

- (注) 1. 材料費については、一般管理費のみ対象を設定している。
 2. 標識の移設等で材料費を計上しない場合は、J 2条件で⑦を選択すること。
 3. J 2条件で⑥を選択した場合は、道路標識柱[円/▽]を単価登録すること。
 4. J 2条件で⑦を選択した場合は、J 3条件は入力する必要はない。
 5. J 4条件で②、③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。

表4.6 柱のスパンの区分

柱のスパン	番号
10m未満	①
10m以上20m未満	②
20m以上	③

以降、表番号を同様に繰り下げ

標識柱のZコード化のための改訂

積算上の注意事項

工 種	市場単価(道路付属物設置工)
-----	----------------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考								
現	行	改	正								
<p>⑬ 道路付属物設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、道路付属物のうち、視線誘導標、境界杭、道路紙、車線分離標、境界紙の設置・撤去に適用する。また、河川境界杭の設置・撤去にも適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 以下の設置及び撤去作業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 道路に設置する視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用、既設防護柵取付用、構造物取付用）およびスノーポール併用型視線誘導標（土中建込用、コンクリート建込用）。 2) 境界杭（コンクリート製）。 3) 道路紙。 4) 車線分離標（ラバーポール、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 5) 境界紙（金属製）。 <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) メーカーのオリジナル製品を用いる場合。 2) 自発光式及び電気式の製品を用いる場合。 3) 景観に配慮した塗装（景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインに基づく基本3色等）を施した製品を用いる場合（ただし、手間のみは適用可）。 4) 表 1.1 による場合。 5) 境界杭のうち、材質が木や樹脂の場合。 6) 道路紙のうち、埋込型または路面との段差がほとんどない製品の場合、積雪期には路面下に収納可能な可変型の製品の場合。 7) 車線分離標のうち、ポール形状が円形ではない場合、ベース径が 250mm 以外の製品の場合（ただし、ベース径 200mm の場合は手間のみ適用可）。 8) 境界紙のうち、材質が樹脂製（貼付式）の場合。 9) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。 		<p>現行どおり</p> <p>現行どおり</p> <p>9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p>									
<p style="text-align: center;">表 1.1 特別調査によるもの</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>視線誘導標</td> <td>二眼視線誘導標</td> </tr> <tr> <td>道路紙</td> <td>三眼視線誘導標</td> </tr> <tr> <td></td> <td>線形誘導標示板</td> </tr> <tr> <td>交差点紙</td> <td></td> </tr> </table>		視線誘導標	二眼視線誘導標	道路紙	三眼視線誘導標		線形誘導標示板	交差点紙			
視線誘導標	二眼視線誘導標										
道路紙	三眼視線誘導標										
	線形誘導標示板										
交差点紙											
VI-1-⑬-1											
積算上の注意事項											

適用範囲の明確化

改正理由	一部改正	改正 現行	
------	------	----------	--

現	行	改	正	備	考
---	---	---	---	---	---

(2) 付属物設置工(境界杭設置)

施工歩掛コード	SF563	施工単位	本		
施工区分	入 力 条 件				
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5
	施工区分	材料費区分	施工規模	夜間作業の補正	時間制約を受ける場合の補正
各 種	①根巻き基礎有り ②根巻き基礎無し	①手間+材料費(標準 [120×120]) ②手間+材料費(標準以外) ③手間のみ	①30本以上(標準) ②10本以上30本未満 ③10本未満	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. J 2条件で②を選択した場合は、「境界杭」単価[円/本]を単価登録すること。
2. J 3条件で②又は③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。
3. 根巻き基礎一体型を用いる場合は、J 1条件は②を選択すること。



(3) 付属物設置工(境界杭設置)

施工歩掛コード	SF563	施工単位	本		
施工区分	入 力 条 件				
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5
	施工区分	材料費区分	施工規模	夜間作業の補正	時間制約を受ける場合の補正
各 種	①根巻き基礎有り ②根巻き基礎無し	①手間+材料費(標準 [120×120]) ②手間+材料費(標準以外) ③手間のみ	①30本以上(標準) ②10本以上30本未満 ③10本未満	①無 ②有	①無 ②有

(注) 1. J 2条件で②を選択した場合は、境界杭単価[円/本]を単価登録すること。
2. J 1条件で①、J 2条件で①又は②を選択した場合は、根巻きコンクリートブロック[円/個]を単価登録すること。
3. J 3条件で②又は③を選択した場合は、J 5条件は①で固定される。
4. 根巻き基礎一体型を用いる場合は、J 1条件で②、J 2条件で②を選択すること。

根巻きコンクリートブロックの単価登録に対応できるように見直し

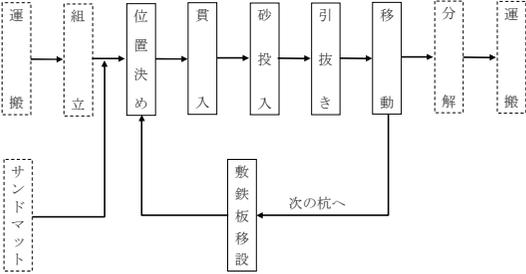
VI-1-⑬-9

積算上の注意事項			
----------	--	--	--

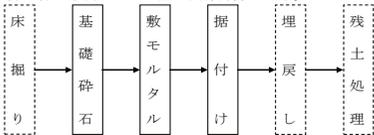
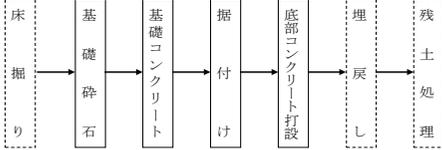
工 種	公園植栽工
-----	-------

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																											
	<p>⑭ 公園植栽工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、公園植栽工に適用する。なお、中木とは樹高 60cm 以上 3m 未満、低木とは樹高 60cm 未満とする。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 公園内の植樹工及び地被類植付工。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 日本庭園における植栽工事の場合。</p> <p>2) 植樹工で園芸を目的として草花類を植樹する場合。</p> <p>3) 地被類植付工でさき類、木草本類、つる性類以外を使用する場合。</p> <p>4) 地被類植付工でコンテナ径 12cm を超える地被類、または高さ(長さ)60cm を超える地被類を使用する場合。</p> <p>5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="277 758 882 858"> <tr> <td>工 種</td> <td>市場単価</td> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> <td>小</td> <td>植</td> <td>土</td> <td>植</td> <td>養</td> <td>残</td> <td>残</td> <td>残</td> </tr> <tr> <td>植 樹 工</td> <td>○ ○ × ※</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 樹木及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。 2. ※については、施工単価入力基準表 (SF599) で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <table border="1" data-bbox="277 914 506 1010"> <tr> <td>工 種</td> <td>市場単価</td> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> <td>小</td> <td>支</td> </tr> <tr> <td>支 柱 設 置</td> <td>○ ○ ○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="277 1027 667 1123"> <tr> <td>工 種</td> <td>市場単価</td> <td>機</td> <td>労</td> <td>材</td> <td>小</td> <td>地</td> <td>土</td> <td>植</td> <td>養</td> </tr> <tr> <td>地 被 類 植 付 工</td> <td>○ ○ × ※</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 地被類及び土壌改良材の材料費については別途計上すること。 2. ※については、施工単価入力基準表 (SF609) で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>公園植栽工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="416 1238 757 1321"> <caption>表2.1 植樹工</caption> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低 木</td> <td>樹高 60 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 60 cm 以上 100 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中 木</td> <td>樹高 100 cm 以上 200 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200 cm 以上 300 cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 300 cm 以上</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低木には、株物、一本立を含む。</p> <p>VI-1-⑭-1</p>	工 種	市場単価	機	労	材	小	植	土	植	養	残	残	残	植 樹 工	○ ○ × ※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	工 種	市場単価	機	労	材	小	支	支 柱 設 置	○ ○ ○	○	○	○	○	○	工 種	市場単価	機	労	材	小	地	土	植	養	地 被 類 植 付 工	○ ○ × ※	○	○	○	○	○	○	○	○	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	低 木	樹高 60 cm 未満	本	樹高 60 cm 以上 100 cm 未満	本	中 木	樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本	樹高 300 cm 以上	本	<p>現行どおり</p> <p>5) <u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> <u>離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</u></p> <p>現行どおり</p>	<p>適用範囲の明確化</p>
工 種	市場単価	機	労	材	小	植	土	植	養	残	残	残																																																																		
植 樹 工	○ ○ × ※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																		
工 種	市場単価	機	労	材	小	支																																																																								
支 柱 設 置	○ ○ ○	○	○	○	○	○																																																																								
工 種	市場単価	機	労	材	小	地	土	植	養																																																																					
地 被 類 植 付 工	○ ○ × ※	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																					
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位																																																																												
低 木	樹高 60 cm 未満	本																																																																												
	樹高 60 cm 以上 100 cm 未満	本																																																																												
中 木	樹高 100 cm 以上 200 cm 未満	本																																																																												
	樹高 200 cm 以上 300 cm 未満	本																																																																												
	樹高 300 cm 以上	本																																																																												
積算上の注意事項																																																																														

工 種	市場単価(軟弱地盤処理工)
-----	---------------

改正理由	一部改正	改正 現行															
現 行	改 正	備 考															
<p>⑮ 軟弱地盤処理工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、軟弱地盤処理工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 粘土、シルト及び有機質土等の地盤を対象として行う軟弱地盤処理工のうちサンドドレーン工、サンドコンパクションパイル工及びこれらの工種の併用工に適用する。</p> <p>(2) サンドドレーン工は杭径400mm及び500mm、サンドコンパクションパイル工はケーシングパイプ径400mm、杭径700mm程度で、いずれも敷鉄板の使用を標準とし、打設長は35m未満とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの。</p> <p>1) サンドマット工</p> <p>2) サンドパイル打機の分解・組立及び運搬</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの。</p> <p>1) 静的締固工法(オーガ方式による砂杭造成工法)</p> <p>2) 砂地盤を対象とする場合。</p> <p>3) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>4) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="215 887 436 1070"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サンドドレーン工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> </tr> <tr> <td>サンドコンパクションパイル工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 敷鉄板の費用、敷鉄板の設置・撤去・移動、空気圧縮機、発動発電機等の費用を含む。</p> <p>2. 材料費(砂、碎石)の費用は含まない。</p> <p>3. ※については、施工単価入力基準(S6612, S6613, S6614)において加算することができる。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑮-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	サンドドレーン工	○	○	※	サンドコンパクションパイル工	○	○	※	<p>現行どおり</p> <p>3) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>現行どおり</p>	<p>適用範囲の明確化</p>
工 種		市場単価															
	機	労	材														
サンドドレーン工	○	○	※														
サンドコンパクションパイル工	○	○	※														
積算上の注意事項																	

改正理由	一部改正	改正 ----- 現行																			
現	行	改	正																		
<p>⑩ コンクリートブロック積工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、コンクリートブロック積工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 勾配が1割未満(1:1.0未満)の法面に施工するブロック積みで、JISタイプ(JISで規定する形状寸法)の積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)を使用する場合に適用する。 ただし、コンクリートブロックは滑面タイプを標準とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個以上)を使用する場合。</p> <p>2) 垂直高が積積において7mを超える場合。(空積においては3mを超える場合)</p> <p>3) 勾配が1割以上(1:1.0以上)の法面に施工する場合。</p> <p>4) JIS以外の積ブロックを使用する場合。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○印及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="text-align: center;">工 種</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">市場単価</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">機</td> <td style="text-align: center;">労</td> <td style="text-align: center;">材</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブロック積工</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料ロス及び現場内小運搬を含む。</p> <p>2. ブロック積工には、調整コンクリートも含む。</p> <p>3. 市場単価には、胴込・裏込コンクリートの打設手間を含むが、材料費は含まない。なお、材料費については、施工単価入力基準表(S6615)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p>4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費及び材料費は含まない。 なお、必要な場合は別途考慮する。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>ブロック積工の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ブロック積工</td> <td>JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、 調整コンクリート等</td> <td style="text-align: center;">㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>		工 種	市場単価				機	労	材	ブロック積工	○	○	○	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、 調整コンクリート等	㎡	<p style="font-size: 2em;">}</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="font-size: 2em;">}</p> <p style="text-align: center;">現行どおり</p> <p style="color: red; font-size: 0.8em;">→ 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: center;">適用範囲の明確化</p>
工 種	市場単価																				
	機	労	材																		
ブロック積工	○	○	○																		
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位																			
ブロック積工	JISタイプの積ブロック(間知・ブロック質量150kg/個未満)、 調整コンクリート等	㎡																			
積算上の注意事項																					

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																						
	現 行	改 正																							
	<p>⑩ 排水構造物工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による排水構造物工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 排水構造物工のうちプレキャスト製品によるU型（落蓋型、鉄筋コンクリートベンチフリュームを含む）側溝、自由勾配側溝及び蓋版の設置、再利用撤去工事に適用。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲</p> <p>(1) 土木工事標準積算基準書等により別途積算するもの</p> <p>1) 再利用を目的としない側溝本体及び蓋版本体の撤去工事。</p> <p>2) 地すべり防止施設及び急傾斜崩壊対策施設における側溝の設置工事。</p> <p>(2) 特別調査等別途考慮するもの</p> <p>1) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</p> <p>2) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>U 型 側 溝</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">× ※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 側溝本体、基礎砕石の材料費は含まない。</p> <p>2. 敷モルタルの材料費（材料ロス含む）は含む。</p> <p>3. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、U型側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。</p> <p>4. 基面整正は含まない。</p> <p>5. ※については、施工単価入力基準表（S6950）で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自 由 勾 配 側 溝</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">× ※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 側溝本体、基礎砕石、基礎コンクリート、底部コンクリートの材料費は含まない。</p> <p>2. 据付けに必要なクレーン及びカッターブレード、コンクリートカッター、目地モルタル、自由勾配側溝損失分の費用、現場内小運搬等の費用を含む。</p> <p>3. 基面整正は含まない。</p> <p>4. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。</p> <p>なお、必要な場合は別途計上する。</p> <p>5. ※については、施工単価入力基準表、（S6616）で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑩-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	U 型 側 溝	○	○	× ※	工 種	市場単価			機	労	材	自 由 勾 配 側 溝	○	○	× ※	<p>現行どおり</p> <p>1) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>現行どおり</p>	
工 種	市場単価																								
	機	労	材																						
U 型 側 溝	○	○	× ※																						
工 種	市場単価																								
	機	労	材																						
自 由 勾 配 側 溝	○	○	× ※																						
積算上の注意事項																									

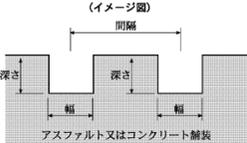
改正理由	一部改正	改正 現行																																																																																									
現 行		改 正																																																																																									
<p>4. 施工単価入力基準表</p> <p>(1) U型側溝</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6950</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施工区分</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>作業区分</td> <td>L=1,000mm L=4,000mm L=5,000mm の使用の有無</td> <td>U型側溝 の種類</td> </tr> <tr> <td>①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・据付け</td> <td>①無 ②L=1,000mm ③L=4,000mm ④L=5,000mm</td> <td>(表4.3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>規格・仕様</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(表4.1)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施工規模</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①50m以上 (標準) ②50m未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>時間的制約を受ける場合の補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>①無 ②有</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>J 7</td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td>J 10</td> <td>J 11</td> </tr> <tr> <td>夜間作業の補正</td> <td>施工箇所における補正</td> <td>基礎砕石施工の有無</td> <td>基礎砕石の種類</td> <td>基礎砕石10m当り設計数量</td> </tr> <tr> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②小段面部 ③縦排水部</td> <td>①有 ②無</td> <td>(表4.2)</td> <td>(実数入力) (m³/10m)</td> </tr> </table> <p>(注)1. J 1条件において②・③を選択した場合、U型側溝の単価登録をする必要はない。 2. J 1条件において②を選択した場合、J 9条件は選択する必要はない。 3. J 2条件において②・③・④を選択した場合、各々の個当り質量を2mに換算し、表4.1の③～⑤に適合する規格・仕様を選択するため、J 3条件は②を選択し、J 4条件は③～⑤を選択すること。 4. J 3条件において②を選択した場合、側溝単価[円/個]を単価登録すること。 5. J 3条件において②を選択した場合のみ、J 4条件を選択すること。 6. J 5条件において②を選択した場合、J 6条件は①で固定される。 7. J 9条件において①を選択した場合のみ、J 10・J 11条件を選択すること。 8. J 10条件において⑥を選択した場合、砕石単価[円/m³]を単価登録すること。 9. 基礎砕石の材料使用量の補正を含む。 10. U型側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。</p> <p>表4.1 規格・仕様</p> <table border="1"> <tr> <th>規格</th> <th>質量</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">L=600mm</td> <td>60kg/個以下</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>60を超え300kg/個以下</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">L=2,000mm</td> <td>1,000kg/個以下</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>1,000を超え2,000kg/個以下</td> <td>④</td> </tr> <tr> <td>2,000を超え2,900kg/個以下</td> <td>⑤</td> </tr> </table>		施工歩掛コード	S6950	施工単位	m	施工区分	入 力 条 件			J 1	J 2	J 3	各 種	作業区分	L=1,000mm L=4,000mm L=5,000mm の使用の有無	U型側溝 の種類	①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・据付け	①無 ②L=1,000mm ③L=4,000mm ④L=5,000mm	(表4.3)				規格・仕様				(表4.1)				施工規模				①50m以上 (標準) ②50m未満				時間的制約を受ける場合の補正				①無 ②有	J 7	J 8	J 9	J 10	J 11	夜間作業の補正	施工箇所における補正	基礎砕石施工の有無	基礎砕石の種類	基礎砕石10m当り設計数量	①無 ②有	①無 ②小段面部 ③縦排水部	①有 ②無	(表4.2)	(実数入力) (m ³ /10m)	規格	質量	入力番号	L=600mm	60kg/個以下	①	60を超え300kg/個以下	②	L=2,000mm	1,000kg/個以下	③	1,000を超え2,000kg/個以下	④	2,000を超え2,900kg/個以下	⑤	<p>現行どおり</p> <table border="1"> <tr> <td>J 7</td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td>J 10</td> <td>J 11</td> </tr> <tr> <td>夜間作業の補正</td> <td>施工箇所における補正</td> <td>基礎砕石施工の有無</td> <td>基礎砕石の種類</td> <td>基礎砕石10m当り設計数量</td> </tr> <tr> <td>①無 ②有</td> <td>①無 ②小段面部 ③縦排水部</td> <td>①有 ②無</td> <td>(表4.2)</td> <td>(m³/10m) (実数入力)</td> </tr> </table> <p>現行どおり</p>		J 7	J 8	J 9	J 10	J 11	夜間作業の補正	施工箇所における補正	基礎砕石施工の有無	基礎砕石の種類	基礎砕石10m当り設計数量	①無 ②有	①無 ②小段面部 ③縦排水部	①有 ②無	(表4.2)	(m ³ /10m) (実数入力)	備考
施工歩掛コード	S6950	施工単位	m																																																																																								
施工区分	入 力 条 件																																																																																										
	J 1	J 2	J 3																																																																																								
各 種	作業区分	L=1,000mm L=4,000mm L=5,000mm の使用の有無	U型側溝 の種類																																																																																								
	①据付け ②再利用撤去 ③再利用撤去・据付け	①無 ②L=1,000mm ③L=4,000mm ④L=5,000mm	(表4.3)																																																																																								
			規格・仕様																																																																																								
			(表4.1)																																																																																								
			施工規模																																																																																								
			①50m以上 (標準) ②50m未満																																																																																								
			時間的制約を受ける場合の補正																																																																																								
			①無 ②有																																																																																								
J 7	J 8	J 9	J 10	J 11																																																																																							
夜間作業の補正	施工箇所における補正	基礎砕石施工の有無	基礎砕石の種類	基礎砕石10m当り設計数量																																																																																							
①無 ②有	①無 ②小段面部 ③縦排水部	①有 ②無	(表4.2)	(実数入力) (m ³ /10m)																																																																																							
規格	質量	入力番号																																																																																									
L=600mm	60kg/個以下	①																																																																																									
	60を超え300kg/個以下	②																																																																																									
L=2,000mm	1,000kg/個以下	③																																																																																									
	1,000を超え2,000kg/個以下	④																																																																																									
	2,000を超え2,900kg/個以下	⑤																																																																																									
J 7	J 8	J 9	J 10	J 11																																																																																							
夜間作業の補正	施工箇所における補正	基礎砕石施工の有無	基礎砕石の種類	基礎砕石10m当り設計数量																																																																																							
①無 ②有	①無 ②小段面部 ③縦排水部	①有 ②無	(表4.2)	(m ³ /10m) (実数入力)																																																																																							
積算上の注意事項	表記統一のための修正。																																																																																										

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																																																																															
現	行	改 正	備 考																																																																																															
<p>(2) 自由勾配側溝</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6616</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>規格・仕様 (表 4.4)</td> <td>基礎コンクリートの種類 (表 4.5)</td> <td>基礎コンクリート10m当り設計数量 (実数入力) (m³/10m)</td> <td>施工規模 ①50m以上(標準) ②50m未満</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有</td> <td>夜間作業の補正 ①無 ②有</td> </tr> <tr> <td>J 7</td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基礎砕石施工の有無 ①有 ②無</td> <td>基礎砕石の種類 (表 4.2)</td> <td>基礎砕石10m当り設計数量 (実数入力) (m³/10m)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 側溝単価 [円/個] を単価登録すること。 2. J 2 条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 [円/m³] を単価登録すること。 3. J 4 条件において②を選択した場合、J 5 条件は①で固定される。 4. J 7 条件において①を選択した場合のみ、J 8・J 9 条件を入力すること。 5. J 8 条件において⑥を選択した場合、砕石単価 [円/m³] を単価登録すること。 6. 底部コンクリートについては、設計数量を入力すること。 使用総数量 [m³] = 設計数量 × 1.06 (ロス分) 7. 基礎コンクリート及び基礎砕石の材料使用量の補正を含む。 8. 自由勾配側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。</p> <p style="text-align: center;">表 4.4 規格・仕様</p> <table border="1"> <tr> <th>規格</th> <th>質 量</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">L = 2,000mm</td> <td>1,000kg/個以下</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>1,000を超え2,000kg/個以下</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>2,000を超え2,900kg/個以下</td> <td>③</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表 4.5 基礎コンクリートの種類</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>18-8-40 (普通)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>" (高炉)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(各種)</td> <td>③</td> </tr> </table>		施工歩掛コード	S6616	施工単位	m	入 力 条 件			施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	各 種	規格・仕様 (表 4.4)	基礎コンクリートの種類 (表 4.5)	基礎コンクリート10m当り設計数量 (実数入力) (m ³ /10m)	施工規模 ①50m以上(標準) ②50m未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有	J 7	J 8	J 9					基礎砕石施工の有無 ①有 ②無	基礎砕石の種類 (表 4.2)	基礎砕石10m当り設計数量 (実数入力) (m ³ /10m)				規格	質 量	入力番号	L = 2,000mm	1,000kg/個以下	①	1,000を超え2,000kg/個以下	②	2,000を超え2,900kg/個以下	③	種 類	入力番号	18-8-40 (普通)	①	" (高炉)	②	(各種)	③	<p>(2) 自由勾配側溝</p> <table border="1"> <tr> <td>施工歩掛コード</td> <td>S6616</td> <td>施工単位</td> <td>m</td> <td colspan="3">入 力 条 件</td> </tr> <tr> <td>施工区分</td> <td>J 1</td> <td>J 2</td> <td>J 3</td> <td>J 4</td> <td>J 5</td> <td>J 6</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">各 種</td> <td>規格・仕様 (表 4.4)</td> <td>基礎コンクリートの種類 (表 4.5)</td> <td>基礎コンクリート10m当り設計数量 (m³/10m) (実数入力)</td> <td>施工規模 ①50m以上(標準) ②50m未満</td> <td>時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有</td> <td>夜間作業の補正 ①無 ②有</td> </tr> <tr> <td>J 7</td> <td>J 8</td> <td>J 9</td> <td>J 10</td> <td>J 11</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>基礎砕石施工の有無 ①有 ②無</td> <td>基礎砕石の種類 (表 4.2)</td> <td>基礎砕石10m当り設計数量 (m³/10m) (実数入力)</td> <td>底部コンクリートの種類 (表 4.5)</td> <td>底部コンクリート10m当り設計数量 (m³/10m) (実数入力)</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 側溝単価 [円/個] を単価登録すること。 2. J 2 条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 [円/m³] を単価登録すること。 3. J 4 条件において②を選択した場合、J 5 条件は①で固定される。 4. J 6 条件において②を選択した場合、基礎コンクリート及び底部コンクリートの生コンクリート夜間割増額 [円/m³] をそれぞれ単価登録すること。 5. J 7 条件において①を選択した場合のみ、J 8・J 9 条件を入力すること。 6. J 8 条件において⑥を選択した場合、砕石単価 [円/m³] を単価登録すること。 7. J 10 条件において③を選択した場合、生コンクリート単価 [円/m³] を単価登録すること。 8. 基礎コンクリート、基礎砕石及び底部コンクリートの材料使用量の補正を含む。 9. 自由勾配側溝材料が支給品の場合は支給品扱いとして計上する。</p> <p style="text-align: center;">表 4.5 基礎及び底部コンクリートの種類</p> <table border="1"> <tr> <th>種 類</th> <th>入力番号</th> </tr> <tr> <td>18-8-40 (普通)</td> <td>①</td> </tr> <tr> <td>" (高炉)</td> <td>②</td> </tr> <tr> <td>(各種)</td> <td>③</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">現行どおり</p>		施工歩掛コード	S6616	施工単位	m	入 力 条 件			施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6	各 種	規格・仕様 (表 4.4)	基礎コンクリートの種類 (表 4.5)	基礎コンクリート10m当り設計数量 (m ³ /10m) (実数入力)	施工規模 ①50m以上(標準) ②50m未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有	J 7	J 8	J 9	J 10	J 11			基礎砕石施工の有無 ①有 ②無	基礎砕石の種類 (表 4.2)	基礎砕石10m当り設計数量 (m ³ /10m) (実数入力)	底部コンクリートの種類 (表 4.5)	底部コンクリート10m当り設計数量 (m ³ /10m) (実数入力)		種 類	入力番号	18-8-40 (普通)	①	" (高炉)	②	(各種)	③	<p>表記統一のための修正。</p> <p>底部コンクリート材料費を別途積上方式から改定。</p>
施工歩掛コード	S6616	施工単位	m	入 力 条 件																																																																																														
施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																																																																												
各 種	規格・仕様 (表 4.4)	基礎コンクリートの種類 (表 4.5)	基礎コンクリート10m当り設計数量 (実数入力) (m ³ /10m)	施工規模 ①50m以上(標準) ②50m未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有																																																																																												
	J 7	J 8	J 9																																																																																															
	基礎砕石施工の有無 ①有 ②無	基礎砕石の種類 (表 4.2)	基礎砕石10m当り設計数量 (実数入力) (m ³ /10m)																																																																																															
規格	質 量	入力番号																																																																																																
L = 2,000mm	1,000kg/個以下	①																																																																																																
	1,000を超え2,000kg/個以下	②																																																																																																
	2,000を超え2,900kg/個以下	③																																																																																																
種 類	入力番号																																																																																																	
18-8-40 (普通)	①																																																																																																	
" (高炉)	②																																																																																																	
(各種)	③																																																																																																	
施工歩掛コード	S6616	施工単位	m	入 力 条 件																																																																																														
施工区分	J 1	J 2	J 3	J 4	J 5	J 6																																																																																												
各 種	規格・仕様 (表 4.4)	基礎コンクリートの種類 (表 4.5)	基礎コンクリート10m当り設計数量 (m ³ /10m) (実数入力)	施工規模 ①50m以上(標準) ②50m未満	時間的制約を受ける場合の補正 ①無 ②有	夜間作業の補正 ①無 ②有																																																																																												
	J 7	J 8	J 9	J 10	J 11																																																																																													
	基礎砕石施工の有無 ①有 ②無	基礎砕石の種類 (表 4.2)	基礎砕石10m当り設計数量 (m ³ /10m) (実数入力)	底部コンクリートの種類 (表 4.5)	底部コンクリート10m当り設計数量 (m ³ /10m) (実数入力)																																																																																													
種 類	入力番号																																																																																																	
18-8-40 (普通)	①																																																																																																	
" (高炉)	②																																																																																																	
(各種)	③																																																																																																	
積算上の注意事項																																																																																																		

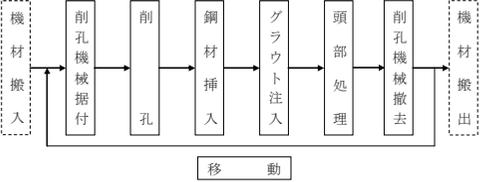
VI-1-⑩-7

改正理由	一部改正	改正 現行	備考											
現	行	改	正											
	<p>⑱ 橋面防水工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。</p> <p>(1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事 1) 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。 2) 溶着機によるシート設置（加熱、常温溶着型）の場合。</p> <p>(2) 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事 1) ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 舗装系防水による防水工事の場合。 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。 3) 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。 4) 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性を有する防水）の場合。 5) 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。 6) 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。 7) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p style="text-align: center;">シート系防水</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新 設</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">VI-1-⑱-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	新 設	○	○	○	<p>⑱ 橋面防水工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による橋面防水工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 コンクリート床版に対する以下の工事に適用する。</p> <p>(1) シート系防水（アスファルト系）による防水工事 1) 人力による流し貼り（流し貼り型）の場合。 2) 溶着機によるシート設置（加熱、常温溶着型）の場合。</p> <p>(2) 塗膜系防水（アスファルト系）による防水工事 1) ローラー・刷毛などを使用した人力施工の場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 舗装系防水による防水工事の場合。 2) 塗膜系防水のうち、エポキシ樹脂系又は反応型による防水工事の場合。 3) 塗膜系防水のうち、吹付け機等を使用した機械施工の場合。 4) 高性能防水（防水性・遮塩性、舗装及び床版との接着性が高い材料を使用し、長期間にわたり耐久性を有する防水）の場合。 5) 防水以外の効果を併せクラック補修材などに類するシートの場合。 6) 炭素繊維またはガラス繊維などのシートを用いた場合。 7) <u>離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p>	適用範囲の明確化
工 種	市場単価													
	機	労	材											
新 設	○	○	○											
積算上の注意事項		現行どおり												

工 種	グルーピング工
-----	---------

改正理由	一部改正	改正 現行																				
現 行	改 正	備 考																				
<p>⑨ グルーピング工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、グルーピング工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 道路に設置する乾式及び湿式グルーピング工。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 溝に樹脂等を充填するグルーピングの場合。 2) 空港の滑走路、誘導路のグルーピングの場合。 3) <u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u></p> <p>4) 時間的制約を受ける場合、夜間作業及び未供用区間の場合。 5) その他、規格、仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" data-bbox="324 730 510 850"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>グルーピング工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 グルーピング工の市場単価の規格・仕様は、下記のとおりとする。</p> <p>表2.1 規格・仕様</p> <table border="1" data-bbox="427 943 775 1042"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>縦 方 向 幅9mm～深さ6mm～間隔60mm</td> <td rowspan="2">㎡</td> </tr> <tr> <td>幅9mm～深さ4mm～間隔60mm</td> </tr> <tr> <td>横 方 向 幅9mm～深さ6mm～間隔60mm</td> <td rowspan="2">m</td> </tr> <tr> <td>幅36mm～深さ10mm(路面排水用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 間隔とは、溝の中心間距離である。 2. 横方向 幅 36mm～深さ 10mmは、路面排水を目的とする場合に適用する。</p> <p>(イメージ図)</p>  <p>VI-1-⑨-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	グルーピング工	○	○	○	規格・仕様	単位	縦 方 向 幅9mm～深さ6mm～間隔60mm	㎡	幅9mm～深さ4mm～間隔60mm	横 方 向 幅9mm～深さ6mm～間隔60mm	m	幅36mm～深さ10mm(路面排水用)	<p>現行どおり</p> <p>3) <u>特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</u></p> <p>現行どおり</p>	<p>適用範囲の明確化</p>	
工 種		市場単価																				
	機	労	材																			
グルーピング工	○	○	○																			
規格・仕様	単位																					
縦 方 向 幅9mm～深さ6mm～間隔60mm	㎡																					
幅9mm～深さ4mm～間隔60mm																						
横 方 向 幅9mm～深さ6mm～間隔60mm	m																					
幅36mm～深さ10mm(路面排水用)																						
積算上の注意事項																						

工 種	市場単価(鉄筋挿入工(ロックボルト工))
-----	----------------------

改正理由	一部改正	改正 現行											
現 行	改 正	備 考											
<p>⑳ 鉄筋挿入工(ロックボルト工)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による鉄筋挿入工(ロックボルト工)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 法面における鉄筋挿入工(ロックボルト工)のうち、以下の現場条件、削孔径、削孔長に適合する場合。 1) 削孔に要する重機が搬入可能な場合：削孔長1m以上5m以下、削孔径42mm以上65mm以下、法面垂直高さ30m以下。 2) 削孔が仮設足場(単管足場)または土足場となる場合：削孔長1m以上5m以下、削孔径42mm以上65mm以下、法面垂直高さ40m以下(ただし、機械設置基面から削孔位置までの高さが1m以下)。 3) 削孔がロープ足場(命綱)となる場合：削孔長1m以上2m以下、削孔径42mm以上50mm以下、法面垂直高さ40m以下。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの 1) 自穿孔材による施工の場合 2) 逆巻き施工の場合 3) 土質が硬岩、玉石混り土を含む場合 4) 削孔後の孔壁が自立しない場合 5) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" data-bbox="215 932 416 1070"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋挿入工</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※×</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 削孔機械の横移動手間を含む。 2. 削孔用のドリルロッド、ビット、シャンクロッド及びスリーブ損耗費を含む。 3. ※鋼材の材料費、グラウト材の材料費、頭部処理の材料費(角座金、ナット、ワッシャー、オイルキャップ、グリス等)については、施工単価入力基準(SF701)により考慮されるため、別途計上する必要はない。 4. 市場単価には、頭部処理のナットの締付けに要する費用が含まれており、キャップ装着の有無は問わず、適用出来る。</p> <p style="text-align: center;">VI-1-⑳-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	鉄筋挿入工	○	○	※×	<p>5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合、特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合</p>	<p>適用範囲の明確化</p>
工 種		市場単価											
	機	労	材										
鉄筋挿入工	○	○	※×										
積算上の注意事項													

改正理由	一部改正	改正 現行	備考																																															
	<p>②1) コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.1に示す工種。 2) 特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p style="text-align: center;">表1.1 特別調査によるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>コンクリート劣化部除去を目的とする場合</td> <td>コンクリート面以外に適用する場合</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面に保護塗装等が施されている場合</td> <td>鉄筋の切断を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>洗浄、異物除去等を目的とする場合</td> <td>構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>配筋部および作業の場合</td> <td>区画線消去を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>構造物の削孔を目的とする場合</td> <td></td> </tr> </table> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">仮 設 工</th> <th rowspan="2">飛 散 防 止</th> <th rowspan="2">W J 表 面 処 理 作 業</th> <th rowspan="2">清 掃 ・ 廃 材 回 収</th> <th rowspan="2">廃 材 積 込 み</th> <th rowspan="2">廃 材 運 搬 ・ 処 理</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 仮設工とは、足場工、防護工とする(必要に応じて別途計上)。 2. 材料費は清水等とする。 3. 単価には、ウォータージェット作業に関わる機械設備一式を含む。また、清水の調達に関する費用、濁水処理に関する費用も含む。ただし、濁水処理によって発生した沈殿物の処分費については、別途考慮すること。 4. 交通誘導警備員を必要とする場合は、別途計上する。 5. WJは、ウォータージェットの略</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 規格・仕様区分</p> <table border="1"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>コンクリート表面処理</td> <td>㎡</td> </tr> </table> <p>図2.1 コンクリート表面処理(参考図)</p>  <p style="text-align: center;">VI-1-②1-1</p>	コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合	コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合	洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合	配筋部および作業の場合	区画線消去を目的とする場合	構造物の削孔を目的とする場合		工 種	市場単価			仮 設 工	飛 散 防 止	W J 表 面 処 理 作 業	清 掃 ・ 廃 材 回 収	廃 材 積 込 み	廃 材 運 搬 ・ 処 理	機	労	材	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	○	○	○							規格・仕様	単位	コンクリート表面処理	㎡	<p>②1) コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) ウォータージェットシステムを用いた健全な既設コンクリート構造物の表面を粗にすることを目的とした処理作業。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 表1.1に示す工種。 2) <u>離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。特殊地域において労務費の補正が適用される工事の場合。</u> 3) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p style="text-align: center;">表1.1 特別調査によるもの</p> <table border="1"> <tr> <td>コンクリート劣化部除去を目的とする場合</td> <td>コンクリート面以外に適用する場合</td> </tr> <tr> <td>コンクリート面に保護塗装等が施されている場合</td> <td>鉄筋の切断を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>洗浄、異物除去等を目的とする場合</td> <td>構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>配筋部および作業の場合</td> <td>区画線消去を目的とする場合</td> </tr> <tr> <td>構造物の削孔を目的とする場合</td> <td></td> </tr> </table>	コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合	コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合	洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合	配筋部および作業の場合	区画線消去を目的とする場合	構造物の削孔を目的とする場合		適用範囲の明確化
コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合																																																	
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合																																																	
洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合																																																	
配筋部および作業の場合	区画線消去を目的とする場合																																																	
構造物の削孔を目的とする場合																																																		
工 種	市場単価			仮 設 工	飛 散 防 止	W J 表 面 処 理 作 業	清 掃 ・ 廃 材 回 収	廃 材 積 込 み	廃 材 運 搬 ・ 処 理																																									
	機	労	材																																															
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	○	○	○																																															
規格・仕様	単位																																																	
コンクリート表面処理	㎡																																																	
コンクリート劣化部除去を目的とする場合	コンクリート面以外に適用する場合																																																	
コンクリート面に保護塗装等が施されている場合	鉄筋の切断を目的とする場合																																																	
洗浄、異物除去等を目的とする場合	構造物の打ち抜き(開口)を目的とする場合																																																	
配筋部および作業の場合	区画線消去を目的とする場合																																																	
構造物の削孔を目的とする場合																																																		
積算上の注意事項		現行どおり																																																